

福祉社会学会第4回大会 報告予稿集

2006年6月24日(土)・25日(日)

大阪市立大学 1号館・法学部棟

目次

| | |
|----------------|-------|
| 開催要綱 | |
| タイムテーブル | |
| シンポジウム要旨 | |
| パネル・ディスカッション要旨 | |
| テーマ・セッション要旨 | |
| 自由報告部会報告要旨 | |
| 大会参加者の方々へのご案内 | |
| 予稿 | |
| 基調講演 | |
| シンポジウム | |
| パネル・ディスカッション | |
| テーマ・セッション | |
| 第1部会 | |
| 第2部会 | |
| 第3部会 | |
| 第4部会 | |

福祉社会学会第4回大会プログラム

| | | | |
|------|----------------------|----------|----------|
| 日程 | 2006年6月24日(土)・25日(日) | | |
| 会場 | 大阪市立大学 1号館・法学部棟 | | |
| 参加費 | 事前振込み(会員割引) | 一般 3000円 | 院生 2000円 |
| | 当日 | 一般 4000円 | 院生 3000円 |
| 懇親会費 | 事前振込み(会員割引) | 一般 3000円 | 院生 2000円 |
| | 当日 | 一般 4000円 | 院生 3000円 |

第1日目 6月24日(土)

| | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10:00～12:00 | 理事会 |
| 12:00 | 受付開始(全日1号館) |
| 13:00～13:40 | 基調講演： 【法学部棟730教室】 「福祉社会研究の3つのレベル - マクロ、メゾ、ミクロ」 山手茂(新潟医療福祉大学) |
| 14:00～17:40 | パネル・ディスカッション【1号館 122教室】 「大阪におけるホームレスとソーシャル・インクルージョン」 テーマ・セッション 【1号館 128教室】 「福祉社会学における計量的方法」 自由報告 第1部会 【1号館 127教室】 14:00～14:35:第1報告 15:10～15:45:第3報告 16:30～17:05:第5報告 14:35～15:10:第2報告 15:55～16:30:第4報告 17:05～17:40:第6報告 |
| 18:00～20:00 | 懇親会 【田中記念館1階メタセコイヤ】 |

第2日目 6月25日(日)

受付は全日1号館です

| | |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9:25～12:20 | 自由報告 第2部会 【1号館 127教室】 第3部会 【1号館 128教室】 第4部会 【1号館 125教室】 9:20～9:55:第1報告 10:30～11:05:第3報告 11:40～12:15:第5報告 9:55～10:30:第2報告 11:05～11:40:第4報告 |
| 12:20～13:00 | 昼休み(お弁当) |
| 13:00～13:50 | 総会 【法学部棟 730教室】 |
| 14:00～17:30 | シンポジウム 【法学部棟 730教室】 「福祉社会の基盤を問う:ソーシャル・キャピタルとソーシャル・サポート」 |

第1日目 6月24日(土)

13:00～13:40 基調講演

【法学部棟 730教室】

「福祉社会研究の3つのレベル - マクロ、メゾ、ミクロ - 」

山手茂(新潟医療福祉大学)

14:00～17:40 パネル・ディスカッション

【1号館 122教室】

「大阪におけるホームレスとソーシャル・インクルージョン」

司会：鎮目真人(同志社女子大学)

報告者

1. 「ホームレス状態をめぐる公的扶助行政の展開と課題 - 大阪を中心に - 」

嵯峨嘉子(大阪府立大学)

2. 「大阪市における野宿者の析出と固定化」

妻木進吾(日本学術振興会特別研究員・同志社大学)

3. 「救護施設を退所した方のアフターケアの現状と課題」

織田隆之(日本ヘレンケラー財団・今池平和寮)

討論者

岡部卓(首都大学東京)

平川茂(四天王寺国際仏教大学)

14:00～17:40 テーマ・セッション

【1号館 128教室】

「福祉社会学における計量的方法」

司会：中田 知生(北星学園大学)

1. 高齢者の社会ネットワークと健康状態の性差について

金貞任(東京福祉大学) 武川正吾(東京大学大学院) 平岡公一(お茶の水女子大学)

中田知生(北星学園大学) 和気康太(明治学院大学)

2. 福祉社会学研究におけるパネル調査の意義と課題

村上あかね(財団法人家計経済研究所)

3. 地域における健康の不平等の分析 階層線形モデルを用いて

中田知生(北星学園大学)

4. 福祉研究における共分散分析手法 フォーマルケア選好に関するモデルの検証

山口麻衣(宇都宮短期大学)

5. 民主化と所得の再分配 横断的国家データを用いた計量分析

高田洋(札幌学院大学)

6. 高齢期の生活不安をめぐる意識連関と規定要因

三重野卓(山梨大学)

14:00～17:40 自由報告

< 第1部会 > 【1号館 127教室】

司会：杉岡直人（北星学園大学）

萩原康生（大正大学）

1. 中山間地における地域福祉計画とソーシャルキャピタル

- 持続可能な集落コミュニティの形成の視点から

野口定久(日本福祉大学)小松理佐子(日本福祉大学)

2. 中山間地におけるソーシャル・キャピタルの醸成の方法 子育て・介護の視点から

小松理佐子(日本福祉大学)野口定久(日本福祉大学)

3. 市町村合併と福祉行政サービス - 大分県日田市の場合 -

奥田憲昭(大分大学)

4. まちのバリアフリー化と「使用者性」

岐阜県高山市「バリアフリーのまちづくり」を事例に

猪熊ひろか(東京大学大学院)

5. 団塊の世代の地域活動への参加意向

「新しい高齢者」のライフスタイルの視点から

小澤千穂子(大妻女子大学)

6. ヘルスケアの産業モデル コミュニティビジネスの社会的運営環境の分析

稲垣伸子(中京大学大学院)

18:00-20:00 懇親会

【田中記念館 メタセコイヤ】

第2日目 6月25日(日)

9:20~12:15 自由報告

<第2部会> 【1号館 127教室】

司会：上村泰裕（法政大学）

1. 集合的 ID から経験運動へ トゥレーヌ学派モデル/方法による LETS 変容の事例分析
濱西栄司(京都大学大学院)
2. 福祉国家における分配システムと規範 - 疑似市場の模範的根拠について -
松尾亘(東京都立大学大学院)
3. シティズンシップと社会的排除
亀山俊朗(大阪大学大学院)
4. 社会福祉領域の価値研究に関する一考察 価値の問い直し要請の位置付けと、統合の視座
寺田貴美代(清和大学短期大学部)

<第3部会> 【1号館 128教室】

司会：鍾家新（明治大学）

1. 福祉大改革後のワークフェア政策 ニューヨーク市の事例をもとに
小林勇人(立命館大学大学院)
2. 福祉サービスの創出と「社会的企業」 伊・トレントの社会的協同組合セクターの展開
清水洋行(東京学芸大学)藤井敦史(立教大学)
3. 欧州社会的企業の組織戦略とその基盤 伊・トレントの社会的協同組合を事例として
藤井敦史(立教大学)清水洋行(東京学芸大学)
4. 日本人の老年期の変容 フィンランドの高齢者に対する面接調査から
田中里美(広島国際学院大学)
5. 中国瀋陽市のモデル社区にみるボランティア活動の実践
- 瀋陽市におけるボランティア活動の調査から -
薛迪(お茶の水女子大学大学院)

< 第4部会 > 【1号館 125教室】

司会：天田城介（立命館大学）

1. ボランティア活動の量的貢献評価の試み

李義昭（追手門学院大学）

2. パーンアウト予測モデルの構築に関する実証的研究 高齢者福祉施設介護職の性差に着目して

澤田有希子（関西学院大学大学院）

3. 施設入所によって高齢者は何を手にするのか 利用者が語ったライフヒストリーから

吉岡なみ子（お茶の水女子大学大学院）

4. ケアマネジメントにおける信頼関係の形成に関する研究 質的研究による分析

山井理恵（明星大学）

5. 公的保証人制度の取り組みとその課題について

中村好孝（一橋大学）

13:00～13:50 総会

【法学部棟 730教室】

14:00～17:30 シンポジウム

【法学部棟 730教室】

「福祉社会の基盤を問う：ソーシャル・キャピタルとソーシャル・サポート」

司会：三重野卓（山梨大学）・田淵六郎（名古屋大学）

報告者：

1. 「ソーシャル・キャピタルとNPO・ボランティア」

田中敬文（東京学芸大学）

2. 「ソーシャル・キャピタルと健康」

藤澤由和（新潟医療福祉大学）

3. 「ソーシャル・サポート研究から何が言えるのか

- ソーシャル・サポート、ケア、社会資本」 稲葉昭英（首都大学東京）

討論者：

岩間暁子（和光大学）

平野隆之（日本福祉大学）

シンポジウム報告要旨

「福祉社会の基盤を問う：ソーシャル・キャピタルとソーシャル・サポート」

【6月25日午後・法学部棟 730教室】

司会者：三重野卓（山梨大学）・田淵六郎（名古屋大学）

近年、社会学や公共政策論の分野において、社会の統合や人々の関係性について新たな関心が持たれている。例えば、共生、社会的包摂、社会的凝集性、ネットワークなどさまざまな概念をめぐる議論が活発化しているが、本シンポジウムでは、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）およびソーシャル・サポートに焦点を合わせ、それらの考え方の共通性と差異について明らかにする。そのうえで、少子高齢化などによって社会の持続可能性が揺らぐ状況のなかで、これからの「福祉社会」の基盤を何に求めればよいのか、検討を加え、今後の福祉社会学の可能性を論じることにはしたい。

報告者：

1. 「ソーシャル・キャピタルとNPO・ボランティア」 田中敬文（東京学芸大学）
2. 「ソーシャル・キャピタルと健康」 藤澤由和（新潟医療福祉大学）
3. 「ソーシャル・サポート研究から何が言えるのか
- ソーシャル・サポート、ケア、社会資本 - 」 稲葉昭英（首都大学東京）

討論者：岩間暁子（和光大学）・平野隆之（日本福祉大学）

パネル・ディスカッション要旨

「大阪におけるホームレスとソーシャル・インクルージョン」

【6月24日午後・1号館 122教室】

司会：鎮目真人（同志社女子大学）

景気の拡大によっても、ホームレス状態になる人は依然として増加しており、その社会的支援が課題となっている。周知のように、大阪の西成ではそうした問題が先鋭化しており、また、ホームレス状態にある人を社会的に包摂する取り組みも様々な形で行われている。そこで、本パネル・ディスカッションでは、大阪の西成地区などに焦点を当て、その地域で人々がホームレス状態になる過程を捉え、それに対する社会的包摂の取り組みをマクロとミクロの視点からみることにしたい。マクロ的な取り組みとしては、大阪市によるホームレスの人に対する行政施策を取り上げ、ミクロ的な取り組みとしては、民間救護施設によるホームレス状態脱却のための自立支援を取り上げる。

報告者：

1. 「ホームレス状態をめぐる公的扶助行政の展開と課題 - 大阪を中心に - 」 嵯峨嘉子（大阪府立大学）
2. 「大阪市における野宿者の析出と固定化」 妻木進吾（日本学術振興会特別研究員・同志社大学）
3. 「救護施設を退所した方のアフターケアの現状と課題」

織田隆之（日本ヘレンケラー財団・今池平和寮）

討論者：岡部卓（首都大学東京）・平川茂（四天王寺国際仏教大学）

テーマ・セッション要旨：「福祉社会学における計量的方法」

【6月24日午後・1号館 128教室】

司会：中田 知生（北星学園大学）

このセッションの目的は、統計的手法を用いる研究において、データそのもの、もしくは、仮説と、計量手法をどのように結びつけるのかという問題について、福祉社会学における研究例からそれらを紹介することである。仮説の構築などを含めた計量的な方法を積極的に紹介する場を設けることにより、特に新しい分析手法の紹介を通じて、当該手法についての知識、仮説の構築の方法、その仮説をどのように検証するかというアイデア、分析手法の利用可能性などを広く伝えることができるだろう。

1．高齢者の社会ネットワークと健康状態の性差について

金貞任（東京福祉大学）武川正吾（東京大学大学院）平岡公一（お茶の水女子大学）
中田知生（北星学園大学）和気康太（明治学院大学）

日本の介護保険制度改正では、介護予防重視型システムへの転換に取り組んでいる。要支援・要介護になる恐れがある高齢者が健康状態を維持・向上しながら日常生活を営むことは非常に重要である。健康状態には、多様な要因が影響を与えると考えられるが、日常生活と関連がある社会ネットワークがどのような役割を果たすかを明らかにすることは非常に重要である。

本研究では、在宅高齢者の健康状態に影響を与える要因について、社会ネットワークが果たす役割に着目しつつ分析することを目的とする。その際には、高齢者の性差に基づいて分析する。

2．福祉社会学研究におけるパネル調査の意義と課題

村上あかね（財団法人家計経済研究所）

本報告は「データ」に注目して、福祉社会学における計量的方法の新たな展開の可能性を検討する。パネル調査は従来型の（繰り返し）縦断的調査では十分に把握できなかった点をより明確にできるため、分析を通じた理論構築・精緻化への貢献が期待できる。しかし、パネル調査も万能ではない。本報告では、応用例を示しつつ、社会調査・データ分析の方法論的観点ならびに実務的な観点から、パネル調査の意義と課題について述べたい。

3．地域における健康の不平等の分析 階層線形モデルを用いて

中田知生（北星学園大学）

本研究の目的は Philimore ら(1992)が提示した都鄙による健康の不平等の仮説を、階層線形モデルを用いて分析することである。彼らの仮説は、都市部においては、健康に対する資源のばらつきも高いために、それらが相対的に低い地方部よりは、それらの資源から健康への効果が小さいというものである。このような仮説は、単なる回帰分析では検証できない。このような例から、階層線形モデルの使用法を示す。

4．福祉研究における共分散分析手法 フォーマルケア選好に関するモデルの検証

山口麻衣（宇都宮短期大学）

本報告は、共分散構造分析手法を用いた高齢期のフォーマルケア選好に関するモデルのデータ適合性を検討した実証研究結果を示しながら、福祉研究における共分散構造分析活用の課題と可能性について検討することを目的とする。

この実証研究はN県C市の有子・配偶者の高年者（60-74歳）635名を対象とした（2003.11実施）。理論モデルの検討や分析プロセスを示した上で、潜在変数を含むモデルの有用性について考察する。

5．民主化と所得の再分配 横断的国家データを用いた計量分析

高田洋（札幌学院大学）

民主主義は社会的葛藤の存在を前提とするが、同時に、社会的葛藤を調整し最適化する機能を持つ。所得不平等は、社会的葛藤の大きな源泉のひとつであるとともに、民主化がもたらす所得の再分配の結果でもある。このような民主化と所得の再分配の関係については、因果の方向について異なる理論がある。本報告では、民主化と不平等および経済の関係における仮説を、横断的な国家データに基づき、計量分析モデルによって分析検証する。

6．高齢期の生活不安をめぐる意識連関と規定要因

三重野卓（山梨大学）

本報告では、内閣府が実施した「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」（三重野は委員として参加）の60歳以上のデータを分析する。具体的には、（ ）様々な不安の構造を明らかにし、（ ）一般的な「不安感」と「高齢者への優遇」「高齢者への差別」などの意識連関についても検討を加える。さらに、（ ）こうした「不安感」を被説明変数とし、上記の意識項目や「暮らし向き」「日常生活への影響」、および、世帯構成などの客観的要因を説明変数として、モデル化を行う。

自由報告部会 報告要旨

<第1部会>【6月24日午後・1号館 127教室】

司会：杉岡直人（北星学園大学）
萩原康生（大正大学）

1．中山間地における地域福祉計画とソーシャルキャピタル

持続可能な集落コミュニティの形成の視点から

野口定久（日本福祉大学）小松理佐子（日本福祉大学）

現在、中山間地域では、超高齢・少子・人口流出・過疎化が進行し、全国の集落の約2割が消滅の危機にある。本報告では、山形県最上町におけるソーシャルキャピタル（SC）のアンケート調査（20歳以上の全住民）及び集落での集団ヒアリング調査（各年代の女性）を通して、集落の地縁組織と新たな住民活動の結合による豊かなSCの在り様を模索し、持続可能な集落コミュニティの生活機能を総合的に維持する方策を提示したい。

2．中山間地におけるソーシャル・キャピタルの醸成の方法 子育て・介護の視点から

小松理佐子（日本福祉大学）野口定久（日本福祉大学）

本報告は、子育て・介護のための環境という視点から中山間地のソーシャル・キャピタルの実態を明らかにし、その醸成の方法を考察しようとするものである。先行調査では、「結束型」のネットワークのマイナスの効果が指摘されているが、中山間においては「結束型」の性格が強くみられる。子育て・介護をする上においてプラスとなりうるソーシャル・キャピタルの醸成の方法を、山形県最上町で実施した調査をもとに検討する。

3．市町村合併と福祉行政サービス - 大分県日田市の場合 -

奥田憲昭（大分大学）

市町村合併は住民への福祉サービスのあり方に多大な影響を与える。その影響は、福祉行政組織の変化が住民に及ぼす影響と合併後の福祉行政サービスそのものの変化が住民に及ぼす影響とに分けられる。本報告においては大分県日田市郡（日田市・天瀬町・大山町・前津江村・中津江村・上津江村）の合併を事例として、福祉行政組織の変化を踏まえながら、後者の福祉行政サービスの变化が住民生活に及ぼす影響に焦点を当てその実態を解明する。

4．まちのバリアフリー化と「使用者性」

岐阜県高山市「バリアフリーのまちづくり」を事例に

猪熊ひろか（東京大学大学院）

本報告は、まちのバリアフリー化にかかわる計画者と設計者がどのようにバリアフリー化に取り組んでいるのかについて、岐阜県高山市での取り組みを通してその内実と意義を明らかにすることを旨とする。とくに、バリアフリー化を進める基準として「使用性」と「使用者性」の差異に着目し、その差異を埋めるために計画者や設計者がいかに振舞うかについてヒアリング等をもとに検討を行う。

5. 団塊の世代の地域活動への参加意向 「新しい高齢者」のライフスタイルの視点から

小澤千穂子（大妻女子大学）

2007年以降、団塊の世代の地域活動参入に期待が寄せられている。町会・NPO等、新旧の地域自治組織の再生や活性化の担い手と目されているが、他方で、彼らの高齢期のライフスタイルは、これまでとは異なったものとなり、必ずしも地域に根を下ろすとは言えない可能性も指摘される。そこで、東京山の手における標本調査の結果を用い、そのライフスタイル、社会的ネットワークと地域活動への参加意向を世代間比較により検討する。

6. ヘルスケアの産業モデル コミュニティビジネスの社会的運営環境の分析

稲垣伸子（中京大学大学院）

介護保険の5年区切りの制度改正により、在宅介護サービスは財政調整と予防の視点により給付を再構成され、サービスの質への関心は事業主体を問わずいっそう強調されている。地域の多様な事業主体は、広域展開企業の拠点と競合しあいながら、本サービス固有の異企業連携を規範づけられている。地域性が強いコミュニティ型事業の社会的な意義と効果について、事業行動と環境との相互作用を射程におき、ケース地区における検討を行いたい。

<第2部会>【6月25日午前・1号館 127教室】

司会：上村泰裕（法政大学）

1. 集合的IDから経験運動へ トウレーヌ学派モデル/方法によるLETS変容の事例分析

濱西栄司（京都大学大学院）

本報告では、ヨーロッパの社会運動論において注目されている「経験運動」モデルを、LETS（地域通貨運動）2団体（釜ヶ崎他）の事例分析（参与観察・社会学的介入）を通して検証し、従来の「集合的ID」モデルと対立するこのモデルが現代の「排除社会」（トウレーヌ）の新しい集合行為の理解に有効であることを論じる。報告の前段で、社会運動論の多様な方法的レパートリーを紹介し、本報告の位置づけをおこなう。

2. 福祉国家における分配システムと規範 - 疑似市場の規範的な根拠について -

松尾亘（東京都立大学大学院）

本研究は、福祉国家における分配システムを理論的に論じる際の論理が、正当化の根拠としての規範とどのように関連しているかを分析する。

特に、社会政策における「市場化」と呼ばれる動向、疑似市場活用の論じられ方と規範的な支持・不支持との関連について検討する。

結論として、「市場化」の動向は単線的な変化としてよりも、規範の多元化と、対応する分配システムの多元化として理論的に把握できる可能性を示す。

3．シティズンシップと社会的排除

亀山俊朗（大阪大学大学院）

福祉国家のシティズンシップは、新自由主義的な立場から、また、マイノリティや女性などの立場から、批判されてきた。社会的排除論をはじめとする近年の議論は、こうした批判を踏まえ、これまで国家による財やサービスの平等な分配と理解されがちだったシティズンシップを、人びとの参加の保障などにより再定義しようとしている。こうした問題を考える際、権利／義務や民主主義の概念の再検討もまた求められている。

4．社会福祉領域の価値研究に関する一考察 価値の問い直し要請の位置付けと、統合の視座

寺田貴美代（清和大学短期大学部）

近年、社会福祉領域においては、価値についての関心が高まりをみせ、価値研究の重要性が指摘されている。ただし、価値の根拠や妥当性、正当性については、それを問い直す必要が論じられている。そこで、価値研究をアプローチの観点から把握し、価値の問い直し要請が提起す問題を整理する。そして、この要請に応えるアプローチについて検討した上で、社会福祉領域における価値研究に必要な視座について考察する。

<第3部会>【6月25日午前・1号館 128教室】

司会：鍾家新（明治大学）

1．福祉大改革後のワークフェア政策 ニューヨーク市の事例をもとに

小林勇人（立命館大学大学院）

米国では1996年の福祉大改革により、公的扶助制度が抜本的に変革されワークフェア政策が強化されることになった。ワークフェアとは、公的扶助の受給要件として就労能力がある受給者に職業斡旋や就労経験プログラムへの参加を義務付ける政策である。本報告では、福祉改革後のワークフェア政策について、ニューヨーク市の事例をもとに検討する。

2．福祉サービスの創出と「社会的企業」 伊・トレントの社会的協同組合セクターの展開

清水洋行（東京学芸大学）

藤井敦史（立教大学）

欧州レベルで「社会性」と「企業性」とを備えた非営利組織として「社会的企業」が提起されているが、イタリアでは社会的協同組合がそれにあたる。本報告では、トレント地域における高齢者施設、児童施設、障害者の職業訓練、移民の就労支援を行う社会的協同組合とその関連諸団体への訪問調査にもとづき、それらの生成に関わる地域内の主体およびEUなど地域外的な主体との多様な集団間関係に焦点をあてて考察を行う。

3．欧州社会的企業の組織戦略とその基盤 伊・トレントの社会的協同組合を事例として

藤井敦史（立教大学）

清水洋行（東京学芸大学）

イタリアの社会的協同組合は、欧州社会的企業の典型例とされているが、そこでは「社会性」と「企業性」を結び付けるため、地域に密着した小規模組織によるコンソーシアムが重視されている。本報告では、トレント県で障害者就労支援等に従事する社会的協同組合と関連諸団体への訪問調査に基づき、社会的協同組合が、「社会性」を担保しながら事業展開する際の組織戦略とそれを可能にしている制度的枠組みについて考察する。

4．日本人の老年期の変容 フィンランドの高齢者に対する面接調査から

田中里美（広島国際学院大学）

日本で介護保険法が施行されたことをふまえ、フィンランドの高齢者を対象として、高齢者福祉サービスの利用に関する面接調査を行なった。その結果、高齢者福祉サービスの利用の歴史に関して日本に先行するフィンランドでは、人々の描く老年期が、提供されるサービスの種別に合わせて段階的に分節化されていることが明らかになった。高齢者福祉サービスの普及が見込まれる日本でも、老年期の展望について、同様の変化が予想される。

5．中国瀋陽市のモデル社区にみるボランティア活動の実践

- 瀋陽市におけるボランティア活動の調査から -

薛迪（お茶の水女子大学大学院）

本報告は、高齢化が深刻になりつつある中国社会において、都市部では主要な福祉サービス提供主体として大きく注目を浴びている社区にみるボランティア活動の実践を検討する。ボランティア活動に対する評価は、それぞれの人の政治的立場、社会階層、活動経験の有無などにより異なるものと予測される。こうした属性別の分析を通して、そこで行われているボランティア活動の実態やボランティアの活動動機などに焦点を当てて報告する。

<第4部会>【6月25日午前・1号館 125教室】

司会：天田城介（立命館大学）

1．ボランティア活動の量的貢献評価の試み

李義昭（追手門学院大学）

「2001年ボランティア国際年」は、ボランティア活動の必要性の高まりを説く一方で、その貢献について、職務が市場賃金の支払いを伴わず、しばしば非公式で組織化されていないため、多くが正当に評価されないとし、ボランティア部門による国家の福祉と発展について、質的影響の測定と量的貢献の分析を行う必要があるとした。ここでは、高齢者ボランティアの意識と実態の調査研究を通して、地域社会での活躍を記述し、社会に対する量的貢献の評価を試みている。

2. パーンアウト予測モデルの構築に関する実証的研究

高齢者福祉施設介護職の性差に着目して

澤田有希子（関西学院大学大学院）

本研究は、先行研究で性差が指摘されるキャリア意識と職場内サポートの2要因に着目し、高齢者福祉施設介護職のパーンアウト予測モデルを構築して検証した。共分散構造分析の結果、モデルは適合度が高く、仮説は部分的に支持された。昇進志向を持つこと、教育年数が短いことが、パーンアウトを低減する可能性が示された。福祉現場では、高学歴化する介護職の適切なキャリア発達を支援するための制度づくりや組織改革が求められる。

3. 施設入所によって高齢者は何を手にするのか 利用者が語ったライフヒストリーから

吉岡なみ子（お茶の水女子大学大学院）

ゴフマンが、一定の能力を欠く無害な人びとを世話するための施設（「全制的施設」）は、入所したもつからさまざまなものを「制度的に剥奪し無力化する」（ゴフマン 1961:4）とつてから約半世紀がすぎた。社会福祉基礎構造改革を経て、社会的介護における利用者の権利性は向上したと言われる。果たして本当にそうなのだろうか。本研究では、高齢者の生活介護施設に入所する利用者のライフヒストリーの聞き取りを通して、利用者が何を得何を失つたのかを明らかにすることで、社会的ケア、特に施設ケアを受けることについての意味を位置づける。

4. ケアマネジメントにおける信頼関係の形成に関する研究 質的研究による分析

山井理恵（明星大学）

介護保険制度においては、ケアマネジャーと利用者の信頼関係がキーとなる。本研究では、在宅介護支援センターのケアマネジャーが、利用者の信頼関係を形成していくための支援方法について、修正グラウンデッド・セオリーを用いて分析を行った。その結果、利用者の＜認識化＞を促すための支援として、＜前向きな関与＞と＜わかりやすい形での問題解決＞というカテゴリーが生成された。

5. 公的保証人制度の取り組みとその課題について

中村好孝（一橋大学）

社会的入院の解消は、今日の精神障害者施策の中心的方向の一つである。しかし自立生活のための賃貸物件を借りる際に、保証人の引き受け手を見つけることが、しばしば困難な壁となっている。障害者だけでなく、高齢者なども共通に直面しているこの問題に対して、いくつかの自治体は、公的保証人制度という取り組みを行なっている。その現状と、今後の課題について報告する。

大会参加者の方々へのご案内

1. 会場への交通案内

会場：大阪市立大学（〒558 - 8585 大阪市住吉区杉本3 - 3 - 138）

会場マップ及び会場へのアクセスは15ページをご参照下さい。

大学のすぐ横にJR杉本町駅があります。地下鉄あびこ駅から会場までは徒歩で約20分、タクシーで約5分程度かかります。

大阪国際空港からは、JR天王寺駅（あべの橋行き）まで直通のバスが出ています。渋滞がなければ30分程度の所要時間です。余裕を見てご乗車ください。

なお、駐車スペースがありませんので自家用車でのご来場はご遠慮下さい。

2. 受付について

受付は2日間とも1号館入口にて随時行います。懇親会につきましてはその会場で行うことがあります。

大会期間中は、参加者名札を必ずお付けいただきますようお願いいたします。

なお、会場におきまして、クローク（1号館134教室）・休憩室（1号館132教室）を用意しておりますのでご利用下さい。

教室配置図は16ページをご参照下さい。

3. 自由報告について

（1）大会の円滑な運営のために、発表時間（報告25分、討論10分）を守っていただきますようお願いいたします。

（2）発表に使用可能な機材はPC（Windowsのみ、PC本体はこちらで用意いたします）のみです。なお、PCで発表される場合、使用されるファイルをフラッシュメモリーでご持参下さい。万一、やむを得ず機材が利用できない場合もありますので、必ず紙に印刷した発表資料を予備としてお持ち下さい。

（3）当日は、セッション開始15分前に、会場に配置されている担当者に、レジュメ等の配付資料をお渡しのうえ、機材の使用方法の確認を行ってください。

（4）発表時の機材の操作は各発表者側でお願いいたします。

4．そのほか

(1) お弁当について

25日(日)の昼食につきましてはお弁当をご用意いたします。大会参加費とともに900円(お茶込み)を事前払込みいただいた方をご用意いたします。

(2) JR 杉本町周辺の店について

大学までの間にコンビニエンスストアがあります。また、食事ができる店もありますが、土曜日・日曜日は閉まっている場合があります。

(3) 喫煙について

建物内は禁煙です。ただし建物入り口にはたいてい灰皿が設置されています。

(4) 学内の売店について

土曜日は、1号館東側の生協のコンビニエンスストアが午後2時まで利用できます。日曜日については閉店しております。

(5) 飲み物・自動販売機

休憩室(1号館132教室)にも若干飲み物をご用意しています。そのほか自動販売機が学内に何カ所か設置されています。

(6) 自家用車の利用

学内の駐車スペースはありませんので自家用車でのご来場はご遠慮下さい。

5．大会に関する連絡先等

大会への出席・参加費の払込等に関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

大阪市立大学生協同組合 福祉社会学会係 【電話】06-6605-3011

(月～金 09:00～18:00)

大会の報告や内容についてのお問い合わせは、学会ホームページをご参照下さい。

【福祉社会学会ホームページアドレス】 <http://www.l.u-tokyo.ac.jp/~ws/>

基調講演

福祉社会研究の3レベル マクロ・メゾ・ミクロ

日時： 6月24日（土）13:00～13:40

場所： 【法学部棟 730教室】

講演者： 山手 茂（新潟医療福祉大学大学院）

福祉社会研究の3レベル

- マクロ, メゾ, ミクロ -

山手 茂 (新潟医療福祉大学大学院)

. 福祉社会学方法論

1. 研究対象—社会現象としての福祉国家・社会政策・社会保障・社会福祉etc.
2. 研究方法—政策推進・実践改革・福祉社会形成への寄与と研究 (表1)
3. もうひとつの福祉社会

. 福祉社会研究の3レベル

1. 研究対象の3レベル(表2)
2. 研究方法の3レベル
3. 3レベルの相互関係

表1 マクロ・メゾ・ミクロ各レベルの研究課題と諸科学(例示)

| | マクロ | メゾ | ミクロ |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究課題 (学問分野) | 福祉国家 政策決定過程 行政, 財政 (政治学, 行政学, 財政学) 法・権利義務関係 (憲法, 社会法, 民法, 行政法) 経済社会構造と国民生活 (経済学, 社会学) | 地方自治体 政策決定過程 行政, 財政. (政治学, 行政学, 財政学) 自治体条例, 分権化, 権利擁護 (地方自治法, 社会法, 民法) 地域経済社会構造と住民生活 (経済学, 社会学) | 個人の健康・福祉 身体的・精神的・社会的ウェ ルビーイング (人間学・保健学, 心理 学, 教育学, 社会学) 基本的人権保障, 子ども・患 者・障害者・高齢者・女性等 の権利擁護 (法学, 社会福祉) 家族問題 (家族法学, 家族社会学, 家族 心理学) ソーシャルワーク, ケアマネ ジメント (社会福祉学) |
| | 保健・医療(歯科医を含む)・介護・福祉の統合化 ケアマネジメント(医学・公衆衛生学・保健学, 看護学, 社会福祉学等) バリアフリー(都市計, 画学, 建築学, 住居学, 福祉工学, 地域社会学, 建築学, 住居学, 福祉工 学, 地域社会学, 教育学) | | |

出所; 日本学術会議社会保障・社会福祉研究連絡委員会第17期報告, 2000

表2 「生活の質」の向上と「生きがい」の実現のための対策 - 諸サービスの総合化・量的充実・質的向上

| 主体 | 所得保障 消費生活 | 労働 | 保健・医療 | 社会福祉 | 教育・学習 | 社会参加 | 住宅 | 生活環境 | 福祉文化 ・価値観 |
|------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 国家 | ・年金制度一元化 | ・高齢者就労対策 ・育児・介護休業の保障 | ・保健・医療・福祉サービスの総合体系化 ・新ゴールドプラン・エンゼルプラン・障害者プラン等 | | ・生涯学習の条件整備 ・エイジング学習内容の開発 | ・社会参加条件の整備 ・余暇時間充実対策 | ・公的住宅の保障 ・ケア付き住宅の保障 | ・安全、快適、バリアフリーな生活環境整備 ・生活関連公共施設の整備 | ・基本的人権保障 ・社会連帯意識の啓発 |
| | ・年金と雇用の関係の合理化 | | ・保健・医療・福祉専門職の総合的・体系的養成計画 | | | | | | |
| 自治体 | ・年金制度活用援助・啓発 | ・高齢者就労機会の開発 ・就労援助 | ・一次・二次・三次サービスの体系化 | ・施設福祉と在宅福祉・地域福祉の体系化 | ・生涯学習条件の体系的整備 ・学習リーダーの養成・情報提供 | ・社会参加活動の支援 ・住民参加の促進 | ・公的住宅・ケア付住宅の保障 ・住宅改造援助 | ・安全、快適、バリアフリーな生活環境整備 ・生活関連公共施設の整備 | ・市民意識の啓発 ・コミュニティ意識の啓発 |
| | ・福祉的就労支援 | | ・保健・福祉専門職の配置 ・保健・医療・福祉のネットワーク化 | | | | | | |
| 民間団体 | ・生活協同組合・消費者団体のリサイクル活動 | ・ワーカーズ・コレクティブ活動 | ・保健・医療・福祉団体の自主的・自律的活動 ・生協・農協の助け合い活動 ・社会福祉協議会活動 | | ・両親、高齢者、患者、障害者の学習活動 | ・親の会、老人クラブ、患者会、障害者団体の活動 | ・町内会、団地自治会、共同住宅管理組合等の活動 ・生活環境改善活動 | | ・市民、生活者意識形成 ・福祉意識形成 |
| | ・有償、互酬ボランティア活動 - 患者・障害者のセルフヘルプ活動 - ボランティア学習 - セルフヘルプ活動 - バリアフリー推進活動 | | | | | | | | |
| 企業 | ・従業員の生涯福祉対策 ・長寿社会の消費者ニーズへの対応 | ・従業員の家庭責任遂行への保障 ・高齢者労働能力の活用 | ・従業員の健康管理 ・消費者安全対策 | ・育児・介護休業の保障 ・企業福祉の拡充 | ・従業員の生涯学習支援 | ・従業員のボランティア休暇の保障 | ・従業員の家庭生活条件への配慮(単身赴任・遠距離通勤等への対策) ・生活環境 ・改善活動 | | ・企業の社会的責任 ・企業の社会的貢献 |
| 地域社会 | ・共同消費・社会资本整備の推進 | ・住民ニーズに対応する仕事の開発 | ・住民主体の地域保健・医療・福祉活動の推進 ・コミュニティ(小地域)の互助活動の推進 | | ・住民の主体的学習活動の推進 ・育児支援、児童育成活動 | ・コミュニティ活動の推進 | ・家庭間の交流・共同の場の形成とそれを活用した活動 | | ・コミュニティ意識の形成 ・共同・共生意識、福祉文化形成 |
| 家族 | ・「人生80年時代」の生活設計 ・家族の役割分担の再検討、役割の再配分 | | ・「健康と福祉」のためのライフスタイルの確立 ・育児・介護役割の再検討・再配分 | | ・主体的・計画的生涯学習活動 | ・家族全員の社会参加 | ・住生活の長期計画(ライフステージに対応) ・老後のための住宅改造 | ・公共施設の活用 | ・「開かれた家庭」の形成 ・家族間の相互援助 |
| 個人 | ・「人生80年時代」の人生設計 ・社会保障・資産等を活用する長期生活設計 | | ・「健康と福祉」のためのライフスタイルの確立 ・互助的サポート・ネットワークの形成 | | ・主体的・計画的生涯学習活動 | ・主体的・自主的社會参加 | ・住生活の長期計画(再同居・転居など) ・老後のための住宅改造 | ・公共施設の活用 | ・自己現実 ・社会参加 ・生きがい ・人権意識 |

出所; 日本学術会議社会保障・社会福祉研究連絡委員会第16期報告, 1997

シンポジウム

福祉社会の基盤を問う ソーシャル・キャピタルとソーシャル・サポート

日時： 6月25日（日）14:00～17:30

場所： 【法学部棟 730教室】

司会者： 三重野卓（山梨大学）
田淵六郎（名古屋大学）

報告者：

1. 「ソーシャル・キャピタルとNPO・ボランティア」

田中敬文（東京学芸大学）

2. 「ソーシャル・キャピタルと健康」

藤澤由和（新潟医療福祉大学）

3. 「ソーシャル・サポート研究から何が言えるのか

- ソーシャル・サポート、ケア、社会資本 - 」

稲葉昭英（首都大学東京）

討論者： 岩間暁子（和光大学）
平野隆之（日本福祉大学）

ソーシャル・キャピタルと NPO・ボランティア

田中敬文（東京学芸大学）

近年、我が国のコミュニティの特徴を分析し評価する概念として、ソーシャル・キャピタル(Social Capital, SC)という用語がひんぱんに使われるようになってきた。NPO(Non Profit Organization)・ボランティアは、SC を創造する要素、または SC の指標のひとつである。筆者は、SC という用語は、NPO・ボランティアの担い手である市民や住民の側よりも、むしろ官庁や地方自治体等の行政の側から語られることが多い、という印象がある。つまり、コミュニティ再生の切り札として、または地域福祉を充実させる主体として、行政が NPO・ボランティアを利用し、それらが形作る SC に大いに期待をかけているのではないだろうか。

この報告では SC に関する内閣府の報告書[2003][2005]を中心に、SC がコミュニティにどのような影響を与えているのか、SC の形成に NPO・ボランティア等の市民活動がどのようにかかわっているのか、さらに SC を一層豊かにするためにどのような政策が必要なのか等について考察したい。

1. ソーシャル・キャピタル(SC)とは何か？

SC の概念にはさまざまな議論があり、明確な定義について一般的な合意があるわけではない。内閣府[2003]では、R.パットナム[1993]の定義を用いて、SC を、「人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、『信頼』『規範』『ネットワーク』といった社会組織の特徴」と表現している。パットナムは SC を表 1 のように分類している（内閣府[2003]）。

[表1 パットナムによるソーシャル・キャピタルの分類]

| | | |
|----|------------------------|-----------------------------|
| 性質 | 統合型 (例: 民族ネットワーク) | 橋渡し型 (例: 環境団体) |
| 形態 | フォーマル (例: PTA、労働組合) | インフォーマル (例: バスケットボールの試合) |
| 程度 | 厚い (例: 家族の絆) | 薄い (例: 知らない人に対する相槌) |
| 志向 | 内部志向 (例: 商工会議所) | 外部志向 (例: 赤十字) |

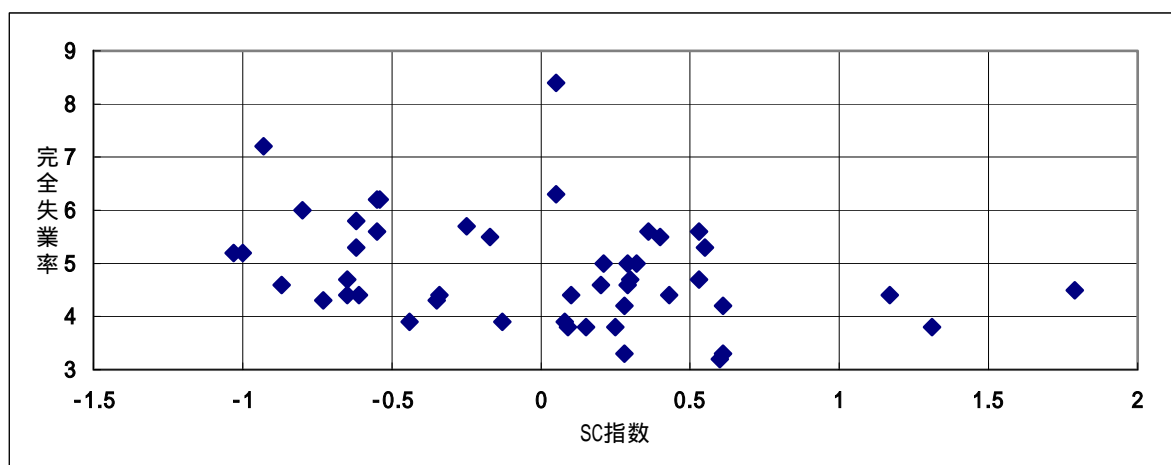
このうち、結合型 (bonding) の SC は、組織内部における人同士の同質的な結びつきで、信頼や結束を生み出す。橋渡し型 (bridging) は、異なる組織間での異質な人や組織を結び合わせるネットワークとされる。前者は強い絆や結束により特徴づけられ、内部志向的であるため、時に排他的な姿勢を示すことがある。これに対して、後者は、前者より結びつきは弱いものの横断的なつながりを持つため、触媒的な役割を果たすと考えられる。なお、第3のタイプとして連結型 (linking) の SC が提示されることがある (The World Bank [2004])。

2. SC 指標がコミュニティに与える影響

SC は抽象的な概念であるが、SC がコミュニティに与える影響を調べるためには何らかの定量化を行う必要がある。内閣府[2003]は、「つきあい・交流」(ネットワーク)を示す指標として「隣近所とのつきあいの程度」、「社会的信頼」の指標として「近所の人々への期待・信頼」、「社会参加」(互酬性の規範)の指標として「ボランティア・NPO・市民活動への参加」を用いるなど合計 14 の指標を合成して、SC 指数を都道府県別に試算した。

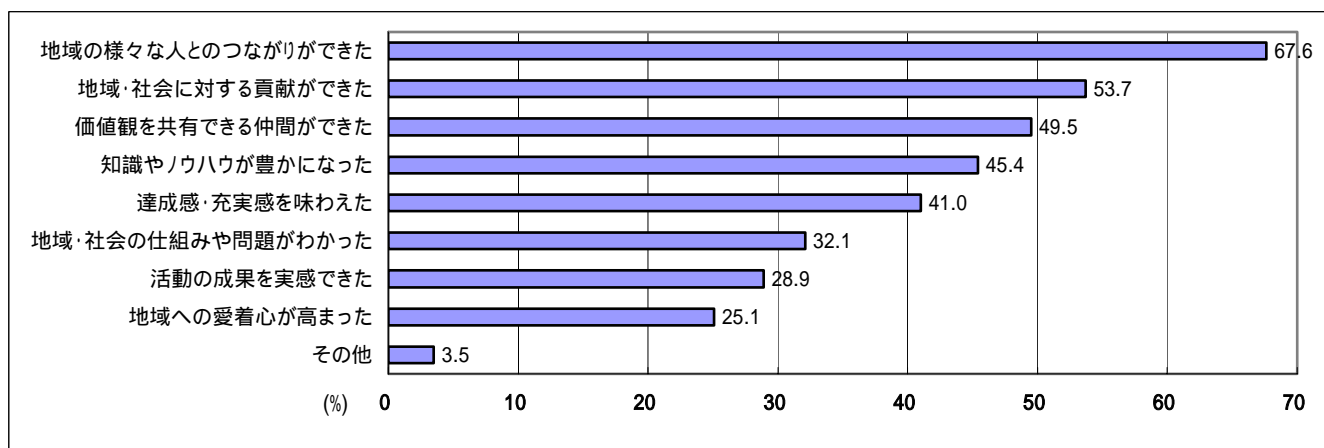
SC 指数と完全失業率(2001 年)との関係を県別に示すと図 1 のようになる。SC 指数が高い県ほど失業率が低い。また、SC 指数が高い県ほど刑法犯認知件数は低く、合計特殊出生率は高く、平均余命も長い。

[図 1 SC 指数と完全失業率との関係]



3. SC と NPO(Non Profit Organization)・ボランティアとのかわり

[図 2 ボランティア・NPO・市民活動への参加によって得たこと N=315]



NPO 法人数が 2 万 5 千を超えるなど、我が国では近年 NPO・ボランティア等の市民活動が盛り上がりを見せている。こうした市民活動と SC との関係について、内閣府[2003]はアンケート調査を行った(図 2)。市民活動への参加者に参加によって得たものを尋ねたところ、「地域の様々な人とのつながりができた」という回答が最も多かった。また、現在、ボランティア・NPO・市民活動へ参加していない人に今後の参加意向を尋ねたところ、社会への信頼度やつきあいの範囲・頻度の高い人ほど「新たに参加したい」という回答が多かった。

このように SC の培養とボランティア・NPO・市民活動の活性化とは、互いに他を高めるという「ポジティブ・フィードバックな関係」があると考えられる。

4. SC 形成を促進するための政策

SC 培養のために特に行政から市民活動の活性化が期待されている。しかし、市民活動の担い手である NPO 等への社会的支援は国際的に見て乏しい。NPO 法人の介護保険事業による収益を非課税にすること、市民が NPO 法人へボランティアや寄付をしやすい仕組みを構築すること等が SC 培養にもつながるであろう。

参考文献

宮川公男・大守 隆編[2004]『ソーシャル・キャピタル』東洋経済新報社。

内閣府国民生活局編[2003]『ソーシャル・キャピタル』国立印刷局。

内閣府国民生活局編[2005]『コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究』調査報告書。

Putnam, Robert D., [1993] *Making Democracy Work*, Princeton University Press.

The World Bank [2004] *Measuring Social Capital*.

ソーシャル・キャピタルと健康

藤澤 由和 (新潟医療福祉大学)

1. はじめに

「ソーシャル・キャピタル概念の有効性はまさにそれが有している広範な適応可能性にあるのである」という Giddens の言葉は、ソーシャル・キャピタル概念の特徴とこの概念の現在における隆盛を的確に言い当てているものであると考えられる。だが具体的に何がソーシャル・キャピタルであるのかという点に関しては、非常にばらつきがみられ、研究者らはソーシャル・キャピタルの特定の要素を独自に定義し適用していると考えられる。さらに Halpern が指摘するように、ソーシャル・キャピタル概念をどのレベル(個人レベル、地域レベル、国レベル)において適応するかに関しても様々な考え方があり、ソーシャル・キャピタルをめぐる議論をより複雑化させている一因であると考えられる。健康分野とくに公衆衛生学におけるソーシャル・キャピタルを巡る議論にも同様の混乱がみられるが、同時にソーシャル・キャピタルを取り巻くこの分野独自の背景も存在する。

2. 健康分野(公衆衛生学分野)におけるソーシャル・キャピタル概念

80年代以降、個人を取り巻く環境、なかでも社会的要因への関心が急速に高まっていく。それはいわば社会的要因への関心に対する再発見とも言えるものであるが、具体的にはイギリスにおける Black Report の公表が一つの重要な契機となっている。この報告書は、上位階級と下位階級では歴然とした健康格差が存在するというイギリスにおける階級間の健康格差を指摘したものであり、結果として戦後イギリスにおける健康政策への否定的な評価を下すものであった。この報告書は広く国民一般の関心を喚起したのみならず、階級間における健康格差の要因に関する仮説を提示することを通して、この分野に係わる多くの研究者らの関心を引いたといえる。

学術領域においては、階級という概念は社会経済的地位というより広範囲な概念で展開されていくことになるのであるが、この社会経済的地位への関心は Wilkinson の相対所得仮説の主張により、多くの研究者らの関心を集め、また同時に様々な論争を引き起こすこととなる。相対所得仮説は、特定の国もしくは地域においてある一定程度の所得水準を越えると、健康に影響を及ぼす要因として所得配分の平等性がより重要であるという考え方であり、Wilkinson によると一定の豊かさを達成した場合、絶対的な収入レベルよりも、相対的な所得格差の方が健康への影響が高いとするものである。さらに Wilkinson は、この所得の不平等性を縮小させる要因として社会的凝集性(Social Cohesion)の重要性を指摘し、この社会的凝集性をソーシャル・キャピタルとして議論を展開している。健康に影響を与える相対的な所得配分の平等性は、Wilkinson の述べてところの Psychosocial なメカニズムを通して一定の地理的空間性における社会的凝集性としてのソーシャル・キャピタルによって担保されるのであるが、これに対しては様々な批判がなされている。たとえば Baum は権力といった視点が Wilkinson の考えにおいては欠如している点を批判しており、また Lynch らはそれまで所得格差の健康への影響を、物質的な面から捉えるという点で、Wilkinson らと論争を展開してきたのであるが、ソーシャル・キャピタルにおいても Wilkinson が主張するような Psychosocial 的な捉え方に関して批

判を展開している。Wilkinson の一連の議論は、ソーシャル・キャピタル概念を健康の不平等という議論へと結びつけ、かつ後述する Kawachi らの研究に影響を与えたという言う意味で重要ではあるが、ソーシャル・キャピタル自体の理論的検証は十分にはなされていないものであった。

3. ソーシャル・キャピタルと健康の関連性

公衆衛生学分野を中心とする、ソーシャル・キャピタルと健康の関係性に関する研究は近年急速に増加しているが、他の分野と同様、ソーシャル・キャピタル概念に関しては非常に多くの定義と測定指標が用いられている。これまで公衆衛生学を中心とした分野におけるソーシャル・キャピタルに関連する実証研究は約 40 本程度存在するが、それらのほぼすべてにおいてソーシャル・キャピタルとアウトカムの間には何らかの関係性がみられたとされる。またソーシャル・キャピタルの理論的根拠に関しては、Putnam および Coleman の議論を引用している研究が多いが、踏み込んだ理論的検討特にどのような構成要素のどのような側面を測定しているのかに関して多くの研究が十分に検討をしていない傾向がみられる。実際の測定指標に関しては General Social Survey (以下 GSS) などの質問項目を用いる傾向も見られたが、この分野における指標の確立は発展途上であるといえる。

たとえば先の実証研究の約 4 割を占めている Kawachi らを中心とする研究チームの初期の研究においては、理論的には Putnam のソーシャル・キャピタル概念に依拠して、GSS といった既存のデータセットにおける質問項目を用いて、信頼感、公平感、相互扶助、組織参加度などをそれぞれ独立したソーシャル・キャピタル指標として用いている。またこの研究においては、州を分析単位とし、死亡率を従属変数として、先の四つのソーシャル・キャピタル指標および収入、世帯員数、および所得不平等指標を独立変数として回帰分析を行っている。さらにそれぞれのソーシャル・キャピタル指標は所得不平等指数および死亡率と関係性がみられ、さらにパス解析により所得不平等指数が直接死亡率に影響を与えるというよりも、ソーシャル・キャピタル指標(公平感)を介して影響を与える率が高いとの結果から、ソーシャル・キャピタルがある種、経済的な不平等を中和することにより、経済的格差の健康への影響を和らげるとする結論を導いている。

4. ソーシャル・キャピタル概念の政策的含意

公衆衛生学分野におけるソーシャル・キャピタル概念の展開は、上記以外にも幾つかの流れが考えられるが、その重要な流れの一つとして、ソーシャル・キャピタル概念の New Public Health における理念、中でも健康にかかわる新しい公共政策のあり方との親和性を指摘しうる。この健康にかかわる新しい公共政策のあり方とは、健康を検討する際に我々を取り巻く重層的な環境性を重視し、この環境への働きかけを政策的に推し進めるというものであり、これは均質化され、個別的背景をなんら持たない個人を前提として、その行動を健康なものへと変容せしめるという行動変容モデルに基づく政策的介入とは異なるものである。

つまりソーシャル・キャピタル概念は、この健康にかかわる新しい公共政策のあり方が重視している我々を取り巻く環境、なかでも社会的環境の体現化もしくは操作化への道を開くものであるといえ、それゆえこれまで理念で留まることが多かった健康にかかわる社会的環境への政策的介入を、より具体的に展開しうる余地を生じせしめ、かつその政策的な帰結の評価を可能にするという意味で、この分野における可能性と重要性を持つのであるといえる。

ソーシャル・サポート研究から何が言えるのか

- ソーシャル・サポート、ケア、社会資本 -

稲葉 昭英（首都大学東京）

ソーシャル・サポート研究は、社会関係に恵まれた人に精神疾患が発生しにくいことに注目したメンタルヘルス研究者たちが、社会関係が個人に対してもつ肯定的な側面を「ソーシャル・サポート」と呼んだことを出発点とする。つまり、精神疾患の発生を抑止するような対人関係中の要素がソーシャル・サポートなのであり、その研究史はソーシャル・サポート足り得るものを明らかにしようとする試みであった。ソーシャル・サポート研究は1980年代、90年代を通じて膨大な研究が行われ、ひとつの学問分野を形成するに至っている。

さて、「社会資本」が個人をとりまく社会的環境の豊かさを意味するのであれば、ソーシャル・サポートと社会資本にはきわめて多くの接点があることになる。それどころか、ソーシャル・サポート研究にとって、個人をとりまく社会的環境と個人の心理状態やメンタルヘルス、主観的健康などに関連があることはすでに自明であり、ある程度の理論的整理もなされている。ただ、こうした中で、ソーシャル・サポート研究者の一人だった Nam Lin などの研究者が社会資本研究へと向かったことは、ソーシャル・サポート研究にはない可能性をそこに見いだすことができたからなのかもしれない。本報告ではソーシャル・サポート研究の現在の到達点を説明しつつ、ソーシャル・サポート研究から社会資本研究に何が言えるのか、両者の相違はどのような点にあるのか、などの点について考察を試みたい。

1. ソーシャル・サポート研究

「ソーシャル・サポート足りうるもの」を明らかにすべく、ソーシャル・サポートはライフイベントのような「環境的要因からの刺激」から「個人内部にディストレス（不快な主観的状态）が発生すること」を抑止する対人関係中の要因、として操作化された（これをストレス緩衝効果という）。ストレス緩衝効果を有する对人的要因は何か、が研究されていったのである。具体的には過去1年以内に経験したライフイベント（または直近の深刻なライフイベント経験）と、サポートとして測定された変数を独立変数にとり、抑うつや心理的ストレス状態（最近ではディストレスとこれらを総称する）などの従属変数に対して有意な交互作用効果を示す要因が経験的に探索されたのであった。もし、社会資本論が「社会資本たりうるもの」を探索的に求めていくのであれば、あるいは社会資本が個人に影響を及ぼす過程を理論化するのであれば、この操作化は参考になるかもしれない。

こうして経験的研究が蓄積された結果、対人関係中で「実際に他者から提供される援助」ではなく、個人が他者から得られると想定している「援助の利用可能性」がこうした効果を有すること、とりわけ「能力や努力を評価してくれる」といった自尊心にかかわるサポートの利用可能性、「自分を気づかってくれる」「一緒に楽しく時を過ごしてくれる」といった表出的なサポートの利用可能性がこうした効果を有することが明らかにされてきた。実際に何か支援を受けることよりも、「自分はいつでも支援されている」「支援をうけられる」という知覚が決定的に重要であるというのがおよその結論である。

2. ソーシャル・サポートとは結局何なのか？

ソーシャル・サポート研究として実際に行われている個々の研究を改めて検討すると、実は「ソーシャル・サポートたりうるもの」は社会環境中でのケアの授受やその利用可能性に近いことがらを測定していることが理解できる。ケアの定義は難しいが、個人の福祉の増進のために他者によって行われる行為として暫定的に定義し、その内容には介助や看護といった手段的な要素が大きいものから、気遣い・気配りなどの表出的な要素までをも含めよう。筆者は、ソーシャル・サポート研究とは、ケアの経験的研究とみなしてもほとんど差し支えない、と考えている。ソーシャル・サポート研究が明らかにしてきたさまざまな知見は、そのままケアという文脈の中でとらえなおすことが可能である。

ソーシャル・サポート研究がソーシャル・サポートと見なしている現象はおよそ3つである。すなわち、「受け手にとってサポートであると認識されている」もの、「送り手にとってサポートであると認識されている」もの、「変数間関係からサポートタイプな機能が検出されたもの(=緩衝効果を果たす要因)」の3者(これは、Barrela[1986]、稲葉・浦・南[1988]、浦[1992]の類型とは異なることに注意)。この3つは、ケアの対象となるニーズが「被援助者自身が想定するニーズ」「送り手が想定する被援助者のニーズ」「結果的に被援助者の福祉の増進に寄与するニーズ」の3つであることを物語っている。最後のニーズは、受け手も送り手も意識していないが結果的に有効なサポートが充足しているニーズであり、とりあえず「福祉的ニーズ」と呼んでおく。

3つのニーズの充足状況に関して論理的な組み合わせを考えると、図1のようになる。これはソーシャル・サポートの類型であると同時に、ケア行為の理論的な類型ともなりうる。サポート足りうるものを探索的に検出するというこれまでのソーシャル・サポート研究とは、図1のCを明らかにすることであり、質問紙を用いた調査では $ABC + AbC = AC$ が、実験的研究では $ABC + aBC = BC$ が、観察法や社会的属性とメンタルヘルスの研究などでは abC が求められた対象だったのである。

こうしたサポート研究の視点は社会資本研究にも役立てるかもしれない。サポート研究から社会資本研究に対して示唆できるものについて、当日はさらなる議論を深めたい。

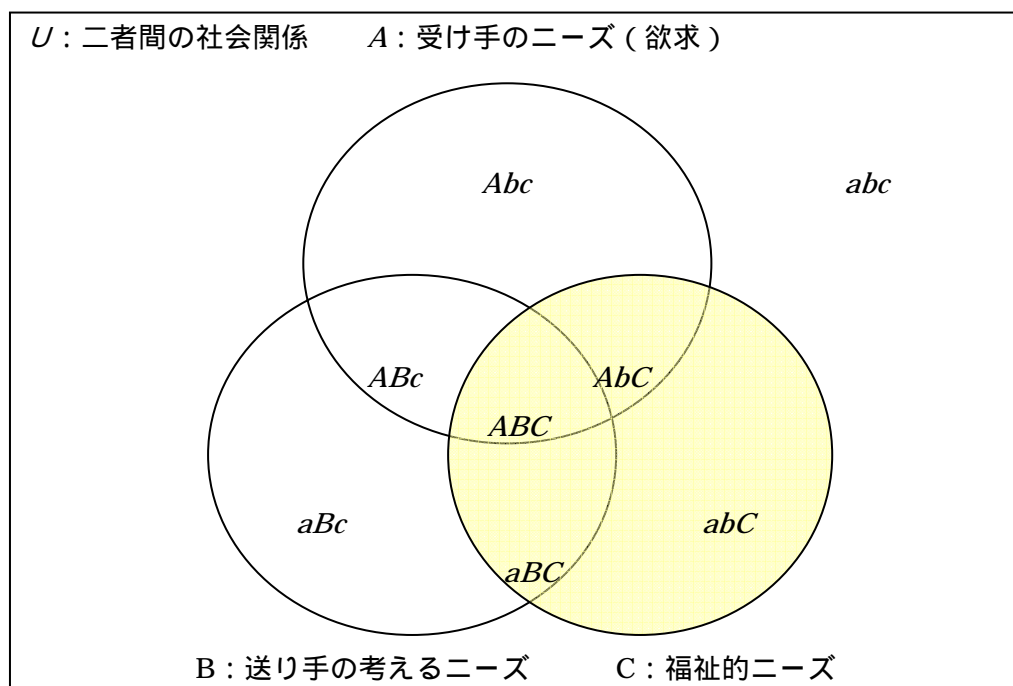


図1 ソーシャル・サポート=ケアの類型

パネル・ディスカッション

大阪におけるホームレスとソーシャル・インクルージョン

日時： 6月24日(土) 14:00～17:40

場所： 【1号館 122教室】

司会者： 鎮目真人(同志社女子大学)

報告者：

1. 「ホームレス状態をめぐる公的扶助行政の展開と課題 大阪を中心に」
嵯峨嘉子(大阪府立大学)
2. 「大阪市における野宿者の析出と固定化」
妻木進吾(日本学術振興会特別研究員・同志社大学)
3. 「救護施設を退所した方々のアフターケアの現状と課題」
織田隆之(日本ヘレンケラー財団・今池平和寮)

討論者： 岡部卓(首都大学東京)

平川茂(四天王寺国際仏教大学)

「ホームレス状態」をめぐる公的扶助行政の展開と課題

大阪を中心に

嵯峨嘉子（大阪府立大学人間社会学部）

1. 大阪市における生活保護行政の基本的枠組 「ホームレス状態」にある者への対応

大阪市において、ホームレス状態にある者への福祉的対応を行なう主な実施機関として、西成区の「あいりん」地区内における単身病弱者を対象とする大阪市立更生相談所、救急搬送を契機とする緊急入院患者に対する緊急入院保護業務センター、各区福祉事務所（保健福祉センター）が挙げられる。

大阪市立更生相談所

大阪市立更生相談所（「市更相」）は、日本最大の日雇労働市場といわれる釜ヶ崎地区（あいりん地区）に位置する。「あいりんで住居がないか、また明らかでない単身の要保護者」に対する施設入所や入院などの相談など生活保護の決定・実施を目的に1971年に設置された。2004年における年間相談件数は、27,001件、うち保護決定件数は2,089件で、相談件数全体の7.7%にすぎない。保護決定の内訳は、施設入所が792件（37.9%）、病院入院894件（42.8%）、医療扶助単給399件（19.1%）となっている。従来は、施設入所および病院入院で、全体の9割を超えていたが、近年医療扶助単給件数の増加が目立つ。2004年度末在籍数は、2,489件となっている。

緊急入院保護業務センターおよび各区福祉事務所での対応

各区福祉事務所での対応は、後述する敷金支給に関する「厚労省通知」以前は、救急搬送を契機とする「現在地保護」（法19条）に限定されていた。2004年に、緊急入院保護業務センターが設置され、各区での対応から市内全域を管轄するようになった。2004年度末在籍数は、2,939件。年齢構成は、「60歳以上」が58.2%、「50歳台」31.6%となっている。

2. 生活保護適用に関わる諸問題

第一に、定まった住居を有しないことから「行政サービス」の対象から最も遠い存在としてみなされやすい。生活保護法においては、「現在地保護」（19条1項2）の規定をおき、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者」も想定しているが、現場では、救急搬送を契機とする入院保護に限定して運用されており、各区福祉事務所における相談機能は、十分活用されていない。

第二に、稼働能力の活用をめぐる問題である。全国的に、稼働年齢層（65歳未満）で健康上問題がなければ、「稼働能力あり」として機械的に保護の対象外とする運用が行われてきた（稼働能力の活用が争点となった名古屋・林訴訟など参照）。近年、大阪市では、支援団体の取り組み等もあり、65歳以上という年齢区分は徐々に下げられつつある。各区の対応に差異もみられるが、60歳台の者については、ハローワークに5回通い求職の努力を十分に行ったと判断されれば、敷金支給を受け居宅保護が開始されるようになっている。しかし、60歳未満の者は、依然として困窮状態にあっても生活保護適用は困難な状況にある。

第三に、対象を高齢者や傷病者等の非稼働層に制限してきたこともあり、保護の方法として救護施設や病院を中心とする「施設収容方式」が採られてきたことが挙げられる。施設入所、入院が認められたとしても、施設退所あるいは病院退院と同時に保護廃止となり、再び路上生活へと戻らざるをえない状況となっていた。しかし、佐藤訴訟以後、運用状況に変化がみられる。1998年12月、大阪市内で野宿生活を余儀なくされていた佐藤さんは、市更相に対してアパートでの生活保護受給を求めたが、市更相は、それを受け入れず一時保護所（生活保護法上の更生施設）への収容保護開始決定を行った。佐藤さんは、それを不服として、市更相、大阪市、大阪府を相手取り、収容保護開始決定の取り消しと国家賠償を求めて大阪地裁に提訴した。地裁では原告勝訴、つづく大阪高裁判決（2003年10月23日）でも、市更相は「居宅保護が可能かどうか調査や指導を一切行っておらず、決定は違法」だとして原告勝訴となった。裁判と平行して、98年には、市更相に敷金係が設置され、まず、施設退所および病院退院時に敷金支給がなされるようになった。

また、大阪市は、簡易宿泊所を定まった居所としてみなさず、いわゆる「ドヤ」保護は認めてこなかった。しかし、2000年以降、共同住宅に転用する簡易宿泊所（敷金なし）が急増したことから、西成区において居宅保護を受給する元野宿者の増加につながった。佐藤訴訟高裁判決直前の2003年7月31日には、厚労省通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱についての一部改正について」（社援発0731007号）で、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合・（略）必要な額を認めて差し支えないこと」との判断が示された。

3. 今後の課題

近年、大阪市においてホームレス状態にある者に対する生活保護適用の際のさまざまなハードルが柔軟になりつつあるが、その一方で2003年の自立支援法施行後は、稼働能力を有する者は、まず「自立支援センター」への入所が優先されるといった動きも見られる。

また、西成区を中心に居宅保護受給者が増加しているが、居宅を確保したとしても、近隣との関係がなく社会的に孤立した生活を送らざるをえない。2005年西成区調査（60歳以上保護受給者1,245人を対象）では、野宿経験のある者が37%にのぼり、そのうち相談相手がいないと回答した者は7割弱であった。西成区においては、これまで日雇労働者や野宿生活者に対する生活相談や福祉援助を行ってきた各種団体等の経験の積み重ねがある。今後は、それらの活動を自立支援プログラムの一貫として位置づけ、制度的な財源保障を行っていく必要があるだろう。

なにより、生活保護法は、住宅喪失を防ぐ予防的機能を有する制度として積極的な活用が求められているといえる。

【参考文献】

- ・大阪市健康福祉局保護課・西成区保健福祉センター、大阪就労福祉居住問題調査研究会『大阪市西成区の生活保護受給の現状 西成区生活保護受給者聞き取り調査の概要』2006年3月。
- ・稲田七海「生活保護受給者の地域生活と自立支援」『Shelter-less』27号、2005年冬号、p.82-102。
- ・岡部卓「ホームレス問題と自立支援 動向と課題」『社会福祉研究』90号、2004年、pp.88-98。
- ・山田壮志郎「ホームレス状態を『脱却』した人々の生活状況とホームレス対策の課題」『社会福祉学』46巻1号、2005年、pp.51-62。

大阪市における野宿者の析出と固定化

妻木 進吾（日本学術振興会特別研究員）

「強制撤去は当然だ。支援施設が用意され、そこで頑張る人もいるのに、公共の場を不法占拠し、居住権を主張するなんてとんでもない。弱者の排除には当たらない。ここまで放置してきた市のゆるさが問題」（06.1.31 朝日新聞）

06年1月末、大阪市内の二つの公園で野宿する人びとのテントを、市は強制的に撤去した。フリープロデューサー・木村政雄の「強制撤去は当然だ」との主張は特殊なものではない。マスメディアの多くは、市が支援施設を用意し、入所を呼び掛けたにもかかわらず、野宿し続ける人々として、撤去されたテント住民を描き出したのである。そこに、「公園に勝手に住んで自由気ままに生き」る野宿者の姿を見、「ある種のわがまま」を感じた人は少なくなかった。

市が用意する「支援策」とはいかなる内実を持つのか。そもそも「公共の場を不法占拠」する人々が街中でブルーテントを立てたのは何故なのか。こうした問われるべき問いを抜きに、野宿者の社会的包摂を展望することは不可能である。それは排除の現実を見ずに、包摂を実現しようとすることに他ならない。

野宿者としての析出

野宿者はいかなる生活史を経て野宿者として析出されるのか。99年に行われた野宿者672人の聞き取り調査の結果から記述していく。

対象者の97%は男性であり、50・60歳代が8割を占める。彼らの職業的生涯は、労働市場に雇用労働者、とりわけ製造業のブルーカラー労働者として参入することにはじまる。初職の従業上の地位は、臨時・日雇が4割と、同時代の男子就業者と比べ極めて高く、スタート時点から、階層化された労働市場の下層部へと組み込まれがちであった。その後、転職を重ねるにつれ、建設業、ブルーカラー、臨時・日雇の割合が増大していく。結果、野宿直前には、産業では建設業が75%、職業では生産工程・運輸関係職業が87%、従業上の地位では日雇・臨時が86%を占めることになる。彼らの職業的生涯とは、「不安定就業階層」とりわけその下層部へと収斂されていく過程である。

野宿直前職時の居住形態を見ると、「飯場・住み込み」45%、「ドヤ」39%など、失職が同時にその喪失をもたらす、職住丸抱えの不安定な居住形態の割合が高い（複数回答可）。「不安定就業」へと至る過程は同時に、「不安定居住」へと至る過程でもある。

家族関係について見ると、大部分は学卒直後に定住家族から離れ、単身での生活を始めている。3割の人々はその後、一度の結婚・同棲もなしに、単身で過ごしている。結婚・同棲によって7割は家族を形成している。その内7割には子どもがいた。しかし、このようにして形成された家族も、離婚や死別、それに伴う子どもとの別れを通して解体している。「不安定就業」「不安定居住」へと収斂されていく過程は、単身者の生活へと収斂されていく過程でもある。

彼らの生活史とは、「不安定就業階層」「不安定居住」「安定した家族」の不在（＝単身）へと収斂されていく過程である。そして、彼らが辿りついた野宿直前の生活とは、排除されつつ労働市場に接合された「都市下層」とりわけ寄せ場労働者としてのそれである。対象者の55%は、野宿以前、寄せ場・釜ヶ崎の日雇労働者であった。その生活は、平均15年に及ぶ。こうした生活史を生きた人々が、90年代後半以降、大量の野宿者として都市に析出されることになる。

バブル経済の崩壊が強いた90年代に入ってから建設業界のリストラは、管理強化と合理化、それにもなう労働者の入れ替えとして進行していったのであり、それが末端の中高年の日雇い労働者やそこに吸収されるはずであった予備軍を切り捨てさせ、現象的には野宿者の増加を結果したのではないか。……1997年の夏以降、ゼネコンの不良債権の表面化と財政危機圧力もあり、建設産業は全体としてリストラ傾向を強め、建設産業の全従業者数は減少に転じた。つまり、建設産業は労働市場全体の「受け皿」ではなくなった。(西澤, 2000:33-35)

就労による野宿からの脱出

野宿に至った人々は、そこからの脱出を願い、試みる。就労による脱出をである。しかし、現実にはほとんど不可能である。

かつて、野宿に至った人々を再度、労働市場に接合する回路が存在していた。寄せ場・釜ヶ崎は野宿者を排出する主要な給源であったが、同時に野宿からの脱出を可能とする場所でもあった。しかし、今や釜ヶ崎は、建設産業の景気後退のみならず、寄せ場(労働市場)としての機能を解体しかねない構造的変容に直面していると言われている。建設工事が相変わらず行われていたとしても、釜ヶ崎での求人は減少した。それに伴って手配師・人夫出しによる労働者の選別(顔付け)は強化・徹底された。「就労できる層」と「就労できない層」に分別され、固定化される。高齢や障害を理由に後者に分別され、野宿へと排出された人々にとって、もはや釜ヶ崎は仕事を見つける場ではありえない。「一般労働市場」に職を求めたところで、中高年で、保証人も住所も、連絡を待つ電話すらない野宿者が、新たな仕事に就き、野宿から脱出できる可能性はほとんどない。

労働市場から排除・反発される経験を積み重ねる過程は、就労による野宿からの脱出が極めて困難であることを知っていく過程である。野宿の長期化に伴い、求職活動を行う割合は、62%(8ヶ月未満) 57%(8ヶ月以上1年8ヶ月未満) 46%(1年8ヶ月以上3年8ヶ月未満) 29%(3年8ヶ月以上)と減少していく(以下、同様の区分)。

労働市場からの排除と反発がより一層積み重ねられると、また健康状態の悪化等によって労働力の摩滅が進行すると、やがて、「仕事があったとしても、もう働くのは無理」だと考えざるをえなくなっていく。長期化に伴って「何か仕事に就きたい」とする割合は、91% 90% 84% 68%と減少していく。就労による野宿からの脱出を展望することさえできない野宿者が増加していく。

野宿生活の確立

一方で野宿とは、「死なないためには生き抜かなければならない環境」である。

長期化の過程で、テントを立てる割合が上昇する。当初テントを立てずに野宿していた人々を取り出し、テント野宿者の割合を見ると、36% 72% 62% 64%となっている。1年8ヶ月未満の期間において、長期化に伴う非テントからテントへの移行が生じている。テントを立てること、それは野宿生活における基盤の形成である。改良と改築が重ねられ、テントは本格化し、粗大ゴミから調達された様々な日用品が蓄積されていく。野宿を生き延びることをより可能とする「住居」が形成されていく。

長期化に伴って、野宿状況において仕事を有する割合も高まる。野宿開始当初72%であったその割合は、「ここ1ヶ月」では80%に上昇している。廃品回収を行う割合が上昇した結果である。アルミ缶などの廃品回収は、野宿状況で収入を得ることができる数少ない仕事の一つである。工夫とノウハウが積み重ねられ、その高収入化・安定化・効率化が進んでいく。野宿状況における「安定した」収入源が形成されていく。

長期化に伴って、食事形態にも変化が生じる。食堂で食べたり、弁当を買う割合は長期化に伴って減少していく。一方で、「高収入（月收入中央値 1.5 万円以上）」層では自炊の割合が 53% 76% 74% 88% と増加し、「低収入（同 1.5 万円未満）」層では廃棄食品・残飯の割合が 28% 40% 62% 62% と増加していく。工夫とノウハウが積み重ねられ、安定的、効率的な食料調達が可能になっていく。野宿を生き抜くことをより可能とする食事形態が形成されていく。

野宿が長期化していく中で、これら野宿生活の諸側面は、相互に密接に関連しながら、全体としてパターン化された生活、「生活の型」を形作っていく。野宿者はそれぞれの「生活の型」を確立していく。

就労による脱出を展望しても、その実現可能性がほとんどない閉塞状況の中で、定着的な生活を営む大量の野宿者が生み出された。こうした状況の中、市は 2000 年から自立支援施策を開始した。学会当日は、ここで記した内容に加え、現在までに実施されてきた自立支援施策が、野宿者の社会的包摂の仕組みとして十分に成立してはならず、むしろ排除の仕組み、排除を正当化する仕組みとして成立してきた状況について報告する。

福祉社会学会パネルディスカッション
『救護施設を退所した方々のアフターケアの現状と課題』

日本ヘレンケラー財団
今池平和寮 織田隆之

1. 今池平和寮の概要

平成2年4月 大阪市西成区、通称：『釜ヶ崎』と呼ばれる地区に開所しました。

当施設は生活保護法による救護施設で、身体や精神に障害があったり、アルコール依存症又は何らかの問題を抱え、支援の必要な方が生活しています。

定員は60名で男性：50床、女性：7床。短期入居者（緊急一時）は男性：4床、女性：3床の最大64名まで入所できる施設です。

実施機関の多くは大阪市の各保健福祉センターで、市立更生相談所が31名・西成区が17名・西成区以外が6名、他市が4名、府外2名で計60名の方が入所しています。（H18.04.01現在）

2. 入所件数（別紙添付）

入所依頼先は、通常、各保健福祉センターより依頼があり、面接→待機→入所の順で対応されますが、当施設においては大阪市巡回相談・釜ヶ崎内の支援団体・アルコール専門病院・その他の支援者より相談があり、保健福祉センターへ行く前の事前相談の多いのが特徴です。また、約50%弱の方が野宿を経験されています。

3. 入所・退所経路（別紙添付）

4. 保護施設通所訓練事業

事業内容は救護施設を退所した後、居宅生活が円滑に営めるよう支援する事業です。事業内容は通所訓練と訪問指導です。この事業の定員は施設定員の50%以内で、利用期間は2年が限度で延長はありません。

5. アフターケア事業と課題

利用者の中には生活困難ケースも多く、支援の継続がなければスリップに至ることが予想される為、保護施設通所訓練事業終了後も施設が独自でアフターケア事業を行っています。この結果スリップ率は5%に止まっています。このことから支援の継続がいかに必要で、継続支援を行えば安定した生活が継続できるかを示しています。そのためにも生活支援事業(仮称)のような事業があれば安定した支援の継続ができると考えています。

入 所 依 頼 件 数

(今池平和寮)

平成17年4月1日～平成18年3月31日現在

| No. | 日付 | 年齢 | 障害問題 | 性別 | 相談 | | 内 待機 | 容 入 所 | 備 考 |
|-----|-------|----|--------|----|------|----|---------|----------|--------------------|
| | | | | | 電話相談 | 面接 | | | |
| 1 | 4/11 | 49 | 認知症 | 男 | ◎ | | | | 西宮リハビリセンター |
| 2 | 4/11 | 45 | 痴呆 | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎(短期) | 巡回相談・アルコール病院 |
| 3 | 4/14 | 40 | 覚醒剤 | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎(短期) | 巡回相談 |
| 4 | 4/14 | 70 | 人工関節 | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎(短期) | 釜の支援団体 |
| 5 | 4/14 | 70 | 脳梗塞 | 男 | ◎ | ◎ | | | 釜の支援団体 |
| 6 | 4/18 | | | 男 | ◎ | | | | 巡回相談 |
| 7 | 4/22 | 46 | アルコール | 男 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | アルコール病院 |
| 8 | 4/26 | 58 | | 男 | | | | ◇ | 一時保護所 |
| 9 | 5/11 | 63 | | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | ケアセンター |
| 10 | 5/13 | 79 | 借金問題 | 男 | ◎ | | | | 西成区福祉 |
| 11 | 5/16 | | | 男 | ◎ | | | | 緊急入院業務センター |
| 12 | 5/17 | 50 | 神経症 | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | 大阪城一時避難所 |
| 13 | 5/18 | 55 | 喉頭ガン | 男 | | | | ◇ | 一時保護所 |
| 14 | 5/23 | 66 | | 女 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | 市更相 |
| 15 | 5/27 | | アルコール | 男 | ◎ | | | | 泉大津福祉事務所 |
| 16 | 6/1 | 67 | 心疾患 | 男 | ◎ | | | | 中央区福祉 |
| 17 | 6/3 | 60 | | 男 | ◆ | ◎ | | | 他の施設へ入所 |
| 18 | 6/6 | 51 | アルコール | 男 | ◎ | | | | 中央区福祉 |
| 19 | 6/8 | 66 | 統合失調症 | 男 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 西成区福祉 |
| 20 | 6/23 | 63 | | 男 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 豊中福祉 |
| 21 | 7/1 | 67 | アルコール | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | アルコール病院・コスモ |
| 22 | 7/5 | 55 | アルコール | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | アルコール病院 |
| 23 | 7/13 | 67 | | 男 | ◎ | | | | 城東区福祉 |
| 24 | 8/3 | 63 | アルコール | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | 釜の支援団体 |
| 25 | 8/20 | 63 | アルコール | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | 西成福祉・釜の支援団体 |
| 26 | 8/31 | 63 | 1種1級 | 男 | | | | ◇ | 一時保護所 |
| 27 | 8/31 | | パーキンソン | 男 | ◎ | | | | 西成区福祉 |
| 28 | 9/1 | | 療育 B | 男 | ◎ | | | | 東淀川区福祉 |
| 29 | 9/5 | | 統合失調症 | 女 | ◎ | | | | 椅子便所 |
| 30 | 9/5 | 60 | | 男 | ◆ | | | | 大阪城一時避難所 |
| 31 | 9/14 | 63 | 野宿 | 男 | ◆ | | | | 豊中福祉 |
| 32 | 9/20 | 57 | 1種1級 | 男 | ◎ | | | ◎ | 再入所 |
| 33 | 9/27 | 63 | アルコール | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | 西成福祉・釜の支援団体 |
| 34 | 10/3 | 72 | アルコール | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | 釜の支援団体・アルコール病院 |
| 35 | 10/4 | 55 | | 男 | ◆ | | | | 豊中福祉 |
| 36 | 10/18 | 54 | 鬱病 | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | 豊中福祉 |
| 37 | 10/20 | 34 | B1 | 男 | ◆ | ◎ | | ◎ | 市更相 |
| 38 | 11/7 | 66 | | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | 西成区福祉 |
| 39 | 11/15 | 73 | アルコール | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | アルコール病院・釜の支援団体 |
| 40 | 11/12 | 59 | 感性障害 | 男 | ◆ | | | | アルコール病院 |
| 41 | 11/16 | | | 男 | ◎ | | | | 西成区福祉 |
| 42 | 11/29 | | | 女 | ◎ | | | | 西成区福祉 |
| 43 | 12/10 | 45 | 鬱病 | 男 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 大阪城一時避難所 |
| 44 | 12/1 | | | 男 | ◎ | | | | アルコール病院 |
| 45 | 12/15 | 72 | 薬物依存 | 女 | ◎ | | ◎ | ◎ | 西成福祉・西成区保護司 |
| 46 | 12/30 | 65 | 借金問題 | 女 | ◎ | | | ◎ | 西成区福祉 |
| 47 | 1/13 | 63 | 鬱病 | 女 | ◎ | | | ◎ | 再入所 |
| 48 | 1/10 | 66 | アルコール | 男 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 養護老人ホームから転寮(西成区福祉) |
| 49 | 1/27 | 54 | 知的障害 | 男 | ◆ | ◎ | ◎ | ◎ | アルコール病院・巡回相談 |
| 50 | 1/31 | 28 | 知的障害 | 女 | ◎ | | | | 西成区福祉 |
| 51 | 2/1 | 28 | 知的障害 | 女 | ◎ | | | ◎ | 西成区福祉 |
| 52 | 2/23 | 41 | 身障2級 | 女 | ◎ | | | | 西成区福祉 |
| 53 | 3/30 | 58 | 統合失調症 | 女 | ◎ | | | | 精神科病院より |

◆については、野宿経験者。

◇については、一時保護所(市立更生相談所)より入所。

※問題等の未記入の所は、特に内科的な診療のみの方。

今池平和寮年次表

H18.03.31現在

| 年次 | 事業概要 | 政策&その他 | 退所者数 | 自立 | 入院 | 自主退寮 | 転寮 | 死亡 |
|-----------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------|----|----|------|----|----|
| 1990(H2) | ◇開所(4月) | | 15 | 0 | 10 | 2 | | |
| 1991(H3) | | | 8 | 0 | 6 | 0 | | |
| 1992(H4) | | | 9 | 0 | 5 | 2 | | |
| 1993(H5) | | | 22 | 0 | 13 | 4 | | |
| 1994(H6) | | ◆高齢者特別清掃事業(11月) | 8 | 0 | 6 | 1 | | |
| 1995(H7) | | | 7 | 0 | 4 | 1 | | |
| 1996(H8) | | | 13 | 0 | 1 | 2 | | |
| 1997(H9) | | ◆佐藤訴訟(12月) | 11 | 0 | 6 | 2 | | |
| 1998(H10) | ◆精神障害者社会復帰受け入れ事業(女性) | ◆大テント、ケアセンター(三徳寮) ◆大阪市野宿者調査 | 10 | 2 | 6 | 1 | | |
| 1999(H11) | | ◇サポーターハウス開始(6月) ◆大阪市巡回相談業務開始 ◆高齢者特別清掃事業拡大 | 21 | 8 | 3 | 1 | | |
| 2000(H12) | | ◆長居シェルター(12月) ◆あいりん臨時夜間緊急避難所(三角公園横) ◆自立支援センター3ヶ所開所 ◆西成シェルター開始(12月) | 15 | 8 | 3 | 0 | | |
| 2001(H13) | | | 31 | 11 | 7 | 5 | 1 | 7 |
| 2002(H14) | ◆女性緊急一時事業開始(3床) ◆単泊事業開始(3床) ◇救護施設退所者等自立生活支援事業開始(訪問) | ◆大阪城一時避難所開始 | 26 | 10 | 6 | 4 | 1 | 5 |
| 2003(H15) | ◇通所事業開始(訪問指導開始) ◆男性緊急一時事業開始(3床) ◆自立援助事業開始(大阪城一時避難所より入所) | | 63 | 47 | 8 | 5 | 1 | 2 |
| 2004(H16) | ◇通所事業開始(通所訓練開始&訪問指導継続) | ◆あいりん臨時夜間緊急避難所(三徳寮横) | 41 | 27 | 8 | 3 | 0 | 3 |
| 2005(H17) | | ◆自立支援センター舞洲 | 42 | 24 | 3 | 6 | 5 | 4 |
| その他 | ◆今池平和寮支援事業 | ◇民間事業 | | | | | | |

今池平和寮退所状況

平成18年3月31日現在

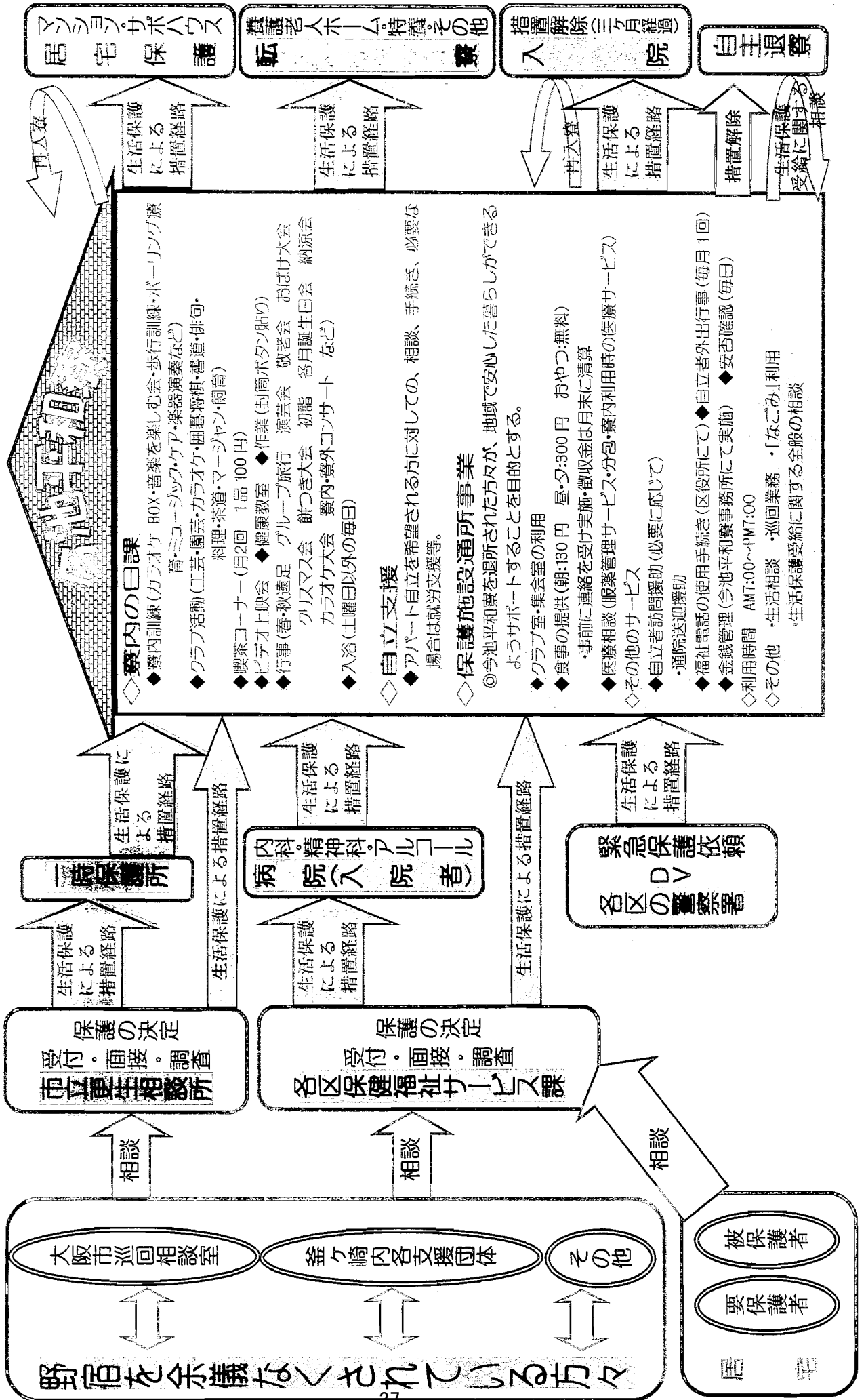
| | 理 由 | 人数 | 居宅支援者状況 | | | 支 援 希 望 者 | | | |
|--------|-----------|--------------------------|-------------------|-----|--------------|-----------|-------------|---|---|
| | | | 支援の希望者 | 中 止 | 死 亡 | 継 続 | 内 訳 | 男 | 女 |
| 平成13年度 | アパート自立 | 11 | 支援の希望者 | 11 | | 9 | 内 訳 | | |
| | | | 中 止 | 0 | | | 高 齢 者 | 4 | |
| | | | 死 亡 | 2 | | | 統合失調症 | | 1 |
| | 入院(3ヶ月経過) | 7 | 自主(3)・無断(2) | | | | 知的障害者 | | 1 |
| | 退 寮 | 5 | | | | | 身体障害者 | | 1 |
| 死 亡 | 3 | 就 職 | | | | | | 2 | |
| 転 寮 | 1 | 半就労・福祉 | | | | | | 2 | |
| その 他 | 4 | 実子と同居(1)・夫と同居(1)・緊急保護(2) | | | | | | | |
| | 退所者数 | 31 | | | | | | | |
| 平成14年度 | アパート自立 | 10 | 支援の希望者 | 7 | | 4 | 内 訳 | | |
| | | | 中 止 | 2 | 不明(1)・DV(1) | | 高 齢 者 | 2 | 2 |
| | | | 死 亡 | 1 | | | 知的障害者 | | 1 |
| | 入院(3ヶ月経過) | 6 | 自主(4) | | | | アルコール依存症 | 1 | |
| | 退 寮 | 4 | | | | | 半就労・福祉 | | 1 |
| 死 亡 | 5 | | | | | | | | |
| 転 寮 | 1 | | | | | | | | |
| その 他 | 1 | | | | | | | | |
| | 退所者数 | 26 | | | | | | | |
| 平成15年度 | アパート自立 | 47 | 支援の希望者 | 29 | | 23 | 内 訳 | | |
| | | | 中 止 | 3 | 不明(2)・再入寮(1) | | 高 齢 者 | 7 | 5 |
| | | | 死 亡 | 3 | | | 統合失調症 | 1 | 3 |
| | 入院(3ヶ月経過) | 8 | 自主(4)・無断(1) | | | | 身体障害者 | 1 | 2 |
| | 退 寮 | 5 | | | | | アルコール依存症 | 3 | |
| 死 亡 | 2 | 内部障害者 | | | | | 5 | | |
| 転 寮 | 1 | その他(出産) | | | | | | 1 | |
| その 他 | 1 | | | | (認知症) | 1 | | | |
| | 退所者数 | 63 | | | | | | | |
| 平成16年度 | アパート自立 | 27 | 支援の希望者 | 22 | | 21 | 内 訳 | | |
| | | | 中 止 | 1 | 長期入院 | | 高 齢 者 | 9 | 4 |
| | | | 死 亡 | 0 | | | 身体障害者 | 2 | |
| | 入院(3ヶ月経過) | 8 | 自主(2)・保護願い(1) | | | | アルコール依存症 | 3 | |
| | 退 寮 | 3 | | | | | 薬物依存症 | | 1 |
| 死 亡 | 3 | 内部障害者 | | | | | 1 | | |
| 転 寮 | 0 | 半就労・福祉 | | | | | 1 | 1 | |
| その 他 | 0 | | | | | | | | |
| | 退所者数 | 41 | | | | | | | |
| 平成17年度 | アパート自立 | 24 | 支援の希望者 | 19 | | 18 | 内 訳 | | |
| | | | 中 止 | 2 | 薬物逮捕・長期入院 | | 高 齢 者 | 7 | |
| | | | 死 亡 | 0 | | | 統合失調症 | 3 | 2 |
| | 入院(3ヶ月経過) | 3 | 自主(2) 無断(1) 自宅(3) | | | | アルコール・薬物依存症 | 4 | |
| | 退 寮 | 6 | | | | | 就 労 | 1 | |
| 死 亡 | 4 | 身体障害者 | | | | | 1 | | |
| 転 寮 | 5 | 出 産 | | | | | | 1 | |
| その 他 | 5 | | | | | | | | |
| | 退所者数 | 42 | | | | | | | |

※平成13年度より事業を開始し、居宅保護変更者は延べ119名である。その内、支援を希望した方が計88名で不明者3名、死亡6名、再入所1名、長期入院2名、刑務所1名でスリップ率5%の75名の支援を継続中。

内訳は通所訓練事業(22名)+アフターケア事業(53名)である。

支援の希望がない者に関しては、大阪城一時避難所・緊急一時保護で入所し、被保護者扱い後、居宅保護へ変更。

今池平和寮入所・退所経路



テーマ・セッション

福祉社会学における計量的方法

日時： 6月24日(土) 14:00～17:40

場所： 【1号館 128教室】

司会：中田 知生(北星学園大学)

1. 高齢者の社会ネットワークと健康状態の性差について

金貞任(東京福祉大学) 武川正吾(東京大学大学院)

平岡公一(お茶の水女子大学) 中田知生(北星学園大学) 和気康太(明治学院大学)

2. 福祉社会学研究におけるパネル調査の意義と課題

村上あかね(財団法人家計経済研究所)

3. 地域における健康の不平等の分析 階層線形モデルを用いて

中田知生(北星学園大学)

4. 福祉研究における共分散分析手法 フォーマルケア選好に関するモデルの検証

山口麻衣(宇都宮短期大学)

5. 民主化と所得の再分配 横断的国家データを用いた計量分析

高田洋(札幌学院大学)

6. 高齢期の生活不安をめぐる意識連関と規定要因

三重野卓(山梨大学)

高齢者の社会ネットワークと健康状態の性差について

金 貞任（東京福祉大学）・武川正吾（東京大学大学院）・平岡公一（お茶の水女子大学）
中田知生（北星学園大学）・和気康太（明治学院大学）

1. 研究の目的

本研究では、在宅高齢者の健康状態に影響を与える要因について、社会ネットワークが果たす役割に着目しつつ分析することを目的とする。その際には、高齢者の性差に基づいて分析する

日本の介護保険制度改正では、介護予防重視型システムへの転換に取り組んでいる。要支援・要介護状態になる可能性がある高齢者が健康状態を維持・向上することは、厚生労働省として介護給付費の増加率を抑制する狙いがあるが、高齢者が自立しながら日常生活を営むことが非常に重要であるからである。健康状態には、自己判断による主観的測定と医師などの診断による客観的なものがあり、後者のみならず前者の判断が死亡に直接関連していることが報告されている。そこで、本研究では高齢者の自己判断による主観的な健康状態に着目する。

健康状態に影響を与える要因について、社会階層と社会ネットワークから分析する傾向があるが、本研究では、日常生活と関連がある社会ネットワークがどのような役割を果たすかを明らかにすることは非常に重要であると考えられるので社会ネットワークの側面から分析する。社会ネットワーク理論とは、Granovetter(1973)の実証研究に由来する仮説で、価値ある情報の伝達やイノベーションの伝播においては、家族や親友、同じ職場の仲間のような強いネットワーク（強い紐帯）よりも、ちょっとした知り合いや知人の友人のような弱いネットワーク（弱い紐帯）が重要であることである。福祉的な実践場面における社会ネットワークは、高齢者のサービス資源としての重要性、及び、制度的サービスとの代替性や補完性といった面から捉える傾向がある（野口、1991；岸ほか、1996）。高齢者の社会ネットワークと健康状態について、基本的な仮説は、「個人の社会関係の豊富さは、健康状態に正または負の関連がある」（岸ほか、2004；吉井ほか、2005）である。しかし、これらの仮説では、家族と家族以外のネットワークを区別せず、高齢者の社会ネットワークが広いか狭いかに焦点が当てられている。

高齢者の性差と関連して、女性高齢者は慢性疾患が多く（Verbrugge, 1986; Walfron, 1983）、Ferraro(1980；杉澤ほか、1995)は、健康度自己評価と客観的健康指標との関係が性や年齢によって異なっていることを指摘している。

以上の議論に基づき、本研究ではより具体的に次の仮説の検証を試みる：家族以外の社会的ネットワーク、すなわち、親戚、友人・近隣からなるインフォーマルネットワークは、高齢者の健康状態に正の効果を与える。この傾向は、男性より女性において顕著である。

2. 研究の方法

調査対象者は、全国の在宅に居住している 65 歳以上 80 歳未満の高齢者である。

訪問面接調査により、1,350 人を対象に調査した結果、有効回答ケースは 1,053 票（78%）であり、それらが本研究の分析対象者となった。

健康状態に関連する変数：高齢者の健康状態について評価する際、総合的健康状態自己評価、手段的 ADL と老研式活動能力の 3 つに関連する尺度を用い、現在の健康状態を評価する方法を探った。総合的健康状態自己評価に関する指標は、1 項目 5 選択肢（「とてもよい」= 5 点から「悪い」= 1 点）

から構成されている。手段的ADL(金、2001)は、5項目(「部屋の掃除」～「金銭の管理」)3選択枝(「できる」=3点から「できない」=1点)から構成されている。すべての項目を単純合計得点化し、得点が高いほど手段的ADLの水準が高いことを示している。老研式活動能力尺度(古谷野ら、1988)は、13項目(「バスや電車を使って一人で外出できますか」「病人を見舞うことができますか」など)2選択枝(「はい」=1点、「いいえ」=0点)から構成されている。すべての項目を単純合計得点化し、得点が高いほど活動能力が高いことを示している。

健康状態に影響を与える変数： 社会ネットワークは、情緒的ネットワーク4項目(「心配ことや悩みを聞いてくれる人」など)と手段的ネットワークの4項目(「数日間看病や世話をしてくれる人」など)2選択枝(「いる」=1点、「いない」=0点)から構成されている。 家族ネットワークは、同居家族と別居子からなる。情緒的・手段的ネットワークをそれぞれ合計得点化し、それぞれのネットワークの得点の範囲は、0～8点から構成されている。 家族以外ネットワークは、親戚、友人・近隣からなる。情緒的・手段的ネットワークをそれぞれ合計得点化し、それぞれのネットワークの得点の範囲は、0～8点から構成されている。 統制変数は、年齢、配偶者有無、慢性疾患の有無、学歴、健康維持習慣から構成されている。

分析方法：健康状態における社会ネットワークの役割の性差を明らかにするため、男女高齢者別に、まず、単純集計を行った。次に、健康状態の3つの次元ごとの得点を目的変数に、第1段階では統制変数のみを投入して重回帰分析を行った。第2段階では、年齢と配偶者を統制変数とし、家族ネットワークと家族以外ネットワーク変数を強制投入して重回帰分析を行い、健康状態の各次元の関連要因を明らかにした。

3. 結果

調査対象者の特徴：調査対象者の高齢者は、女性が50.9%であった。年齢階級は、男女ともに65歳から69歳が4割で最も多かった。配偶者の生存は、男性が9割弱、女性が6割弱だった。学歴は、高校卒程度について男性が4割、女性が5割弱で最も多かった。慢性疾患は、男女共に7割を超えていた。

高齢者の健康状態の3つの次元に影響を与える要因(重回帰分析)： 第一に、「健康状態自己評価」に関して、第1段階では、男女ともに慢性疾患が1%水準で有意であった。性差では、男性のみ学歴と年齢が有意であった。第2段階では、男女ともに近所づきあいがそれぞれ5%と1%水準で有意であった。性差では、男性は地域行事参加が1%水準で有意であり、女性は、親戚ネットワークが1%水準で有意であった。第二に、「手段的ADL」について、第1段階では、男女ともに年齢と健康維持習慣がそれぞれ1%と5%水準で有意であった。性差では、男性は配偶者と慢性疾患がそれぞれ5%水準で有意であった。第2段階では、男女ともに近所づきあいがそれぞれ1%水準で有意であった。性差では、男性は地域行事参加が1%水準で有意であり、女性は、近隣・友人のネットワークが5%水準で有意であった。第三に、「老研式活動能力」に関して、第1段階では、男女ともに、年齢、健康維持習慣、学歴がそれぞれ1%と5%水準で有意であった。性差では、女性のみ慢性疾患が1%水準で有意であった。第2段階では、男女ともに友人・隣人ネットワーク、近所づきあいと地域行事参加がそれぞれ1%と5%水準で有意であった。性差では、男性のみ別居子どもネットワークが1%水準で有意であり符号が正であった。

<本研究は「要介護状態及び健康の形成過程における社会経済的要因の役割に関する実証的研究」(科学研究費：研究代表者・武川正吾教授)の成果の一部である。共同研究者である首都大学東京・和気順子教授から非常に貴重なコメントをいただいた。>

福祉社会学研究におけるパネル調査の意義と課題

村上 あかね（家計経済研究所）

1. 本報告の目的

本報告では、パネル調査という調査データの特性に注目して、分析例を提示しつつ、福祉社会学における計量的方法の新たな展開の可能性について論じる。同一個体（個人、世帯、企業など）を継続的に調査するパネル調査は、従来の横断面調査(Cross Sectional Survey)、時系列・継続調査(Repeated Cross Sectional Survey)にくらべて、(1)個人レベルの変化・変動やイベントの前後関係をより正確に捉えることができる、(2)長期の観察に基づく個体の類型化、(3)長期的な変化と一時的な変化の区別、(4)観測不能な個人の異質性をコントロールし、調べたい特性に焦点をあてた分析ができる（坂口 2004; 山口 2004）などの利点を持つ。これらの利点は、データによる検証を通じて既存の理論枠組をより精緻化したり、政策を評価する可能性を開くものである。たとえば、E = アンデルセン（2001；53-54、121-149）は、労働市場における不平等の拡大に対する賛否は、ライフ・チャンスの変化という動的な視点にたって見直されるべきであるとし、パネル調査を用いて個人のライフ・コースを追跡する重要性を述べて結果を提示している。

報告者はすでに、家族の重大な影響をもたらすイベントを経験した世帯は、親やきょうだいに経済的・精神的援助を受けたり、妻が働き始めるなどの影響があることを明らかにしているが（ホリオカ・小原・村上 2004）、本報告では、さらに家族社会学において古典的に問われてきた、家族に危機をもたらすイベントの発生が、家族の諸資源や意味づけなどと相互作用し、どのような影響をもたらすのかについての諸理論（ABC-X モデル、二重 ABC-X モデル、E・エルダーの一連の研究）を、現代的文脈において整理したうえで、イベントの有無は、その後の家族の資源や家族の凝集性を減少させるのかどうか、社会階層（動員可能な家族の資源）によって用いる対処方法が異なるのかを、パネルでデータをもちいて検証する。

2. データ・変数

家計経済研究所が 1993 年から毎年実施している「消費生活に関するパネル調査」データを用いる。本調査は、1993 年に全国 1,500 人の女性（24～34 歳；コーホート A）を対象として抽出し、1997 年には当時 24～27 歳の女性 500 人（コーホート B）を、2003 年には当時 24～29 歳の女性約 800 人（コーホート C）を新たに追加し、2004 年の第 12 回調査では合計 1,973 人から回答を得ている。

分析に用いる変数は、過去 1 年間に本人または家族に生じた重大なイベントの有無、そのイベントへの対処方法（預貯金の取り崩し、親やきょうだいへの経済的援助、労働時間など）、家族の資源を表す変数として学歴、収入、資産、生活時間など、家族の凝集性や生活全般への評価を表す変数として夫婦関係満足度、生活満足度を用いる。

3. 分析結果

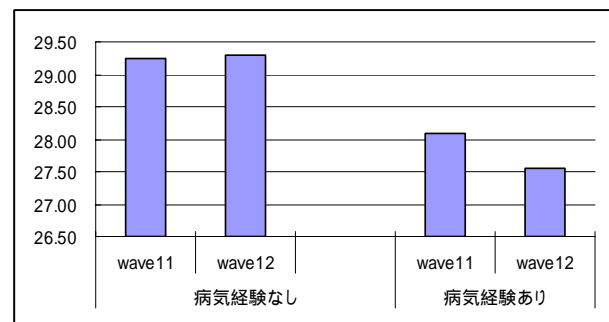
1,973 人中、wave11 から wave12 の間（2002 年 10 月～2003 年 9 月）に、家族に特別なイベント

がなかったのは 69 人 (3.5%) にすぎず、なんらかのイベントを経験した人が 1889 人 (95.7%) にのぼる。そのうち、もっとも経験者が多いイベントは、「受験や入学」(68.9%) について「手術や長期の療養が必要な重い病気にかかった」(10.3%) であるが、ここでは「病気」など、いくつかのイベントをとりあげて分析する。

家族の「病気」を経験した人のうち、それに対して「特に何もしていない」と答えた人は 49.0% であり、半数はなんらかの対処をしたことがわかる。もっとも多いのが「預貯金の取り崩し」(29.9%) について「親やきょうだいに手助けや相談にのってもらった」(8.3%)、「親やきょうだいの経済的援助を受けた」(6.4%) である。この結果から、イベントの結果、家族の資源が減少することがわかる。実際に、有配偶者に限定して世帯の預貯金残高の変動を見ると、「病気」未経験者では平均して 4.1% 増加したのに対し、経験者では 0.4% 減少している。また、この結果からは、イベントを乗り切るに際して家族の役割が重要であることも見出せる。

図表-1 は、家族の病気というイベントの有無と、生活満足度の変化を見たものである。「病気」経験者のほうが生活満足度の低下がみられる。パネル調査データは 1 つの母集団から標本を選んでいることを考慮したモデルを用いて、さらにこの変化を詳細に検証する予定である。また、イベントにたいしてどのような対処方法を採用したかについては、ロジスティック回帰分析によって検討する。

図表-1 生活満足度の変化 (変動係数)



4. 考察

パネル調査はデータそれ自体が豊かな情報量を含んでおり、シンプルな分析手法を用いても仮説の検証および理論の発展に大いに寄与しうる。だが、パネル調査には、実務上および社会調査の方法論上の問題 (調査設計、調査コストの大きさ、継続的な調査実施・データ管理体制の確保、調査回答者の代表性の確保など) やデータの分析手法に関する問題もある。当日は、これらの問題についても簡単に触れる予定である。しかしながら、これらの問題点があるものの、やはりパネル調査の利点は大きく、今後さらに研究は進むであろう。

文献

- G・エスピン アンデルセン (渡辺雅男, 渡辺景子訳), 2001, 『福祉国家の可能性: 改革の戦略と理論的基礎』桜井書店。
- 坂口尚文, 2004, 「パネルデータを利用することの利点」(樋口美雄ほか編 2004: 44-56)。
- チャールズ・ユウジ・ホリオカ・小原美紀・村上あかね, 2004, 「デフレ時代におけるリスク対処法」(樋口ほか編 2004: 235-260)。
- 樋口美雄・太田清・家計経済研究所編 『女性たちの平成不況』日本経済新聞社。
- 山口一男, 2004, 「パネルデータの長所とその分析方法: 常識の誤りについて」『季刊家計経済研究』62: 50-58。

地域における健康の不平等の分析

- 階層線形モデルを用いて -

中田知生(北星学園大学)

1. 目的

本論の目的は、地域によって健康に不平等が存在するか否か、そして、健康悪化の要因について、全国調査データを用い分析を行うことである。不平等を検証するアプローチは様々あるが、本論においては、階層線型モデルを使用して分析を行った。当該モデルを使用することにより、地域の要因と個人の要因という独立変数間の多重共線性を取り除くことができると共に、地域間における不平等の程度が有意か否かわかるために、このような分析に適合的である。本論では、これまで日本だけではなく、どのような国家においても問題になっている都鄙、すなわち、都会と田舎の格差という点から、この健康の不平等の問題に注目した分析を行った。特に、分析の過程で、いわゆる階層線型モデルのランダム係数モデルと呼ばれる分析手法の考え方や、このような研究についての分析例を示す。

2. 仮説

Phillimore and Reading (1992) は、英国の Newcastle-upon-Tyne 周辺の地域における健康の格差について以下のような仮説を構築し、分析を行った。

- (1)健康の不平等は、都会よりも田舎の方が小さい。
- (2)地域における個人の剥奪や豊かさを考慮すると、都会よりも田舎の方が健康である。
- (3)健康と物質的な環境の関係は、都会よりも田舎の方が小さい。

これらの仮説は、健康に対する資源や環境、そしてそれらに影響される健康についての都市と地方のばらつき具合の差異から得られたものである。すなわち、都市部においては、異質性が高いためにばらつきが多く、地方部においては、同質性が高いために、ばらつきが小さいというものである。

これらの仮説を紐解くと、より詳細に検証すべき仮説が見えてくる。すなわち、仮説 (2)より、都市部よりも地方部の方が健康の程度が高いという、平均値の高さの問題、仮説 (1)より、個人の健康の程度は、都市部よりも地方部の方が、ばらつきが小さいという分散の問題、仮説 (3)より、都会においては、その地域を取りまく環境や、また、諸個人の属性のあいだにばらつきが高いことに対して、田舎においては、類似性が高いためにばらつきが小さく、また(2)から、個人の健康状態もばらつきが小さいために、健康資源から健康自体への効果においてもばらつきが小さいという、効果におけるばらつきの問題、そして、仮説 (3) : もし都市部で個人間、もしくは地域の環境のばらつきが高く、地方部で小さければ、その効果にかかわらず、データの当てはめの良さを考えると、都市部よりも地方部の方が高い、という4つの仮説である。

3. データと変数

データ

分析においては、2004年に行われた「生活状況と健康に関する調査」によって得られたデータを用いた。層化確率比例抽出により得られた日本におけるすべての都道府県のサンプルから、留置法による調

査によって 20 歳以上の男女あわせて 1910 名の回収票を得た。

「都鄙」の定義

都鄙の定義として、調査対象者が居住する市町村の規模を用いた。分析には、層化に用いた 4 つの地域区分 (1)大都市、2)人口 10 万人以上の都市、3)人口 10 万人以下の都市、4)町村)の他、一部においては、同様の基準から 10 に分けた分類を用いた。

用いた変数

1)従属変数：5 段階で測定した主観的健康感 (SRH: self-rated health) を用いた。

2)独立変数：個人の社会経済的地位として、教育年数を用いた。また、地域の特性を表す変数として、一人あたりの県民所得、市町村の失業率、一人あたりの病院数、一人あたりの診療所数、ジニ係数を用いた。県民所得、失業率は、経済的な資源として、地域の健康に対して影響を持つものである。また、病院、診療所は、健康状態に対して直接的に寄与する資源、もしくは機会を表すものと考えられる。最後のジニ係数は、Wilkinson (1996) などにより、社会の不平等の程度は当該社会の集合的な健康度に関連するとも言われていることから用いた。

3)コントロール変数：コントロール変数として、年齢、性別を用いた。

4. 分析

まず、教育など独立変数のいくつかは、従属変数に対して、有意な効果を持っていたことがわかった。

一方、地域差に関する仮説については以下の通りである。仮説、について、健康そのものと、健康に関する資源や環境について層化で用いた 4 つの都市分類ごとに、平均値、分散、変動係数を出してみた。これらを概観した結果、地方部の方が都市部よりも健康度が高いという事実、そして、都市部の方が地方部よりも、健康に対する資源や、健康自体についてばらつきが高いという事実は見て取れなかった。

仮説 について、健康への資源から健康への効果が地方部の方が小さいという仮説を検証した。都市部同様に、層化で用いた 4 つの都市分類ごとに、健康に対して、独立変数を入れて重回帰分析を行ってみた。それぞれの独立変数の従属変数への効果の分散を見てみたが、どれもかなり小さいことが分かった。ここから、健康に関する資源から健康への効果についても、地域差は存在しないことが分かった。

仮説 について、上記の回帰分析の決定係数を比較してみた。が、やはり同様に、何らかの特定な傾向は見取れなかった。最後に、(2)の分析について、ランダム係数モデルによって、地域間での健康への資源から健康自体への効果のばらつきが有意ではないことを確認したが、同様な結果を得た。

5. 結論と議論

都市部 - 地方部の健康の資源における異質性 - 同質性という観点から見たとき、健康へ影響を与えるようなばらつきや、また、健康自体のばらつきは存在しないことが見て取れた。ただし、ここでは、都鄙について「調査対象者が居住する市町村の都市規模」という定義で分析を行ったが、他の定義についても試してみる必要があると考える。また、異なる標本誤差を伴う地域の比較についても、その方法についても再考すべきであろう。

本研究は、科研費基盤研究(A)(2)「要介護状態、及び健康の形成過程における社会経済的要因の役割に関する実証的研究」代表：武川正吾（東京大学）の研究成果の一部です。データの使用に関して許可をいただいたことに関して、武川正吾先生に深謝いたします。

福祉研究における共分散分析手法

- フォーマルケア選好に関するモデルの検証 -

山口 麻衣 (宇都宮短期大学)

1. 報告の目的

本報告の目的は、高齢期のフォーマルケア選好（介護保険制度などの公的なケア・サービスの利用に関する主観的な選択意識、以下、FC 選好）に関する共分散構造分析手法を用いた実証研究結果を示しながら、福祉研究における共分散構造分析活用の課題と可能性について検討することである。実証研究の目的は、わが国における FC 選好に関するモデルのデータ適合性を検討することである。理論モデルの検討や分析プロセスを示した上で、潜在変数を含むモデルの有用性について考察する。

2. モデル

先行研究レビューの結果、既存のケア選好の理論モデルは少ないが、ジェンダー、家族資源、学歴、子の性別などの変数がケア選好に関連がある可能性があきらかになった。また、関係性資本であるソーシャル・キャピタル（以下、SC）や自己内在的資本であるヒューマン・キャピタル（以下、HC）が FC 選好に関連する可能性があるが既存モデルでは活用されていない。規範意識についても投入すべきとの議論があるが欧米のモデルではこれまで未投入である。本研究では理論的検討をふまえてジェンダー、SC、HC、ケア規範がケア選好に関連するという理論的なモデル（高齢期ケア選好分析モデル）を構築した。さらに、ケア規範へ間接的に影響する可能性がある家族介護不安を追加的に投入したモデルも検証した。既存モデルの検証には重回帰分析が中心だが、構成概念間の因果関係解明とともに潜在変数を含むモデルの検証が可能な共分散構造分析を行った。4 件法のデータも含むことから、順序尺度の変数のまま共分散構造分析ができるソフト (Mplus Ver.3) を利用した。推定方法は最小 2 乗法のひとつである WLSMV とした。識別性を確保するため、潜在変数ごとにひとつのパス係数に 1 の制約をおいた。モデルの適合度の指標は、CFI と RMSEA である。

3. データと変数

N 県 C 市の 60-74 歳対象の調査回答者 (810 名) のうち配偶者と子どもがいる者 (635 名) のみを分析対象とした¹⁾。調査は 2003 年 11-12 月に 2 段無作為抽出、訪問面接法 (一部留置き) で行なわれた。

FC 選好 (配偶者は健在なものとして想定) は、在宅身体ケアサービス選好、在宅生活援助サービス選好、軽度ケア施設選好、重度ケア施設選好の 4 項目である。回答は (1=大いに利用したい - 5=全く利用したくない) の 5 件法で、分析の際は配点を逆にしたものを使用した。SC は、娘/息子の距離 (30 分以内に居住する娘/息子の有無) と娘/息子の人数、HC は学歴 (教育年数) 変数を使用した。ケア規範については、別途実施した探索的因子分析及び検証的因子分析の結果²⁾ を受けて老親扶養期待感、性別役割分業観、非伝統的分業状況下家庭内役割分担観を下位概念とする高次因子とした。「同居介護規範」、「性別役割分業観」など 8 観測変数を使用し、4 件法 (1=そう思う - 4=そう思わない) で測定した。家族介護不安は、家族のケアに対する不安変数と家族に迷惑をかけたくない意識変数 (5 件法) を含めた。本人属性としては、性別 (1=男性とするダミー変数) と年齢を含めた。

4. 結果

モデルの潜在変数は、FC 選好、ケア規範とその下位概念並びに家族介護不安である。SC は当初、潜在変数としたが、潜在変数とすることに限界があり、娘に関する観測変数をそのまま使用した。また、妥当と考えられた誤差間に共分散を認めた。修正したモデルの適合度は CFI=.993、RMSEA=.035 で、あてはまりは良かった($R^2=.108$)。近居の娘がいること($\beta = -.28$)、男性であること($\beta = -.33$)が有意に FC 選好を低めていた。また、ケア規範($\beta = -.17$)が強いほど FC 選好が有意に低かった。家族介護不安を追加したモデルの適合度は、CFI=.988、RMSEA=.039 で適合性が高く($R^2=.191$)、近居の娘がいること($\beta = -.27$)、男性であること($\beta = -.33$)が有意に FC 選好を低めた。ケア規範($\beta = -.38$)が弱いほど家族介護不安が強く、家族介護不安($\beta = .32$)が強いほど FC 選好が有意に高かった。

5. 考察

モデル適合指標の結果はモデル採択基準を満たしていたことから、修正した高齢期ケア選好分析モデルによる FC 選好分析の妥当性が支持されたといえる。女性の方が FC 選好が強いという結果はこれまでの研究の結果と同様であった。SC については娘に関する変数を投入したモデルが採択されたが、ケアのジェンダー役割と関連して近居の娘の有無が FC 選好に関連することが明らかになった。家族資源としての子供の距離だけでなく、ジェンダー構成も考慮することの重要性を示している。他の SC をどう含めて潜在変数化するかが課題である。HC は先行研究と異なり有意ではなかったが、高齢者に限定したサンプル特性の影響もあるだろう。家族介護不安を含めた結果、ケア規範は家族介護不安を媒介して FC 選好に影響することがわかった。当初の理論モデルに含めていなかった家族介護不安概念をどうモデルの中で位置付けて理論モデルを改善するかが課題である。また、一地域のデータの分析であり一般化するには慎重であるべきであり、変数操作の精緻化が必要なことも検討すべき点である。これらの課題はあるものの、日本における FC 選好を分析する一モデルとしてケア規範を含めて分析し、高い適合性が示された点で、試論ながらもモデル化の意義はあるだろう。

以上、FC 選好に関するモデル検証のプロセスを示してきたが、既存の理論モデルをそのまま検証するのではなく、それらを参考に理論モデルを導き分析したことから、理論面・方法面の課題はある。これらの点は他の福祉研究においても起こりうるが、潜在変数を用いた共分散構造分析は、福祉研究における概念間の関係を理解する上で有用な手法であることが示唆された。より多くの理論モデルを複数のデータで検証していくことの積み重ねが福祉研究においても重要であろう。

1)本報告のデータは高齢者の地域ケアに関する共同研究(代表:上智大学冷水豊教授)のデータの一部である。

調査は 2003 年 11-12 月に 2 段無作為抽出、訪問面接法(一部留置き)で行なわれた(回収率は 76.5%)。

2)ケア規範因子の詳細な分析結果については山口(2005,2006)にまとめた。

謝辞 本稿は博士学位論文(山口 2005)における分析の一部を加筆・修正の上まとめた。ご指導いただいた冷水豊先生に深く感謝の意を表したい。

引用文献

山口麻衣(2005)「高齢期のケア選好とケア資源：ジェンダーとライフコースの視点からみたフォーマル・ケアとインフォーマル・ケア関連の分析」, 上智大学大学院文学研究科 2004 年度博士学位論文(社会学)。

山口麻衣(2006)「高齢者のケア規範 - 扶養期待感とジェンダー規範の関連を中心に - 」老年社会科学, 27-4, 407-415.

民主化と所得の再分配

- 横断的国家データを用いた計量分析 -

高田 洋 (札幌学院大学)

1. 民主化と所得の再分配

民主的階級闘争の考え方においては、民主主義の浸透と発展による所得の平等化が描かれている。政治的決定がより民主主義的になることにより、選挙を通じて、票を持つ階級ないし階層に有利になるような政策が実現される。所得の再分配は、政治的な重要な決定の1要素であるから、民主的な方法が発展するにつれて、再分配は票を持つ階層の方向を指向する。「民主的階級闘争」の議論では、民主的な方法による階級闘争は成功し、その結果は平等化であることが論じられている。

民主化と平等化の結びつきの過程について、たとえば、Lipset は次のように述べている。「富が増大すればまた、階層構造の型が下層階級という大きな基盤を持った細長いピラミッド型から、増大過程にある中産階級を持つダイヤモンド型へと変化することになり、中産階級の政治的役割に影響が及ぶことになる。中産階級が広範囲にわたれば、穏健で民主主義的な政党が有利になり、過激主義的グループが不利になることによって、葛藤が調整される」(Lipset, 1959, 訳: p. 65)。経済発展は、階級の人口的構造を変化させ、経済発展とともに増大する中産階級は、民主的な方法によって葛藤を調整することによって闘争し、平等を勝ち取る。民主的階級闘争の理論においては、経済発展、民主主義、平等の3者の正の関係が強調される。

しかし、民主的階級闘争においては、経済発展による不平等化や、不平等の民主主義への悪影響は考えられていない。Dahl は次のように述べる。「市場経済は必然的に不平等を生み出すので、ポリアキー民主主義の民主主義的発展性を、政治的資源の分配における不平等を生み出すことによって制限する」(Dahl, 1998: p. 177)。そして、「市場資本主義は、民主主義の発展をポリアキー民主主義の水準までに高めるにはとても好都合である。しかし、政治的平等の逆の結果のために、ポリアキーの水準を超えた民主主義の発展には市場資本主義は不都合である」(p. 178)。市場経済の発展は不平等を増加させ、その不平等の増加のために民主主義は制限されるというのである。このような考え方においては、経済発展、民主主義、平等の関係は、単純な正の関係ではない。

2. 経済発展、民主主義、所得不平等の実証先行研究

国を単位としたデータを用いた横断的な実証研究において、経済発展、民主主義、所得不平等の3者の関係のうち、2者の関係を取り出すと、次のような結果が得られている。

経済発展と不平等の2者関係は、逆U型であることが明らかにされている。この関係を表す逆U型の曲線は、はじめSimon Kuznets (1963) によって発見されたので、Kuznets 曲線と呼ばれる。経済の発展に伴い、所得不平等は、はじめ増大し、後に減少する。Kuznets は、先進国における所得不平等の減少、および、発展中位国が先進国より不平等であること、そして、低発展国の所得分布が先進国と変わらないことを示した。所得不平等は、中程度の開発国で最も大きく、低開発国と先進国では小さい。経済発展と不平等の関係は単純な正の関係ではない。

次に、経済発展と民主主義の実証的な研究においては、その関係は、ほぼ単純な正の線形関係であることが支持されている。先行研究においては、様々な要因が、経済発展の水準と同時に重回帰分析

の変数として加えられているが、他の経済的及び非経済的要因を考慮してもなお、経済発展の水準は民主主義の水準と強い正の関係があることで一致している。Diamond も民主主義と経済発展の既存研究を概観しており、どの研究においても経済発展と民主主義の強い関係があることを示している (Diamond, 1992)。民主主義と経済発展の関係は最も強く頑健な関係である (p. 110)。

最後に、民主主義と所得の不平等の関係は、その2者の関係だけを見た場合には、逆U型の関係が多くの研究において頑健である。経済発展と民主主義が正の関係であり、経済発展と所得不平等が逆U型であるのだから、それは当然である。しかし、経済発展をコントロール変数として、同時に分析に含めた場合の民主主義の所得不平等への効果は、一致した実証的な結果を得ていない。経済発展の水準を同時に考慮すると民主主義の所得不平等への影響は、分析に含めるサンプル数、用いられる民主主義指標、分析の定式化の違いなどによって様々な結果となっている。さらに、民主主義と所得不平等関係については、影響の方向の問題がある。所得不平等が民主主義にとって脅威かどうかという関心のために、所得不平等がもたらす民主主義への影響についても分析する必要があるであるが、その方向についても、多くの実証研究が見られるにもかかわらず、この2者の非線形な関係のために、確証的な結果は得られていない。

3. 経済発展、民主主義、所得不平等の分析モデル

以上の先行研究の議論を踏まえた上で、新しい分析を試みる。問題は、所得不平等を説明する変数として、経済発展と民主主義の2つの変数を同時に加えたときのモデルの特定化の困難さである。所得不平等の分析においては、経済発展の所得不平等への純効果と民主主義の純効果を分析的に分離する困難さがある。それは分析的にも多重共線性の問題として現れる。

ここでの分析では、次のような分析モデルを構築する。まず、民主主義の水準によって国を3つに分ける。その分類方法は、Freedom House の「自由」、「部分的自由」、「非自由」に従った (Freedom House, 1997: pp. 576-577)。そして、次のような交互作用項を含む回帰モデルを用いる。

$$I = a + b_1 E + b_2 D_1 + b_3 D_2 + b_4 D_1 E + b_5 D_2 E + e$$

ここで、 I 所得不平等、 E 経済発展、 D_1 自由国ダミー、 D_2 部分的自由国ダミー、 e 誤差項である。

分析結果は、経済発展は、民主主義水準が高い国では不平等を減少させ、中程度の国では不平等を増加させ、低い水準の国では不平等とそれほど関係がないということを示した。経済発展がある段階に達するまでは、経済発展による所得不平等効果の方が、経済発展によってまさに民主主義に移行しつつある民主主義の平等化効果よりも強いために、所得不平等は高くなるが、それを乗り越え、民主主義が成熟すれば、民主主義の平等化効果の方が高くなり、所得不平等は減少に転ずる。民主主義は社会的葛藤を前提とし、それを調整する社会制度である。

【文献】

- Dahl, Robert A. 1998. *On Democracy*. New Haven and London: Yale University Press.
- Diamond, Larry. 1992. "Economic Development and Democracy Reconsidered." Pp. 93-139 in *Reexamining Democracy: Essays in Honor of Seymour Martin Lipset*, edited by Gary Marks and Larry Diamond. Newbury Park, London and New Delhi: Sage.
- Freedom House. 1997. *Freedom in the World: The Annual Survey of Political Rights and Civil Liberties 1996-1997*. New York: Freedom House.
- Kuznets, Simon. 1963. "Quantitative Aspects of the Economic Growth of Nations: VIII. Distribution of Income by Size." *Economic Development and Cultural Change* 11(2): 1-80.
- Lipset, Seymour M. 1959b. *Political Man: The Social Bases of Politics*. New York: Doubleday and Company.
- 内山秀夫 訳. 1963. 『政治のなかの人間』. 東京: 東京創元社.

高齢期の生活不安をめぐる意識連関と規定要因

三重野 卓（山梨大学）

近年の経済の停滞化、時代の不確実性の中で、われわれは、漠然とした不安に苛まれている。実際、国レベルの「国民生活に関する世論調査」によると、1990年から国民の不安感は増大し続けている。不安は漠としたものであるが、その情動により、われわれを一定の方向に導くかもしれない。そして、不安は、その時代を特色づけるものであるが、個人にとっては、ある日、突然、確実なものとして、現実化する。

本報告では、高齢期の生活不安に焦点を合わせる。生活とは、「行為、意識の集合体であり、それに情報、エネルギー、財が係わり、何らかの「場」で、その営みを実現しながら、生命有機体としての個人が再生産される過程」と一般的に定義することができる。こう考えると、生活では、行為、意識、生命が中心概念となり、その環境的側面としては、関係性、財、情報、自然環境、経済などが係わるといえる。そこには、政策的に制御可能な部分と制御不可能な部分があろう。「生活の質」研究において、生活満足度についての研究はかなり進んでいる。それに対して、不安は、心理学的にはストレス、抑圧に基づき、また、将来の見通しとも関連するため、その評価の基準は、より曖昧である。

もちろん、不安とは、構成概念であり、それ自体、可視的なものではない。構成概念は言語的定義に依存する。例えば、「将来の不幸に対する予期に基づく心的状態」、「予想されるリスク、困難に直面して生じる心配による心的状態」といった定義が可能であろう。リスクは、個人のライフサイクル、ライフステージで生起するとともに、当該システムの不安定性により増大する。そのため、不安感、幸福感、充実感、孤独感などの社会心理学的な概念とともに、福祉政策を考える場合、重要な要素となり得る。生活不安という概念は、以下の質問文により、操作化、尺度化される。「あなたは、自分の高齢期の生活に不安を感じていますか」(大いに感じている、多少感じている、あまり感じていない、全く感じていない)。高齢期の生活不安をめぐる研究目的は、以下の3点にまとめることができる。

第一に、生活不安という場合、さまざまな生活領域にブレークダウンすることができる。その考え方として、個人、家族、地域に関する領域、および、制度・政策的な側面に関する部分が中心的なものになろう。また、高齢期での不安としてとりわけ重要な健康不安、および、人間関係、孤立、職業、経済不安というわけ方も可能である。それらを踏まえ、「自分の健康」、「家族の健康」、「家族との人間関係」、「地域など家族以外の人間関係」、「配偶者との死別」、「雇用・失業」、「税金や社会保険料負担の増加」、「年金・介護・医療などの社会保険給付の減少」(yes,no)といった項目の関連性、独立性について検討することにより、その構造を明らかにする。

第二に、われわれの意識は、複合的なものであり、また、表層 深層というレベル、一般的 個別的などのレベルがある。こうした意識の相互作用により、ひとつの情動がもたらされる。高齢者は、当該社会において大きな貢献をなしてきたものである。従って、それに報いるために優遇されているか、という点が重要になる。その一方で、稼働能力を失いつつあるものであるため、差別されているか、という点も重要になる。また、高齢者に対する扱いについての意識も分析課題になる。

ここでは、以下の質問項目に着目する。優遇感「現在の社会では、高齢者は一般に優遇されていると思いますか」(そう思う、まあそう思う、あまりそう思わない、そう思わない)、差別感「高齢者に対する差別や偏見があると思いますか」(大いにあると思う、多少あると思う、あまりないと思う、まったくないと思う)、高齢者に対する扱い「高齢者に対する扱いをどのようにしていくべきだと思いますか」(高齢者をもっと優遇すべき、現状のままでよい、若い世代・現代世代をもっと重視すべき、わからない)。さらに、公的年金の仕組み、高齢期の生活費に関する意識項目も分析対象とした(ここでは省略)。生活不安をめぐる意識連関を明らかにすることが、第二の目的となる。

さらに、高齢期の生活不安(大いに感じている、多少感じている、あまり感じていない+全く感じていない)をめぐる因果関係を明らかにし、モデル化を行うことが第三の目的となる。その場合、第一の生活不安をめぐる構造、第二の意識をめぐる相互連関をも参考にする。意識が意識を規定するということは、生活不安が漠然としている点からも必要であるが、それとともに、客観的要因も重要になる。説明変数については、以下のものを想定する。性別、年齢、世帯構成。また、階層的要因としては、世帯収入、職業、そして、それらに関連する学歴。さらに、(健康上の問題による)日常生活への影響。ストック面として住居形態。また、意識が意識を規定するという面から、現在の暮らし向き。第二の目的に関連する優遇感(および、高齢者に対する扱い)、差別感。

本報告でのデータは、内閣府に設置された「高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究会」(座長、清家篤)により実施された「年齢・加齢に対する考え方に関する意識調査」に基づく(報告者は委員として参加)。調査は、平成16年1月から2月に実施された(層化2段階無作為抽出法、原則として、訪問面接法)。年齢階層のサンプルを一定にして比較することを目的としており、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代をそれぞれ1000人、60歳以上、2000人の計6000人を対象としているが、ここでは、60歳以上の1449人(有効回答数、72.5%)について再分析した。

上記の通り、第一の分析は、老後不安の構造を明確にすることにある。一般的な不安と個別生活領域の不安を数量化し、類で分析した。その結果、5つの軸が抽出された(説明力60%)。しかし、第一の軸における各項目の布置図を観察すると大まかな傾向が理解可能である。不安を「大いに感じている」が、税金、年金関係の不安項目(クラスター)と近い関係にあり、それに人間関係のクラスターが繋がり、他方で健康関係と死別のクラスターが繋がっている。健康関係等は、不安を「多少感じている」とも近い関係にあり、それから個別領域の「不安なし」がクラスターを形成しながら連なっている(雇用は孤立)。第二に、生活不安をめぐる意識連関の6ケース(省略)について、3重クロス表を観察し(クラマーの関連係数、検定)、さらにログリニアモデルによる分析を行ったところ、項目の主効果、2次の交互作用効果を検出することができた。第三に、生活不安と11の項目についてクロス表を構成し、カイ自乗検定を行ったところ、性別以外は統計的に有意であった。それらの項目を説明変数として多項ロジスティック回帰分析を繰り返したところ、世帯構成、学歴、日常生活への影響、現在の暮らし向き、優遇感、差別感の6項目の影響力が有意であった。各カテゴリーのB係数、有意水準、オッズ比を検討することにより、より多くの知見が得られる。

(文献)三重野卓「老後不安構造の計量的研究」『社会老年学』第8号、1978 / 『季刊社会保障研究 特集 老後の不安とは何か：実態の多面的把握と政策への期待 西村幸満、直井道子、相川良彦ほか』第41巻1号、2005 / 辻正二、船津衛編『エイジングの社会心理学』北樹出版、2003 / ユージン・E.レヴィット(西川好夫訳)『不安の心理学』法政大学出版局、1976、など。

自由報告・第1部会

日時： 6月24日(土) 14:00～17:40

場所：【1号館 127教室】

司会：杉岡直人(北星学園大学)

萩原康生(大正大学)

1. 中山間地における地域福祉計画とソーシャルキャピタル

持続可能な集落コミュニティの形成の視点から

野口定久(日本福祉大学) 小松理佐子(日本福祉大学)

2. 中山間地におけるソーシャル・キャピタルの醸成の方法 子育て・介護の視点から

小松理佐子(日本福祉大学) 野口定久(日本福祉大学)

3. 市町村合併と福祉行政サービス 大分県日田市の場合

奥田憲昭(大分大学)

4. まちのバリアフリー化と「使用者性」

岐阜県高山市「バリアフリーのまちづくり」を事例に

猪熊ひろか(東京大学大学院)

5. 団塊の世代の地域活動への参加意向 「新しい高齢者」のライフスタイルの視点から

小澤千穂子(大妻女子大学)

6. ヘルスケアの産業モデル コミュニティビジネスの社会的運営環境の分析

稲垣伸子(中京大学大学院)

中山間地における地域福祉計画とソーシャルキャピタル

持続可能な集落コミュニティの形成

野口定久（日本福祉大学）・小松理佐子（日本福祉大学）

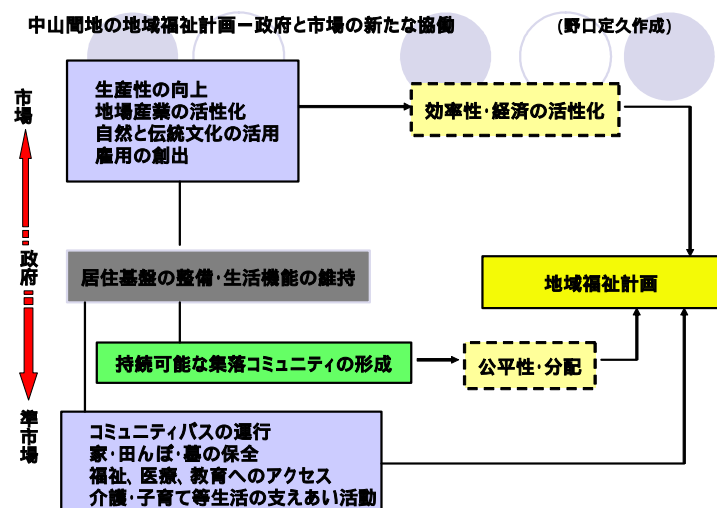
1. 問題の所在

本報告は、日本福祉大学 21 世紀 C O E プログラム（福祉社会開発の政策科学形成へのアジア拠点）「領域 A：中山間地における地域福祉計画と福祉社会開発研究」と併せて、本学と事業提携協約を交わしている山形県最上町の地域福祉政策長期ビジョン及び地域福祉計画策定にむけた研究プロジェクトに位置づくものである。そして本研究は、中山間地の集落の約 2 割が消滅の危機（2005 年国土交通省調査）にある、という集落の危機的状況を何とか喰いとめる方策はないものか、という問題意識から出発している。

現在、日本社会が直面する諸問題は、超高齢・少子・人口減少社会という世界のどの先進諸国もいまだ経験したことのない未知の世界である。これから進む道は、先行き不透明でよく見えない。最上町の現状データを見ても、少子化を除いては、日本社会全体と同様の傾向を示している。最上町がこれらの諸困難を克服し、うまく道を切り拓けば、超高齢・少子・人口流出・過疎化に挑むモデルが中山間地の地域活性化プログラムとして世に示せるのではないか。先頭ランナーの背中を、全国の中山間地域が見つめているのである。本報告では、最上町におけるソーシャルキャピタル（SC）のアンケート調査（20 歳以上の全住民）及び集落での集団ヒアリング調査（各年代の女性）を通して、集落の地縁組織と新たな住民活動の結合による豊かな SC の在り様を模索し、持続可能な集落コミュニティの生活機能を総合的に維持する方策を提示したい。

2. 中山間地の地域福祉計画—政府と市場の新たな協働

中山間地の自治体にとって地域福祉計画は、人口流出を喰いとめ、人口減少に見合った社会システムを構築するための戦略である。第 1 の戦略は、人口減少への対応である。それには、集落に住み続けたいという住民の意思を尊重し、集落の生活機能を維持する社会基盤整備が必要である。しかし人口減少による公共サービスへの影響は大きく、一人当たりの費用負担増となる。公共サービス水準の維持や生活基盤整備には、「公平性」と「税の分配」への



合意が必要である。また、集落の生活を持続可能にするためには、コミュニティバスの運行、家・田んぼ・墓の保全、福祉・医療・教育へのアクセス、介護・子育て等生活の支えあい活動が不可欠である。これらは、「地方政府と準市場」の新たな関係を創出することである。第 2 の戦略は、人口流出への対応である。中山間地からの人口流出を喰いとめ、定住人口と移住人口を増やすことである。

それには、生産性の向上、地場産業の活性化（地元企業への投資）、自然と伝統文化と観光による地域ブランドの創造、それらの総合によって雇用を創出することが求められる。外部からの投資や人口流入による雇用の創出には、地域経済を活性化させるための「効率性」に徹する必要がある。これらは、「政府（中央・地方）と市場」の新たな関係を作り出す必要がある。そして、これらの2つの戦略を同時に進行し、「公平と効率」の両立を可能にするのが地域福祉計画である。もうひとつ、地域福祉計画に求められる視点はソーシャルキャピタルの醸成である。持続可能な集落コミュニティの形成には、ソーシャルキャピタルという概念が有用である。

3. ソーシャルキャピタルの調査設計

ソーシャルキャピタル(以下、SC)は、別名「見えざる資本」と呼ばれている。「見えざる資本」とは、信頼、相互扶助など地域コミュニティのネットワークを形成し、そこで生活する人々の精神的な絆を強めるようなものを意味する。例えば、住民の非営利組織への積極的な参加、活発な寄付・ボランティア活動等は、SCを豊かにする重要な要素である。そして、豊かなSCが形成されている地域では、犯罪や児童虐待を減らし、高齢者や障害者の生活の質を改善し、少子化を防ぎ、さらに地域経済の成長を促すという調査結果も示されている。

ソーシャルキャピタル調査項目の構成表

| 構成要素 | サブ指標 |
|----------|-----------|
| ・つきあい・交流 | 近隣でのつきあい |
| | 社会的な交流 |
| ・信頼 | 一般的な信頼 |
| | 相互信頼・相互扶助 |
| ・社会参加 | 社会活動への参加 |
| ・連帯・包摂 | 福祉・介護の社会化 |
| | バリエラビリティ |

内閣府国民生活局編『ソーシャル・キャピタル - 豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』項目をベースに加工

（内閣府国民生活局編『ソーシャル・キャピタル - 豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』2003）他方、一定の地域内でのSCの強さだけに目標が向く傾向は、ややもすると内向きや排他的なSCが形成されやすいというマイナス面も十分留意する必要がある。異質なものを排除して、同質のものだけでSCを高めるといった閉鎖的な共同体を作ることではない。また、それに固執するとコミュニティの分断や対立を招く恐れもある。本調査の目的は、単に集落のSC数値の高低を測ることではない。したがって調査項目には、一般的なSCの構成要素である「信頼・規範・ネットワーク」の3要素に、「連帯・包摂」の要素を加えた。個別の項目としては、福祉や介護の社会化とバリエラビリティの指標と取り入れた。これらを集落別・性別・年齢別に集計した。その計量的な調査結果は、別添資料で報告する。

4. 持続可能な集落コミュニティの形成 ソーシャルキャピタル：地縁組織と市民活動の新たな関係

持続可能な集落コミュニティを形成するための地域福祉活動の特徴は、従来相容れなかった伝統的な地縁組織とNPO等の市民・住民活動の接点を作り出すことである。その結節は、集落が抱える二次日常的な必要であり、福祉や介護の需要ニーズである。そのためには、集落の地縁組織の社会統合とNPOやボランティア活動の社会連帯が連携・融合して新たなSCの形成への循環を意識的に作り出すことである。これらの動きは、「互酬の制度化」と言い換えることができる。このことは、農耕社会で普及した結（ゆい）講（こう）のような伝統的な互酬の仕組みを、新たな市民活動やNPOに結合させ、地域の自然や伝統文化などの資源と新たな市場を結びつけ、現代的な市場経済の中でも機能するように制度化していく試みであるといえる。すなわち、SCと市民活動の関係とは、一般市場で

交換されにくい地域内の介護や子育て支援といったボランティアや相互扶助的なサービスの交換形態を、伝統的な互酬慣行の再活用によって、現代社会に適応可能な形で制度化し、一定の範囲の地域社会に準（疑似）市場を形成し、より強固で安定したSCをそれぞれの地域社会で形成する目的指向型の集合的営為である、としておく。

集落住民へのヒアリング調査で知りえたひとつの事例を紹介しよう。今回の調査のために集落の公民館に祖母と母親と幼児たちが集まった。そこでは、祖母や母親が個別に介護や子育てを担っており、お互いに話し合う場がないことがわかった。また、集落の地縁組織では町内会や神社の共同作業等日常的な活動が当たり前のように継続されている。この地縁組織による日常の紐帯活動と介護や子育ての新しい互酬活動が公民館という「場」を中心に結節することによって、新たなSCが創出されるのではないか。これがSCを応用した「互酬の制度化」への仕掛けである。

中山間地におけるソーシャル・キャピタルの醸成の方法

子育て・介護の視点から

野口 定久（日本福祉大学）・ 小松 理佐子（日本福祉大学）

1. 研究の目的

今日、子育て・高齢者介護をどのように社会的に支援するかという課題は、子育て・高齢者介護をしている当事者のみの問題ではなく、社会福祉の供給の基礎的な単位である市町村の経営という面においても大きな課題となっている。しかし、とりわけ中山間地では、これらの問題への「社会的対応」とされる保育サービスや介護サービスを行政が十分に整備することが困難な状況にあり、単なる制度の充実ではない、中山間地に実現可能な対応方法を検討することが求められている。

ソーシャル・キャピタルに関する先行研究では、ソーシャル・キャピタルが公共サービスの経営に大きな影響を及ぼすことが指摘されている。すなわち、公共的色彩の強いサービスであっても、自治会、NPO、地域の有志などが関与して運営することを受け止めることを可能にする、運営主体に対する信頼感を得るための背景をソーシャル・キャピタルが醸成するという（大守隆 2004）。

本研究はこれに着目し、中山間地の大きな課題である子育て・高齢者介護を支援するための方策を公共経営の視点から構想し、それを可能にするためのソーシャル・キャピタルの醸成の方法を検討することを目的としている。

2. 方法

過疎地法の指定を受けている自治体の一つである山形県最上町において以下の調査を実施し、子育て及び高齢者介護に関する実態をソーシャル・キャピタルとの関係において把握した。それをもとに、中山間地のソーシャル・キャピタルの特質を整理し、公共経営を可能にするソーシャル・キャピタルの醸成のための方法を考察した。

（1）ソーシャル・キャピタルに関するアンケート調査

対象：最上町に住居登録している 20 歳以上の住民全員（入所施設の入所者を除く）

実施時期：2006 年 2 月 20 日～3 月 10 日

方法：町役場からの郵送による配布、回収

配布数及び回収数：配布数 8,532、回収数 3,434（回収率 40.2%）

（2）子育て・介護に関するヒアリング調査

対象：最上町 6 集落に在住する 20～70 歳代の女性

実施時期：2006 年 3 月 27 日～29 日

方法：集落ごとのフォーカス・グループインタビュー

3. 調査結果

（1）中山間地のソーシャル・キャピタルの特徴（全国調査との比較）

中山間地の課題の特質を明らかにするために、先行して実施された内閣府の調査（内閣府国民生活局編『ソーシャル・キャピタル 豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』2003 年 6 月）と

の比較を行った。内閣府の調査では、ソーシャル・キャピタルの構成要素として「つきあい・交流」「信頼」「社会参加」の3つを設定している。これらについて全国調査と最上町の調査結果とを比較してみると、「つきあい・交流」では、近隣と親戚・親類とのつきあいの頻度については、最上町は全国調査を上回る数値を示しているが、学校や職場等におけるつきあいについては、全国調査とほぼ同様の結果となっている。「信頼」では、信頼について肯定的に捉えている人の割合は両者の間に差がみられないが、否定的に捉えている人の割合は、最上町の方が全国調査よりも少なくなっている。「社会参加」では、地縁的な活動については、全国調査とほぼ同様の傾向であるが、ボランティア・NPO・市民活動やスポーツ・趣味・娯楽活動への参加の頻度は、最上町が全国調査をかなり下回る結果となった。以上のことから、中山間地では、近隣や親類・親戚といった地縁・血縁関係による「結束型」のつながりが強く、ボランティア等の「接合型」のつながりは極めて弱いといえる。

(2) ソーシャル・キャピタルの世代間の相違

最上町の調査結果を回答者の年齢との関係によってみると、子育てをしている世代として想定される20歳代から30歳代前半と、40歳以上との回答の間に異なる傾向がみられた。例えば、最上町の全体的な傾向としてみられた地縁関係のつきあい・社会参加を示す数値が、子育て世代に関しては低く、それは全国調査よりも低い数値となっている。また、最上町で低い数値を示しているボランティア等の参加に関しては、子育て世代の数値は最上町の平均よりもさらに下回る結果となった。全体として、子育て世代は周囲とのつながりが乏しくなっており、仮にこの傾向が続けば、中山間地のソーシャル・キャピタルの減退は、都市部よりも著しいものになると推測される。

(3) 子育て・高齢者介護とソーシャル・キャピタル

ヒアリング調査では、3歳児未満の子どもの保育サービスが存在しない最上町において、母親が仕事に行っている間の孫の世話と認知症の姑の介護の両方を一人でこなしている例が出された。また、核家族での子育ては、他地区や町外に居住する祖父母や親類・親戚に頼っている実態も明らかになった。さらに、「結束型」のつながりが強い中山間地では、ソーシャル・キャピタルが介護・子育てにマイナスの影響を及ぼしている面がみられた。ヒアリング調査では、介護経験者から「(周りの人たちの存在は)私には負担でした。表面だけ見て、判断していくものですから。ばあちゃんは満腹感がなくて、親戚たちが来れば、何にも食べさせていないとか...」という例や、「10~15年前だと年寄りをちょっと預けることに抵抗がありました。『嫁がいるのに』といわれる」などの例が出された。

4. 結論

「結束型」の色彩の強い中山間地において、子育てや介護に直面している人々が、従来とは異なるつながりを求めはじめている。例えば、ヒアリング調査では、緊急の場合に子どもや要介護の高齢者を預ける場所について、日常のつきあいのあっても近隣には頼みにくく、若干の費用の負担をしてもよいので公共的な場に対応してほしいという声が出されている。最上町では、こうしたニーズに対応するNPO団体が活動を開始しており、それが住民に好ましいものとして受け入れられてはじめている。このような実態を通して、中山間地で従来脆弱であった「接合型」へのソーシャル・キャピタルの醸成の可能性をみる事ができる。中山間地に適した「結束型」と「接合型」のバランスを調整していくための働きかけが、ソーシャル・ワーカーに期待される役割であるといえる。

本報告は、日本福祉大学 21 世紀COEプログラム「福祉社会開発のための政策科学形成へのアジア拠点」(拠点リーダー：二木立)の成果の一部である。

市町村合併と福祉行政サービス

大分県日田市の場合

奥田憲昭（大分大学）

はじめに

平成の市町村合併は一段落し、全国の市町村は平成 11 年 3 月 31 日の 3,232 から平成 18 年 3 月 31 日には 1,821 市町村になった。この間の合併により市は 670 から 777 に増加したのに対して、町は 1,994 から 846 へ、村は 568 から 198 へ減少した。都道府県別に合併状況を見ると西高東低の傾向があり、市町村数の減少率が最も高いのは広島県の 73.3%で、次いで愛媛県の 71.4%、長崎県の 70.9%、大分県 69.0%の順となっている。

こうした市町村合併は自治体の福祉サービスのあり方を変え、住民に多大な影響を与えている。その影響は、福祉行政組織の変化が住民に及ぼす影響と福祉行政サービスそのものの変化が住民に及ぼす影響とに分けられる。本報告は大分県日田市郡 1 市 2 町 3 村（日田市・天瀬町・大山町・前津江村・中津江村・上津江村）の合併を事例として、福祉行政組織の変化を踏まえながら、後者の福祉行政サービスの変化が住民生活に及ぼす影響に焦点を当て、その実態を解明することを目的としている。なお、本報告は、科学研究補助金の交付を受けた「市町村合併が地域福祉社会に及ぼす影響に関する研究 日田市を事例として」(課題番号 16530331)の一部を成す研究である。

1. 旧日田市郡 1 市 2 町 3 村の合併

日田市（人口 62,507 人、高齢化率 22.1%）・天瀬町(6,660 人、31.0%)・大山町（3,910 人、27.2%）・前津江村（1,646 人、26.4%）・中津江村（1,338 人、39.5%）・上津江村（1,308 人、34.5%）が平成 17 年 3 月 22 日に編入合併した。合併により面積は 666.19 m²に拡大し、大分県下では佐伯市の 903.37 m²に次ぐ広大な面積となった。

日田市郡合併協議会では郡部市町村が新設合併を、旧日田市が編入合併を主張し、協議は 2 ヶ月ほど膠着状態が続いた。しかし、最終的には郡部町村が譲歩し、編入合併となった。合併の結果、大分県は 58 市町村が 18 市町村となったが、編入合併となったのは大分市・中津市と日田市の 3 市だけである。後に明らかにするとおり、この合併方式が編入合併になるか、新設合併になるかは合併後の行政サービスのあり方に大きな影響を与えることとなる。

2. 福祉行政組織の変化

市町村合併は基本的には自治体の合併であり、合併により行政組織は大きく変化する。福祉行政組織に限定すれば、日田市においては、本庁・支所方式による改編、福祉事務所窓口の変更、県振興局日田福祉事務所の廃止、日田玖珠広域市町村圏の改編の 4 点が重要な変化として指摘される。

日田市郡の行政組織は、効率的な組織体制とするため管理的部門は本庁(旧日田市市役所)に移管する、新市の施策の一体性を確保するため施策の総合調整機能は本庁に移管する、新市の対外的な折衝機能は本庁に移管することを基本方針として統合するとおり、旧天瀬町・大山町・前津江村・中津江村・上津江村役場の業務は振興局として、住民生活に密着した窓口業務(申請や経由に係る受付・交付業務、申請等に基づく決定業務のうち簡易なもの、相談業務)

地域独自の業務（旧町村からの継続事業等）、地域における広報業務、コミュニティや自治会活動の支援業務、地域審議会（新市建設計画及び地域の振興策）の調整、公金の収納業務、公共施設の管理業務に限定されることとなった。これに伴い職員数は半数近くに減少することとなった。

3. 福祉行政サービスの变化

福祉行政サービスに大きく影響を及ぼす要因として、新設合併か編入合併かという合併方式、本庁 - 支所か分庁・総合支所方式かといった行政組織形態、旧町村福祉事務所の県から新市への移行、新市における福祉行政のあり方、新しい社会福祉協議会の組織形態などがあげられる。以下、日田市における福祉行政の変化をこれら要因との関連性において明らかにする。

1) 編入合併になったことによる影響

福祉行政サービスのあり方は、新設合併と編入合併とでは大きく異なっている。新設合併の場合は一つ一つ新しい基準を策定する必要がある。日田市は編入合併となったため、多くの福祉サービスを旧日田市の水準に合わせる事となった。これにはプラス面とマイナス面があるが、全体としては核となる旧日田市の福祉行政サービスの水準が旧町村よりも高いため、旧町村の住民からみれば、サービスの向上したものが多し。プラス面の例として高齢者福祉サービスの場合、障害者サービスの場合、マイナス面の例として児童福祉サービスの場合。

2) 本庁 - 支所方式になったことによる影響

一般的に本庁 - 支所方式のメリットとしては、管理的部門を本庁に集中することにより新市の一体性が確保されて施策の総合調整機能が発揮され、行政効率が上がる点があげられる。一方デメリットとしては、支所の機能や権限が縮小され、しかも職員が多くの仕事に従事しなければならず、住民の要求に即座に対応できないことが多くなる、といった点があげられる。福祉行政サービスにおいてもこうした傾向は同様であるが、日田市の場合、特に支所職員数の減少による災害弱者への対応力の低下や旧町村の消失による福祉コミュニティの衰退が懸念されている。

3) 福祉事務所の移行に伴う影響

市町村合併に伴い日田郡・玖珠郡町村の福祉事務所であった大分県日田福祉事務所は廃止され、生活保護などの福祉事務所としての業務は日田市に移管された。このことにより旧町村の福祉業務全体が日田市として実施されるようになり、地方分権化のもとで住民福祉サービスは向上している。

4) 新市の福祉行政の取り組みによる影響

新市になって旧町村の福祉サービスのすべてが旧日田市の水準になったわけではない。これまで旧町村が独自に行っていた福祉サービスが旧町村地区でそのまま継続されたり、新市となって新しい福祉サービスが付加されたりする場合もある。特に新市となり策定された「日田市老人保健福祉計画」や策定中の「日田市地域福祉計画」では新市としての新しい計画が盛り込まれており、この計画が実現すれば旧町村住民に与える影響は大きい。

5) 新しい社会福祉協議会の組織形態による影響

自治体の合併に伴い社会福祉協議会も合併することとなったが、旧町村の社会福祉協議会が地区社会福祉協議会として実質的に残る場合とそうでない場合とがある。日田市の場合はすべての町村の社会福祉協議会は地区社会福祉協議会として残存することとなったため、そうでない場合に比べれば現時点においてはマイナスの影響は比較的少ない。

まちのバリアフリー化と「使用者性」

岐阜県高山市「バリアフリーのまちづくり」を事例に

猪熊 ひろか（東京大学大学院博士課程）

本報告は、まちのバリアフリー化にかかわる計画者と設計者がどのようにバリアフリー化に取り組んでいるのかについて、岐阜県高山市での取り組みを通してその内実と意義を明らかにすることを目指すものである。とくに、バリアフリー化を進める基準として「使用性」と「使用者性」の差異に着目し、その差異を埋めるために計画者や設計者がいかに振舞うかについて、岐阜県高山市「バリアフリーのまちづくり」を事例に、関係各主体へのヒアリング等をもとに検討を行う。

石川准は、バリアフリー化そのものに対する批判に対し、「社会のバリア・フリー化、あるいは部分的バリア・フリー化によって、確実に障害者は影響を被る。何かを失うこともあるだろう。けれども、得るものはないのかといえそうではない。アクセシビリティが成立するところこそ、言語や思想は紡ぎ出される（石川 1999: 73）」と、議論に齟齬がある状態を保持したまま一歩進むことを提示する。

他方、バリアをフリーにすることには同意しつつも、現実の「バリアフリー化」の試みが完璧でないことが人々へ差別意識を植え付けてバリアを再生産することにつながるために、ユニバーサルデザインを採用すべき、というバリアフリー化への批判（川内 2001）もある。このような批判に対しては、バリアフリー化を実践する立場から「誤解されたバリアフリーデザイン（バリアフリーデザイン研究会編 2001: 66）」であるという意見が提示されている。バリアフリーデザイン研究会によれば、人々は「百人いれば百人違う考えを持って」いるために、「すべてに共通するデザインは存在しない」（バリアフリーデザイン研究会編 2001: 100）。バリアフリーデザインとユニバーサルデザインはしばしば並べて評され、多くの場合バリアフリーデザインの批判がなされるが、その現状に対するバリアフリー化の実践者からの意見として理解することができよう。

これらを踏まえた上で、本報告の基本的な立場は、石川の提示を導きの糸とし、バリアフリーデザイン研究会の趣旨に沿う点に置く。すなわち、現実には物理的なバリアフリー化が既に多くの場面で行われ始めていることを受け止め、その上で、バリアフリー化を進めることが「進める側」にとってどのような意味を持つのかという点に着目する。それにより、バリアフリー化を進めることに携わる「技術者（ある種の技術をもって課題に取り組む人々）」の振舞い方の内実を検討することを目的とする。

本報告は、バリアフリー化の中でも、「道路」のバリアフリー化に重点を置く。高山市の行政組織の中で道路のバリアフリー化に取り組む主な「技術者」として考えられるのは、バリアフリー化の推進部局の担当者である「計画者」と、具体的な道路の設計を担当する「設計者」である。

計画者は、市の重点施策としての道路のバリアフリー化がバリアフリー化を必要とする人々に応えるとともに、主幹産業である観光産業を増進させることに寄与する、との見込みを持った。そして、バリアフリー対応の設計基準に合わせて改造・製作した「使用性」を、実際に障害当事者が使用して検証することを行ってきた。この試みは、その場面ごとの使用可能性である「使用性」だけでなく、意図に基づくある一連の行動の内実である「使用者性」の検討につながる。使用場面での「使用性」

だけでなく、「使用者性」について考え、その「使用者性」を実現していくことが、計画としてのバリアフリー、すなわち計画者の「バリアフリー技術」といえる。

しかしながら、「使用者性」の検討の具体的手段である、障害を持つ旅行者による「モニターツアー」は、高山市での標語である「住みよいまちは行きよいまち¹」のうち、「行きよいまち」の形成には寄与するが、必ずしも「住みよいまち」と同一ではない。「使用者性」を拡大する志向を持ちつつも、計画技術として全てが完成しているわけではない中で、試行錯誤しつつ具体的な「使用者性」に関わる試みを行っているのである。このように、新たに生じた壁に対して再度取り組む、という振舞い方そのものが、計画者としてのバリアフリー、すなわち計画者の「バリアフリー技法」といえる。

同様に設計者は、道路の使用者性を拡大するために、技術面での「歩車共存」を具体化する。ここでの「歩車共存」は、都市計画で使われる計画理念としての歩車共存（ボンネルフ等）とは異なり、歩車道を分離しないという物理的形狀としての「歩車共存」である。高山市の方法でいえば「カラー舗装」方式であり、通常は、歩行者を自動車事故から守る為に歩車道の高さに差をつけたり、縁石ブロックを用いることで、物理的に歩行者と自動車を分離する「歩車分離」を採るが、バリアフリー化のために、敢えて物理的に歩行者と自動車を分離しない「歩車共存」を採る。このように、バリアフリー化を道路において具体化するための技術を用いることを、設計としてのバリアフリー、すなわち設計者の「バリアフリー技術」とする。

けれども道路のバリアフリー化は、実現し始めてからまだ年数が浅いため、設計そのものや、施工や材料に不備がある。また補修についても、バリアフリー化という新しい領域についてであること、また冬季の積雪の影響が大きい高山市であることという大きな要素が働く関係で、まだ完成体としての技術的体系の構築には至っていない。そのため、試行錯誤しながらより完成度の高い施工技術の確立を行っている途上である。さらに、道路の使用者の使用の仕方によっても、新たなバリアを生じることもある。こういった場合に、あくまで設計者として、設計の技術を用いて新たな壁に取り組む場面が出て来る。これを、設計者としてのバリアフリー、すなわち、設計者の「バリアフリー技法」と考える。

このように、計画・設計という具体的な技術をバリアフリー化を進めるために用いるとき、その技術を「バリアフリー技術」とする。そして、この「技術」を、未だ解決できない、若しくは、バリアフリー技術を用いてバリアフリー化した道路において新たに出現する「壁」に対して用い続ける振舞い方を、「バリアフリー技法」と分類する。このように分類することで、「バリアフリー」や「バリアフリーデザイン」という考え方の意義と限界を明らかにすることができると思う。

【引用文献】

バリアフリーデザイン研究会編 2001 『バリアフリーが街を変える 市民がつくる快適まちづくり』学芸出版社。

石川准, 1999, 「障害、テクノロジー、アイデンティティ」, 石川准・長瀬修編著 『障害学への招待』明石書店。

川内美彦, 2001, 『ユニバーサル・デザイン バリアフリーへの問いかけ』学芸出版社。

¹ 「(高山市に現在住んでいる障害者にとって)住みよいまちは、(高山市に旅行者として来る障害者にとっても)行きよいまち(であるはずなので、まちのバリアフリー化を進めよう)」という意図を含む標語(括弧内は筆者による)。

団塊の世代の地域活動への参加意向

「新しい高齢者」のライフスタイルの視点から

小澤 千穂子（大妻女子大学）

1. はじめに

本報告は、東京山の手にある約 4.5 キロ平方メートルの住宅地（若干の商業地を含む）の向老期・老年期にある住民に対する標本調査のデータを用いた研究報告である。この調査は、パーソナルネットワークおよび地域の諸活動への参加状況等についてのインテンシブなコミュニティー・サーベイに先駆けて、まずは統計的調査により地域の状況を押し並べて把握しようとするものである。

2. 本報告における問題意識

対象地域（以下、A 地域と呼ぶ）は、この地で十数年にわたって活動実績のあるまちづくり NPO 法人の活動エリアである。A 地域は、山手線のターミナル駅から電車で 10～15 分ほどのところに位置しており、昭和初期に新中間層が移り住んでできた成熟した山の手の住宅地の中にある。分譲当時の古い町会組織を維持する一方で、市民参加による各種活動や、高齢者の学習活動や趣味の集いなどの地域活動が、他の地域に比べて盛んであるという特色がある。近年、趣味や学習活動および体操などの健康維持活動への参加者は増え続けているものの、町会や地域福祉活動などのボランティア活動の支え手は常に不足しがちであり、人材も高齢化しており、後継となる人々を求めている実情がある。

様々な地域活動の各地で興隆が伝えられており、「参加」が市民全体に拡大しつつあるような印象がもたれがちである。確かに、「参加」に対する人々の認知度は高まり、社会にとっての重要なテーマであると考えられる人々が増えている。しかし、町会・自治会の世話役やボランティア活動などの支え手として地域で活躍する人々は、幾つもの活動を重複してやりこなしている場合が多く見られる。特に東京の中年以上の女性たちの中には、伝統的地縁組織である町会、新しい活動であるネットワークを問わず、あらゆる活動の支え手となっている例も報告されている（玉野，2005、他）。したがって、A 地域における地域活動の担い手不足は、この地域特有の問題ではないと推察される。

「参加」の広がりには期待を込めて現在の社会の中で語られているが、果たして期待通りに広がっていくのだろうか。広がる見通しをもつ立場をとるとき、その根拠としては、まもなく団塊の世代が定年を迎え、地域活動に参入してくるであろうという期待がある（博報堂、2005）。

「団塊の世代」は 1976 年の堺屋太一氏によるネーミング以降、単に数の多さとしてだけでなく、日本社会のなかでみえない団塊を構成し、特異な時代環境のなかで育った特異な世代集団の問題として語られてきた（天野、1991）。

「2007 年問題」といわれる団塊の世代の定年開始は、企業の人材不足、年金・医療財政の圧迫、高齢者施設の不足等、避けがたい問題の発生が予想され、さまざまに社会的対応が検討されている。その内容をみると、団塊の世代が「問題を惹き起こす当事者」とされながら、一方で「問題解決の当事者」として期待され、自らの世代のみならずその前後の世代をも含む問題解決の牽引役となるべく、熱いまなざしが向けられていることがわかる。

それは、各地において団塊の世代の「地域デビュー」を後押しするため、自治体やNPO等が主催するイベント開催の隆盛ぶりにあらわれている（瀬沼、2006）が、裏を返せば、この世代で働き続けた人々（その多くが男性）のこれまでの地域社会とのなじみの薄さを懸念してのことである。これまで、いわば「夜間住民」に過ぎなかった人々が、「全日制住民」として地域社会に溶け込み、居場所を確保することができるか。上の世代においても同様の問題は存在したが、団塊の世代の地域社会への参入の可否や、参入の仕方は、地域社会のあり方に大きなインパクトを与えることが予想され、特別な意味をもつものとする。特に大都市圏では、人口に占める団塊の世代の割合が高く（厚生労働省、2005）、この問題への関心が高い。

しかしながら、天野（1991）らが指摘するように、当事者であるこの年代の人々としては、当然「塊」を成している自覚などなく、老年期に向けて「個」としての様々な生き方を想定していると思われるだろう。それでもなお、戦後生まれの高齢者世代であり、「ビートルズ世代」、ITを使いこなす世代、この世代ならではの特征は無視し得ないだろう。「団塊の世代」はジャーナリスティックに用いられることが多く、学術的な検討対象とされることが少なかったが、これに先立つ世代とは異なる「新しい高齢者のライフスタイル」を地域社会との関わり方においても創出していく可能性があるのではないだろうか。

3. 目的

本報告の目的は、東京山の手住宅地A地域在住で、向老期にある団塊の世代の人々の「地域活動への参加意向」が、彼（彼女）らの「パーソナルネットワーク」と「ライフスタイル」の特性とどのように結びついているかを検討することである。また、60歳以上の世代との世代間比較による分析により、団塊世代の特徴と言えるような差異が見出せるかどうか探索的な分析を行い考察することである。

4. 調査対象および方法

2004年8月～9月にかけて、住民基本台帳を閲覧し、当該地域の55歳から74歳（1930年～1949年生）の男女全員14,100名のサンプリング台帳を作成した。そこから、等間隔抽出法で3,000標本抽出し、郵送調査法で自記式調査を実施した。最初の郵送後、10日してから御礼状を兼ねた催促状のはがきを送った。回収され分析対象となったのは1,027票であった（有効回収率34.2%）。

なお、本研究において「団塊の世代」は1947年～49年生まれのみではなく、ほぼ同様のライフコースや価値意識を持つであろうとの判断から、1945年～1949年生まれの世代（調査時に55歳～59歳であった男性95名、女性161名）を「団塊の世代」として分析することとした。

5. 結果の概要

地域活動（地域で交流したり、地域の問題に協力して取り組む活動）への参加意向は、有職の男性では、「今後どうするか、わからない」が最も多く42.9%、「参加したい」が27.5%、「現在参加している」が11.0%で、「参加したくない」は、18.7%であった。女性は、男性よりも参加意向が高く、「参加したくない」は9.9%で、職の有無による差はなかった。

地域活動への参加意向は、「居住地への誇り」「定住意志」と関連が見られ、「誇りを感じる」ほど、「定住意志」が強いほど、参加意向が強い傾向がある。

《参考文献》報告時にリストを添付する。

ヘルスケアの産業モデル

- コミュニティビジネスの社会的運営環境の分析 -

稲垣 伸子（中京大学大学院）

1. はじめに 問題の所在と背景

介護保険制度は大きな制度改正を迎えた。本報告は福祉社会学の視座として、訪問系の介護サービス産業はそこに横たわる個人および組織の集合とその関係性において、ある特徴を持った全体社会の一断面に収斂し得るとして、何らかの論理を見出すことを志向したい。

本産業は事業拠点が小規模であり、多くの企業主体が中小規模である。これらは近年、法人形態を問わずコミュニティビジネスと評される。地域の起業家が、多くは自ら出資し、地域のニーズを捉え、それを市場として成立する。拠点周辺の市場は拡大するには制約があり、一般に、利益増加よりニーズ対応が経営の主眼とみられやすい。ハイリターンを望み得ないというなかでの起業と存続が概ね意図されるということである。すなわち本産業の内外関係は経済原理のみに支配されるのではなく、個人と集合の感性の共有を基礎におく社会の諸現実の重層として存在するであろう。その総体の分析を課題とする。

2. 介護サービス企業の運営環境

一般に本産業の企業の運営環境は、介護保険制度の、国と保険者の重層的統治関係のほか、経営上の出資、借入金関係、被雇用者の労務関係、職務を担う専門職の団体ほか、社会福祉事業推進の諸団体との関係等により成る。新しい産業に新しく参入した企業がほとんどであり、企業行動の指針は、こうした運営環境との公式・非公式の接触に影響され、規範的に誘導されていく（拙稿 2006）。本来企業にとって、直接、商品を利用する顧客のニーズと満足を満たすことが第一義的な関心となる。しかし本産業においてはそれのみでなく、周囲の運営環境に感応することがより強く要請されている。顧客は自らの嗜好、選好を十分に表現することが難しいかもしれない、あるいは顧客の主観的要望は、制度上要件と一致しないかもしれないからである。したがって、企業行動は、顧客に対する感応と、他の環境要因の要請への適応との間の、未だ安定しにくい位置にあるといえるであろう。

3. コミュニティビジネス

コミュニティビジネスの起業は、地域のニーズへの対応、起業家の意欲や情熱、及び収益期待の要素を併せ持ち、その強弱や位置づけは個別的である（加藤敏春ほか）。しかし一般に中小規模であるために、事業に対して経営者の影響が強く現われ、成員の影響も強く出る。中小企業は、環境変化、市場変化と技術変化の影響を著しく受ける。したがって、外部経営といわれる環境対応の重要性が、大規模企業より大きい。専門性の実現と洗練が事業存立の基盤となる。システム志向でなく人志向、事業に関して強固な信頼感の形成と維持が要請される（小川）。

起業者外部の資本調達とそれによる経営統治の関係は比較的少ない。一般に経営資源は大規模企業より少ないとされるが、出資経営者としては労働時間の制約がなく、コミュニティビジネス固有の側面として、寄付や会員としての無償資源提供を得て運営される組織が混在する。事業の存続には、これらの運営環境との調整を円滑化しなければならない。

4. 事業組織の内部統合、関係者対応、およびシステム間差異

わが国の要介護高齢者が週単位で計画的に介護サービスを受け入れる生活は、日常的なものになってきた。これは当事者には個別的経験であり、外部には不可視の経験である。本産業の範型として、多様な事業所が相互に競合と連携をしている。しかし実際の基盤として、サービスの提供と消費ほか体外関係の経験はほぼ人的属性に依存し、個々の関係に個々の相互理解と相互理解がある。二者間でも事業所内の小社会においても、一定の了解に基づく統合がある。非貨幣媒介的な共同を含む集合的な感情共有と記憶に基づき統合が達成されるが、その達成度は不可視的で非流動的であるほど上昇し得るであろう。同時に一般に、統合されたシステムは相互に独立であり、したがって相互に排除性が高いと見られる。個々のコミュニティビジネスの運営環境としては、産業の規範としての全体コミュニティの統合の細部に、多層で細かな離断があり得ると想定される。

5. 小結 組織統合と対外関係

産業内事業である限り経済合理性と経営合理性とは一定程度要請される。事業所の対外関係は制度の根本規範に感応し、組織アイデンティティに取り込まれ、よって中期的な事業存続が果たされることになる。コミュニティビジネスの集合としての本産業は、個々の具体的地域のケースごとに、統合単位の差異の交感関係を基底に持つ。それらの事実の集合をいかに観察者が共有可能な事実として認識しきるかということが、福祉社会学の一つの課題であると考えられる。

< 主な文献 >

- 大久保武・中西典子編著『地域社会へのまなざし』文化書房博文社、2006
- 大澤善信「個人主義の腹話術(1)」『関東学院大学文学部 紀要』第102号、p111-131、2004
- 小川英次「中小企業の経営：その理論についての一考察」『経営科学(名古屋大学)』37(4)115-136、1990
- 奥井復太郎1940(川合・山岸・藤田監修)『奥井復太郎著作集第5巻 現代大都市論』大空社、1999
- 加藤敏春『マイクロビジネス：すべては個人の情熱から始まる』講談社、2000
- 加藤春恵子『福祉市民社会を創る：コミュニケーションからコミュニティへ』新曜社、2004
- 財団法人東北産業活性化センター編『コミュニティ・ビジネスの実践：NPOによる地域密着型事業の展開』日本地域社会研究所、2000
- 佐藤慶幸『アソシエーションの社会学：行為論の展開』早稲田大学出版部、1994
- 渋谷望「<参加>への封じ込めとしてのNPO：市民活動と新自由主義」『都市問題』95(8)35-47、2004.8
- 杉浦真一郎『地域と高齢者福祉：介護サービスの需給空間』古今書院、2005
- 高橋徳行『起業学の基礎：アントレプレナーシップとは何か』勁草書房、2005
- 田中尚輝ほか『介護系NPOの最前線：全国トップ16の実像』ミネルヴァ書房、2003
- 地域社会学会編『キーワード地域社会学』ハーベスト社、2000
- 宮本憲一『第二版 経済学全集21 都市経済論：共同生活条件の政治経済学』筑摩書房、1980
- 森本三男『企業社会責任の経営学的研究』白桃書房、1994
- 厚生労働省・東京労働局「コミュニティ・ビジネス経験交流会2006：地域における雇用創出とコミュニティ・ビジネスを考える」2006.2、武蔵大学「武蔵コミュニティ・ビジネス研究会」2006.2 聞取拙稿 学会発表予稿、発表資料：経営情報学会2003-2006、福祉社会学会2004-2005、日本経営学会中部部会2006.3、地域社会学会2006.5

以上

自由報告・第2部会

日時： 6月25日(日)9:20~12:15

場所： 【1号館 127教室】

司会：上村泰裕(法政大学)

1. 集合的IDから経験運動へ トウレーヌ学派モデル/方法によるLETS変容の事例分析
濱西栄司(京都大学大学院)
2. 福祉国家における分配システムと規範 擬似市場の規範的な根拠について
松尾亘(東京都立大学大学院)
3. シティズンシップと社会的排除
亀山俊朗(大阪大学大学院)
4. 社会福祉領域の価値研究に関する一考察 価値の問い直し要請の位置付けと、統合の視座
寺田貴美代(清和大学短期大学部)

集合的アイデンティティから経験運動へ

- トゥレーヌ学派モデル/方法による LETS・変容の事例分析 -

濱西 栄司 (京都大学大学院文学研究科修士課程 2 回生)

本報告では、福祉運動としての側面ももつく地域通貨運動のもつ意味・意義、及びその変容過程を、近年、排除論などを通して社会福祉の領域でも名が知られつつあるフランスの社会学者アラン・トゥレーヌとその学派の理論的枠組みを用いて「解釈」する。

一般に社会運動論と呼ばれるものには、<ある社会現象がもつ意味・意義を、社会運動に関する参照枠組みを用いて解釈しようとする「運動の解釈」アプローチ>と、<社会運動が形成・隆盛・衰退するメカニズムや人々が社会運動へ参加するに至るメカニズムなどを、因果的に説明しようとする「運動の説明」アプローチ (ex:最近では資源動員論、政治的機会構造論、フレーム論など)>がある。前者は、包括的な社会理論を参照する「理論的解釈」(ex:「新しい社会運動」論など)や、各領域に関する研究者の歴史的・共時的な枠組みを参照する解釈、当事者の社会的世界、当事者が状況を構築するカテゴリー、状況を組織化する方法・ワーク・会話を参照する解釈などに区別できる。

その中で本報告は、「理論的解釈」のカテゴリーに位置づけられる。とりわけ傍証列挙に終始せず、検証のための経験的調査を実施するトゥレーヌ学派の方法的系譜に、本報告は属する。

1. 研究目的

地域通貨運動 (LETS) は、90 年代から世界的な広がりを見せている。日本にも 90 年代末に輸入され、2000 年代前半には、企業・行政をまきこんである程度の広がりを見せた。この運動にはどのような意味・意義があるのだろうか。またこの運動は、個々の団体についてみれば、交換会に取引が集中したり(ウェッジ化) 取引が一方向になったり(コミュニティウェイ化)という変容をおこしていく。その変容をどう解釈すればよいだろうか。いずれも先行研究では曖昧なままである。本報告では以下にみる理論モデルと調査結果を参照することで、これらの問いに対する部分的な解答を示したい。

2. 研究方法 (理論的解釈と経験的調査)

【理論モデル】「上か下か」の「垂直社会」から「内か外か」の「水平社会」へという社会の変化によって、社会運動は、<「下」の人々の連帯に基づいて、その「上下」関係を修正・転換しようとする試み>から、<さまざまな形で「外」へ排除された個々人の闘いを、保護・促進しようとする試み>へと主要な役割を変えなくてはならない。前者は、「下」の人々の連帯・我々意識といった「集合的アイデンティティ」(A・Melucci)に基づいて、何らかの目的のために集まりを形成し、労働組合などにみられるような代表制や唱和・合唱、組織化などによって互いをコーディネートする。だが、後者は、「外」へ排除されているという集合的な「経験」に基づいて、集まりを形成すること自体が、つまり新しい空間を遂行的につくること自体が目的となる。反 WTO デモ集団に見られた「アフィニティ・グループ」化や、法輪功にみられる「身体経験」のメディアとしての利用、ストリートでみられる一時的な「空間占有」などによって、互いをコーディネートする、とされる。本報告では、このような二つのモデルを用いて地域通貨運動を解釈していく。

【調査時期・対象】2002 年 4 月～2004 年 3 月：全国規模あるいはインターネット上で展開していた地

域通貨団体（LETS-Q、エコマネーネットワーク、earthday money、code、L）、企業・総研（博報堂、NTT、京王、日本総研、三菱総研、UFJ 総研）による実践・支援プログラムの調査／大阪市内の地域通貨団体（釜ヶ崎、中崎町、阿倍野区）への参与観察／とりわけホームレス居住支援型運動「釜ヶ崎のまち再生フォーラム」の地域通貨委員会（2000年～：日本最古参）の取引データやメーリングリスト、紙資料の分析（濱西栄司、2003、「LETS「カマ」から「カマガサキシステム」、その先へ」『釜ヶ崎地域通貨委員会報告書』） 2004年4月～2005年3月：行政による地域通貨助成プログラム（兵庫県 [2002-3年] 12団体、大阪府 [2004-5] 7団体）の実施内容と助成団体の活動の調査／プログラムに応募した母団体（ホームレスやひきこもり、高齢者の支援団体）へのフィールドワーク／多くの元「引きこもり」者と全共闘運動経験者が参加する地域通貨団体「B」への社会的介入

3. 研究結果

【地域通貨運動の解釈】(1) 一方で、法定通貨を用いた取引に近い形での交換、いつでもどこでも誰とでも、といった取引が理想とされ、最終的には、市場経済とは距離をおいた、自主通貨を中心にした一つの共同体をつくらうとする試み。そのために、パソコンなどを使用した「技術的合理化」、「中心メンバーの高いコミットメント」、「比較的長期の説明・宣伝活動」といった「資源」が用いられる。(2) 他方、活動の中心は、アフィニティ・グループと同じように、技術の共有やサービスのやりとりなどによって成り立つ互酬の関係である。また会員は、取引・交換という部分的に身体化されたコミュニケーションによって、互いの能力や性質についての理解を得ていく。そして定例会やLETS市において、より多くの人々が同時に同じ場所に集まり、その空間を共有する機会が増えることになる。

それゆえ、現実のLETSには、従来の組織や集合的アイデンティティのモデルによって説明できる局面と、経験運動のモデルによって上手く説明できる部分とがある。とりわけ、ひきこもり支援、野宿者支援、若者就労支援の団体が実施するプログラムで、非支援者が多く参加するものほど、経験運動的な側面が強くなる。

【地域通貨運動の変容過程の解釈】(1) 固定した取引の流れが、通貨の信用性を高める効果をもち、多様な主体を参加可能にする「コミュニティウェイ化」(2) 多くの人が一箇所で目の前で直接交渉し合っただけに多くの取引をおこなうことが、とりわけ初期に信用性を高める効果をもつ「ウェッジ化」

地域通貨運動の変容は、あるシステムの崩壊ではなく、別のシステムへの変化である。それは、純粹LETSのような共同体性、継続される、強い連帯を必要とするシステムから、コミュニティウェイやウェッジのような多様な人々が一度に交換するシステムへの変化である。

4. 考察

地域通貨運動には、集合的アイデンティティ的側面と経験運動的側面がある。ひきこもり支援、野宿者支援、若者就労支援団体ほど、経験運動的な側面が強くなる傾向があり、その点は、まさに経験運動の理論的イメージと一致する。地域通貨運動は、コミュニティウェイ化やウェッジ化を通して、より経験運動的な方向へ変容している。逆にいえば、そうならなければ、現代において、地域通貨運動は存続し得ないということかもしれない。

地域通貨運動の形成メカニズムの研究。参加者の社会的世界、カテゴリー・方法の研究
排除された人々の闘い、そしてそれを支援する様々な福祉運動に関する調査へ

本報告は、報告者の既発表論文（濱西栄司、2005、「集合的アイデンティティから経験運動へ（副題略）」『ソシオロジ』154：69-85）をベースにしている。

福祉国家における分配システムと規範

－ 擬似市場の規範的な根拠について

松尾 亘（東京都立大学大学院）

1. 研究目的

現在、社会政策の市場化と呼ばれる動向の中で、福祉国家・社会政策の価値と規範的な根拠は問い直されている。そのなかで価値・規範のあり様を見据え、変化を捉えることは社会政策研究における1つの大きな課題であると考えられる。

本研究は、イギリスの社会政策研究の歴史的な展開を踏まえながら福祉国家における分配システムとそれを正当化する規範的な根拠との関連と変化について理論的な検討をおこなう。ここでは福祉国家と規範研究の1つの確立期であると考えられる1970年代の著作から現在の擬似市場についての理論的研究までを取りあげる。

イギリスの社会政策学者ロバート・ピンカーは、過去40年にわたる社会政策の動向と、リチャード・ティトマスから現在に至るイギリスの社会政策研究、特にジュリアン・ルグランの擬似市場の議論に至るまでの研究の潮流を検討し、理論上の変化を規範的なモデルの変化として解釈する（Pinker 2006）。その変化を捉えるために両者の中間に位置する自身の理論を再評価し、理論的な貢献についてその意義を次の点から評価する。まず、交換システムを支える「価値システム」に注目したこと、次にティトマスのモデルを批判・展開し、画一的（unitary）モデルと多元的（pluralist）モデルを区分し、後者のモデルに可能性を見いだした点、加えてティトマスが批判的にのみ捉えていた市場での交換・分配を評価した点を指摘している。そこから、擬似市場を理論的に考察したルグランの議論はピンカーの延長上にあると捉え、その議論に妥当性と理論的な可能性を見ている。さらにピンカーはルグランの議論は動機づけと主体性をモデル化し、現実に適合する説明をおこなっているとして高く評価する。

しかし、画一的モデルから多元的モデルへの変化、市場での交換・分配の評価、加えてルグランが論じた動機づけの利他主義から利己主義への変化のみを捉えて、擬似市場の理論的な可能性を把握することはどこまで可能なのかは疑問が残る。そもそもピンカー自身の「価値システム」の議論を仔細に検討し適用するならば、どのようにしてその制度の正当性を考えることができるのか。このことは詳細には検討されていない。

そこでここでは、まず価値システムを理論的に考察する必要性と画一的モデルから多元的モデルの変化という議論を受け入れるとして、擬似市場と「価値システム」との関連を検討する。以上から擬似市場を基礎づける規範について考察することを目的とする。

次に、分配システムと規範との関係を捉える一般的なモデルについて検討する。ピンカーはティトマスとルグランの理論的なモデルを、サービスの提供者と利用者に関する2モデルとして、ティトマスが論じたものを「勇敢で善良な公共セクターと悪漢（knave）プライベートセクター」の二分法的対立モデル、ルグランの提示したものを、サービス提供者・受け手の複合的動機づけに基づく「福祉の多元的経済（the pluralist economies of welfare）モデル」として2つを対置した。そして、現実に照らし後者に可能性を見だし、これを歴史的な移行として把握する。しかし、実現可能性からはなれ理論的な問題として捉えなおし、分配システムと規範についての2つのモデルというより一般的な文脈に並置した場合、これらはどのような差異をもったモデルとして把握可能であろうか。このことについて考察する。

2. 研究方法

ここでは特にイギリスの社会政策研究を取り上げ、社会政策における価値・規範についての理論的研究の系譜をたどり、分配システムとそれを基礎づける価値・規範との関係と変化について検討する。特に福祉国家と規範的な研究の典型的なモデルと考えられる『贈与関係』(Titmuss 1970)から擬似市場についての議論を理論的に展開したルグランの著作(Le Grand and Bartlett 1993, Le Grand 2003)までを取り上げ分析する。

擬似市場の議論については、その規範的な正当性についての論述に焦点を合わせる。しかし同時に次のことを視野に入れる。まず擬似市場の理論的な検討を早い段階でおこなっているものを取り上げ、その際にそれまでの社会政策への批判の焦点をどこにあわせているのか、またどのようなことを擬似市場の正当性の根拠としたのかを検討する。次に擬似市場が支持されるとする場合、それは政策全体のどのような位置づけとして、またいかなる組み合わせ、文脈により支持が主張されるのかを考慮する。

以上の検討を経たうえで、より一般的な分配システムと規範との関係を説明するモデルを描き出し検討を試みる。

3. 結論と考察

以下のことを結論として提示する。まずこれまでの理論研究の分析から、分配システムと規範との関係を把握する枠組みとして、分配と規範にかかわる社会政策理論を「分配システム」と「規範」と「行為者モデル」の3つのレベルを区分することで詳細に把握することが可能であることを示す。そして、「分配システム」と「規範」のレベルと関係に注目した場合、「規範」を自由と選択、公正と平等の論じ方の問題として捉えることが可能であり、ティトマスの『贈与関係』での、ボランタリーな分配システムにおける再分配の形態と規範としての「平等」という関係からルグランの擬似市場の説明への移行は、単に分配システムの転換としての変化という以上に、複合的な規範に基づく分配システムの要請・根拠づけと考えることができる。これは、資源の分配における局面の多元化とそれに対応した規範の分化として、社会政策全体の過程を考慮したモデルとして捉えることもでき、分配システムと規範の関係を複合的なものに洗練させる方向であったと考えることが可能である。具体的には、ルグランは擬似市場の制度的な正当性をいくつかの社会政策の組み合わせのなかで図っているとみることが可能であり、特にデモグラント(ベーシック・インカムに類似する制度、またピンカーによれば「普遍的な資本手当」[universal capital grant])との組み合わせとして全体を構築していることは注目に値する。以上のようにいくつかの規範と対応する制度の組み合わせがあり、その一つの部分として擬似市場を把握することができる。

以上を踏まえ、考察として分配システムと規範との関係を一般的に説明するモデルについて検討をおこなう。

参考文献

Le Grand, Julian 2003 *Motivation, Agency and Public Policy: Of Knights and Knaves, Pawns and Queens*
Oxford University Press

Le Grand, Julian and Bartlett, Will(eds.) 1993 *Quasi-Markets and Social Policy* The Macmillan Press

Pinker, Robert 1971 *Social Theory and Social Policy* Heinemann

(= R・ピンカー著岡田藤太郎・柏野健三訳(1985)『社会福祉学原論』黎明書房)

Pinker, Robert 1979 *The Idea of Welfare* Heinemann

(= ロバート・ピンカー著星野政明・牛津忠信訳(2003)『社会福祉三つのモデル』黎明書房)

Pinker, Robert 2006 'From Gift Relationships to Quasi-markets: An Odyssey along the Policy Paths of Altruism and Egoism' *Social Policy & Administration*, vol.40, no.1, pp.10-25

Titmuss, Richard M. 1970 *The Gift Relationship*, Allen and Unwin

シティズンシップと社会的排除

亀山俊朗（大阪大学）

本報告では欧米におけるシティズンシップへの理論的アプローチを参照しながら、シティズンシップと社会的排除の問題を検討し、それが日本社会に与える示唆を考える。

近年、「社会的排除」がヨーロッパにおける社会政策の標語になっている。その際しばしば、社会的に排除されたものはシティズンシップを剥奪された状態にあると説明される。シティズンシップは西欧や北米の社会学・政治学において 1990 年代以降一種の流行語となり、多くの研究成果が示されている。それに比べると日本でのシティズンシップへの関心は高いとは言えない。その背景には、日本が移民や難民、外国人労働者をあまり受入れていないことがあるだろう。しかし、日本社会もグローバル化とは無縁ではありえない。福祉のありかたも、単なる国内問題として分析するのでは限界がある。欧米での議論を検討することにより、日本における福祉や社会的権利にかかわる課題を明らかにしたい。

20 世紀の自由主義的なシティズンシップ論を代表する T.H.Marshall によれば、シティズンシップは次のように定義される。第一にシティズンシップは、特定のコミュニティの成員の地位身分である。第二にそれは、そうした地位身分に伴う権利と義務の平等によって規定される。これを前提にすれば、あるコミュニティの成員としてはまったく想定されていないものに対して、シティズンシップや社会的排除の概念が適用されることはない。例えばアフリカ大陸に飢餓者がいても彼が日本社会から排除されていると考える人はまずない。コミュニティの中にいながらその成員かどうか疑わしいと考えられがちなもの、あるいはコミュニティの成員とはみなされながらも不十分な権利しか享受していないと考えられるものが、社会的に排除されているとみなされるだろう。

T.H.Marshall は、資本主義的な不平等により社会的階級が形成されるものの、社会的シティズンシップの保障、すなわち福祉国家における社会的サービスの平等な提供がそうした不平等を無意味化していくとした。資本主義のもと不可避免的に形成される労働者階級を、「文明」の主流にいかにか包摂していくか（A.Marshall のいう「労働者階級はジェントルマンになりえるか」）が、19 世紀から 20 世紀にかけての自由主義者たちの関心事であった。この場合、労働者階級が社会的に排除されていることが、すなわち労働者階級がコミュニティ（文明）の中にいるのかどうか、あるいはコミュニティの成員として権利を享受しているかどうか焦点化されることになる。彼らを包摂すべきコミュニティは福祉国家であった。

近年のシティズンシップ論は、T.H.Marshall の定義するような近代的・自由主義的シティズンシップの批判的検討として展開されてきた。すなわち、第一にコミュニティの成員はだれか、第二にシティズンシップに伴う権利と義務とは何かが問題にされる。それらは、コミュニティの境界から排除され（かけ）ているもの、また地位身分に伴うはずの権利を剥奪されているものを問題にすることで、自由主義的なシティズンシップを批判する。そのため、移民、難民、外国人労働者、少数民族、女性、高齢者、障害者、病者などが問題にされる。自由主義的なシティズンシップは、それを十全に享受できるのは健康な国民たる成人男性だけであるとの批判を浴びる。排除されるのは自由主義者たちが想

定していた（自国民の・成人男性の）労働者階級だけではない。彼らのシティズンシップへの包摂がすすんだもと、様々な社会的・文化的条件による排除が存在することへの告発がすすんだ。他方で、福祉国家のもと市民が受動的になり、社会的参加を怠り責任を果たさなくなっているといった批判が、保守的な立場からも、共和主義的な左派の立場からも展開された。

グローバル化の進展は、排除／包摂の境界が国家の境界だけではないことを明白にしつつある。グローバル化は、シティズンシップのコミュニティの境界を国家以外のところに設けようとする。こうした事態をうけて、国家をまたぐような、あるいは超えるようなシティズンシップ概念が提起されている。とくにヨーロッパでは、EU のシティズンシップを、既存の国家間の連帯によるものとしてではなく、コスモポリタンなシティズンシップを具現化するものとして位置づけようとする議論が行なわれている。そこでは当然、ヨーロッパから排除されるものの問題が焦点化される。これまでも移民や難民の問題はさまざまに論じられてきたし、ヨーロッパの社会的排除政策においても中心的な課題になっている。しかし、EU シティズンシップをコスモポリタンなものとして位置づけようとする論者、例えば Linklater は、国家主義的なシティズンシップ理解はもちろん、カントを「他者の歓待」においてのみ理解するようなシティズンシップ論、すなわち力のある西欧諸国が非西欧世界の人びとを尊重すべきだといった議論では不十分であるとし、国際的な不公正を問題にする公共圏の確立を主張する。それは、非西欧世界からの告発に向き合うことであり、ヨーロッパ的な理念を共有しないかもしれない非西欧世界との対話を実現することでもある。こうしたシティズンシップの再構成は、民主主義のありかた、人びとの参加や責任のありかたの再検討を迫るだろう。

こうした議論は、抽象的な政治哲学の問題にとどまるものではない。また、シティズンシップは移民や外国人労働者のシティズンシップ（市民権／国籍）だけの問題ではない。社会的権利としての福祉の享受にしても、例えば上海で日本企業に勤め当該企業に手厚い福利厚生を約束されている「中国人」と、大阪で失業し失業給付も生活保護も得られない「日本人」のいずれが「日本社会」によりよく包摂されているのかをにわかに判定するのは難しい。福祉サービスなどの社会的権利が、どのようなコミュニティを前提にし、誰に対してどの程度提供されるのか。だが、どのように排除／包摂されようとしているのか。こうしたことが具体的な問題となっている。

本報告では、Linklater、Turner、Heater、Isin、Benhabib らの議論を参照しながら、コスモポリタン・シティズンシップの可能性とそれへの懐疑を検討する。そして、EU シティズンシップの位置づけをめぐる議論や、北米におけるシティズンシップの変容をめぐる議論が、日本社会における福祉のありかたを検討する際に与える示唆を考察する。

社会福祉領域の価値研究に関する一考察

—— 価値の問い直し要請の位置付けと、統合の視座 ——

寺田 貴美代（清和大学短期大学部）

1. 報告の目的

近年、社会福祉の価値についての関心が高まりをみせ、価値研究の重要性が指摘されている。特に、「なぜ価値があると言えるのか」という根拠や正当性については、改めて問い直すことが求められている。そこで本報告は、各研究が論じる価値内容の比較や、その全容把握を目的とするものではなく、アプローチの観点から価値研究を捉えることにより、いわゆる「価値の問い直し」の要請が提起する問題の明確化と、この要請に応えるアプローチの検討を行い、社会福祉領域における価値研究に必要な視座について考察することを目的としている。

2. 特定の対象(概念や事象、行為など)に内在するものとして導出する方法(以下、価値内在論と略す)

価値を、特定の対象が有する内在的特質として捉え、「社会福祉の価値は何にあるのか」を論じる研究が数多く存在する。概念や事象、行為などが価値を有する対象として導出され、その内容は論者により多様である。このアプローチは、そもそも問題を認識するには、何らかの価値規範に照らしてそれを捉える必要性があり、実践に際しては、価値判断の正当性が問われることに起因する。つまり、特定の価値が社会成員に了承され社会規範化すると、各成員はそれを内面化し、その価値規範に基づく行為が生じるという一連の過程が背景にある。そして、ここでいう社会規範化した価値の水準をマクロと位置づけ、価値規範に基づく実際の判断や行動の水準をミクロと位置付けるならば、価値内在論はマクロからミクロ方向へと影響する過程を踏まえて、特にマクロレベルに注目し、規範化した価値が何かを導出するアプローチとして位置付けることができる。そのため社会福祉領域においては、実践や制度を支える基盤としての価値を明示化する上で、価値内在論が重要な役割を担っている。

ただし、価値内在論への全面的依拠には注意を要することが指摘されており、「なぜ価値があると言えるのか」という価値の根拠について改めて問い直し、いわゆる「価値の問い直し」が求められている。それは、個別の価値内容（価値が付与される対象）の正当性や妥当性を精査するための要請というよりも、価値を、特定の対象の内在的特質とみなす視点自体への問題提起という点において重要な意味を持っており、この要請への応答が不可避の課題となっている。そこで、その手掛かりとなる可能性を有するアプローチを次に取りあげる。

3. 価値を付与する主体や社会関係にて構築される過程を導出する方法(以下、価値構築過程論と略す)

価値構築過程論は、端的に言えば、「どのように価値が生じるのか」や「どのように価値が変化するか」という過程に注目することにより、価値が表出し、変容する過程を探求するアプローチである。本報告では、価値構築過程の包括的把握のみならず、実際の価値表出を扱う事例として、社会福祉実践や資源配分の決定、ニーズの基準形成に関する価値研究も取り上げる。そして、これらの事例を踏まえ、時代や社会、文化などの社会的諸要因によって行為主体の価値基準が変化し、それに伴い、表出する価値が変化する局面が存在することを論じる。つまり価値は、絶対的なものではなく、変化の可能性を有しており、また、多様なレベルでの価値判断によって、価値の規定・再規定が繰り返されることが明らかとなる。したがって社会成員の行為は、価値規範によって一方的に拘束されるわけで

はなく、逆に、個々の行為によって価値規範が変化するという、ミクロからマクロ方向への影響過程も存在しており、この過程を探求するアプローチが価値構築過程論であると言える。

さらに、価値構築過程論は、価値内在論に要請されている「価値の問い直し」に、「なぜ、価値があると言えるのか」という根拠を示すことにも繋がる。なぜなら、価値の構築過程の探求は、どのようにして特定の対象に価値が付与され、「価値がある」と判断されるのかという、一連の過程の明示化でもあるからである。

4. 考察

これまで論じてきたように、当該社会において規範化した価値と、実際の判断や行動の水準との間には、双方向の影響過程が存在する。このようなマクロからミクロへ、ミクロからマクロへという相互作用は、実践領域では早期から、価値と実践の影響過程について指摘され、他の領域でも同様の作用の存在が論じられている。そして、この相互作用の統合的視座から価値を把握するならば、価値内在論と価値構築過程論は、いずれも欠くことのできないアプローチとして位置付けられ、社会福祉領域における価値は、規定・再規定が繰り返されて成立するという、可変的性質を有するものであることが明らかとなる。

ただし、価値の可変性は、社会成員によって支持され続ける特定の価値の存在を否定するものではない。前述したように、特定の価値が、社会成員の了解によって価値規範として成立すると、社会化の過程などを通して、各主体に内面化される。このような共有価値に立脚する行為は、当該社会において正当性が付与され、安定性を有するものになる。そのため、自由や平等などの抽象的概念をはじめ、具体的な行動指針などにおいても、歴史や社会、文化などの変遷に関わらず、価値が付与され続け、あたかも普遍的価値を有するかのように見える場合がある。しかしそれは、当該社会では強固な安定性を有するために、相互作用を経てもなお、価値が付与され続けているに過ぎず、基本的には、主体による判断（評価）に基づく以上、いかなる価値も絶対的・普遍的ではない。社会福祉領域も例外ではなく、社会福祉運動などによって既存の価値規範が問い直されるケースがあるように、既存の価値規範からは逸脱する異質な他者の存在とその顕在化が、価値規範の変化に大きな影響を与える可能性がある。

価値をこのように理解するならば、社会福祉領域における価値研究は、規範化した価値と、実際の判断や行動の間に生じる相互作用を、特に規範化した価値の側に注目して捉え、それが何であるのかや、どのようにして構築されるのかを探求するものである一方、同じ相互作用を、判断や行動の側に注目して捉えるならば、価値判断を伴う行為によって規定される対象や、そのような判断の集積による対象範囲を把握する手段となる。つまり、社会福祉の対象規定もまた、価値規範と行為との相互作用からの影響を免れ得ず、対象の範囲は可変的性質を有するものとして理解する必要があるのである。

ただし、社会福祉の対象範囲の可変性が、全ての対象の不安定性を意味するわけではない。価値そのものは可変的であるものの、強固な安定性を有する「特定の価値」が存在することを既に指摘したが、そのような安定的価値は、特定の行為に対する価値判断の根拠となり、特定の判断を正当化する。その結果、時代や社会、文化などの変遷に関わらず、社会福祉の対象として判断することが正当化され続ける、「特定の対象」が成立することになる。

その意味において、規範化した価値と実際の判断や行動との間で展開する相互作用を統合的に捉える視座からの価値研究は、社会福祉の対象規定と密接な関係にあり、社会福祉領域における対象論に繋がる可能性があると考えられる。

自由報告・第3部会

日時： 6月25日(日)9:20~12:15

場所： 【1号館 128教室】

司会：鍾家新(明治大学)

1. 福祉大改革後のワークフェア政策 ニューヨーク市の事例をもとに
小林勇人(立命館大学大学院)
2. 福祉サービスの創出と「社会的企業」 イ・トレントの社会的協同組合セクターの展開
清水洋行(東京学芸大学) 藤井敦史(立教大学)
3. 欧州社会的企業の組織戦略とその基盤 イ・トレントの社会的協同組合を事例として
藤井敦史(立教大学) 清水洋行(東京学芸大学)
4. 日本人の老年期の変容 フィンランドの高齢者に対する面接調査から
田中里美(広島国際学院大学)
5. 中国瀋陽市のモデル社区にみるボランティア活動の実践
瀋陽市におけるボランティア活動の調査から
薛迪(お茶の水女子大学大学院)

福祉大改革後のワークフェア政策

ニューヨーク市の事例をもとに

小林 勇人（立命館大学大学院生）

1. 1996年の福祉大改革

米国では1996年福祉改革法(個人責任・就労機会調整法)により公的扶助制度が抜本的に変革され、受給者の福祉「依存」から脱却・就労を通じた「自立」を目的とするTANF(貧困家族一時扶助)が成立した。これにより61年間存続した貧困家族への現金扶助であったAFDCと、AFDC受給者への職業訓練プログラムであったJOBSが廃止された。TANFは、連邦政府から州政府への包括補助金の支給を通して貧困家族に現金扶助と就労機会を提供することで、受給要件の厳格化や受給期間の制限(一生のうち5年間)などの導入により就労を前提とする一時的な救済措置として扶助を位置づけなおすものであった。AFDCのもとで現金扶助は一定の要件さえ満たせば支給される「権利」であったが、TANFのもとで受給者は原則として就労を義務付けられ、就労または就労活動(職業教育・訓練プログラム)に参加しなければ給付金を支給されなくなった。

同法のもとで州政府は受給者を就労・就労活動に参加させているかどうか連邦政府から厳しく監査され、一定の参加基準を達成できれば追加の助成を受け、達成できなければ補助金を削減される。また連邦政府から州政府への補助金は、一定率を補助されていたAFDCやJOBSとは異なりTANF包括的補助金によって補助金が固定されるため実質的に削減され、さらに州・地方政府はTANFの受給期間の制限により制限期間を越えた貧困家族に対して独自財源による一般扶助で対応しなければならない。州政府は連邦政府からの権限委譲によりガイドラインのもとで独自の施策を実施できるようになる一方で、州・地方政府に対してTANF受給者を就労・就労活動に参加させ登録件数を削減するための財政的インセンティブが与えられることになった。

また公的扶助受給者の資格決定事務について民間団体への委託契約が可能になるなど、委託契約を通じた社会福祉のプライヴァタイゼーションが推進されているが¹、受給者への就労促進プログラムも州・地方政府から民間団体への委託が進む傾向にある。福祉大改革によって受給者の就労を前提としながら現金扶助と就労促進プログラムが結合されるとともに、地方自治体や委託先機関の現場における裁量権が強化された結果、受給者への就労を義務付けるワークフェア政策の進展が可能となった。

2. ニューヨーク市のワークフェア政策

ニューヨーク市は深刻な不況が続くなかジュリアーニ市長のもとで連邦に先立ってワークフェア政策を実施し、福祉大改革後は受給者数の大幅な削減に成功した。全米の約1割に相当する受給者数を抱えていた同市の事例を扱うことによって、福祉「依存」からの脱却を図る福祉大改革後のワークフェア政策の特徴が顕著になるといえる。ニューヨーク市の主要な現金扶助プログラムは、ニューヨーク州のTANFである「家族支援(Family Assistance: FA)」と、州と市が実施する一般扶助である「セーフティネット扶助プログラム(Safety Net Assistance Program: SNA)」がある。

ジュリアーニは1994年に、民間営利団体に対してワークフェアプログラムを委託することを許可し、教育・職業訓練プログラムから迅速な就労斡旋プログラムへと同市の公的扶助における基本戦略の転

換を開始した (New York Times, Jan 20, 1994)。その際委託契約が行われたアメリカ・ワークスは、契約報酬に成果主義を用いた先駆的企業であり、就労斡旋の重視と就労後のカウンセリングなどによるサポートを通じた「支援付き雇用」に特徴がある。同社は受給者一人当たりの委託費用総額 5300ドルであったが、受給者が4ヶ月の見習期間を経て正式に雇用された後に費用の大半が支払われ、さらに3ヶ月後に受給者がその職を維持し福祉を受給していない場合に残りの費用を支払われた。

ジュリアーニの行政改革のなかで公的扶助の組織再編成が行われ、1998年には福祉事務所が改称されジョブセンターが設置された。福祉事務所の目的は受給資格を不正なく決定することであったが、ジョブセンターでは申請者を就労に「迂回させる」ことで受給申請の抑止が意図された (Chernick 2004)。実際 1993年から1998年にかけて、公的扶助を拒絶された申請者の割合は26%から56%に増加し、拒絶された申請者による公聴会での異議申し立ての数は77%増加した。公的扶助の申請窓口がジョブセンターとなることで受給要件としての就労が厳格化されたのであった。

3. 1996年福祉改革法の帰結

福祉大改革前の米国のワークフェア政策の特徴は、カリフォルニア州の事例に代表されるように、就労斡旋プログラムにおける受給者の「態度」矯正を通して、「怠惰な」受給者を「積極的な求職者」へと転換することであった (小林 2006)。他方で改革後のニューヨーク市の事例から窺えるのは、米国のワークフェア政策が、受給要件としての就労の厳格化と「支援付き雇用」の導入によって、受給者を単に職に就かせるだけではなく就労を継続するための努力を行わせるものへと変容したということである。これは地方自治体や民間委託企業の職員が就労の継続努力を行うよう監督することで、受給者を使用者に使い勝手の良い「ワークフェア労働者」へと転換することを意味するのかもしれない²。

一般的に受給者に割り当てられるのは不景気時に解雇される可能性の高い不安定な労働であるにもかかわらず受給者は就労を継続するよう監督されるため、ワークフェア政策は景気の後退時に受給者に負荷をかける施策である。米国のワークフェア政策は公的扶助受給者に教育・職業訓練プログラムを施すことなく就労に従事させ、安定した職に就けるかどうかは経済好況を背景に労働市場に委ねるものであり、1996年福祉改革法がもたらした帰結は米国の公的扶助制度を労働市場に組み込むものであったといえるであろう。

¹ 委託契約を通じた社会福祉のプライヴァタイゼーションについて代表的事例であるウィスコンシン州の福祉改革プログラム (Wisconsin Works) をもとに検討したものとして、木下 (2003) を参照。

² ワークフェア労働者は団結権や団体交渉権が認められておらず、ワークフェアプログラムの参加者が公的扶助を受給しながら行う就労の意味が問われている (O'Connell 1999)。

< 参考文献 >

Chernick, Howard, Cordelia Reimers, 2004, "The Decline in Welfare Receipt in New York City: Push vs. Pull," *Eastern Economic Journal*, 30(1): 3-29.

木下武徳, 2003, 「アメリカ社会福祉政策におけるプライヴァタイゼーション——ウィスコンシン州福祉改革における委託契約を中心に」 渋谷博史・渡瀬義男・樋口均編『アメリカの福祉国家システム——市場主導型レジームの理念と構造』。

小林勇人, 2006, 「カリフォルニア州 GAIN プログラムの再検討——ワークフェア政策の評価にむけて」『社会政策研究』第6号。

O'Connell, Mary J., 1999, "Municipal Labor Perspectives on the Public Sector Welfare Workforce in New York City," *St. John's Law Review*, 73(3): 805-11.

福祉サービスの創出と「社会的企業」

- 伊・トレントにおける社会的協同組合セクターの展開 -

清水 洋行（東京学芸大学）

藤井 敦史（立教大学）

1. 問題の所在と考察の視点

私たちの研究グループでは、2004年度よりイギリスとイタリアにおいて「社会的企業」をめぐる政策と運動の調査を進めてきた。イタリアでは協同組合から展開した社会的協同組合が「社会的企業」にあたるが、今回の調査は、イタリアの北部に位置するトレント市（人口約 11 万人）とその周辺において、社会的協同組合とそれをめぐるアソシエーション、公社、自治体（県・市）、企業等について調査を実施した。

今回、一つの地域社会に限定して調査を実施した積極的理由として以下の点がある。まず、イタリアの社会的協同組合については、国内の労働者協同組合や生活協同組合の実践的な必要性からの調査（協同総合研究所 2004、佐藤・伊藤 2006）や、学術的な視点からの研究成果（田中 2004）が公開され、社会的協同組合に関する組織単位の調査が進んでいることから、現段階では組織形成や事業展開の背景となっている制度的・社会的条件の把握をめざすことが有益と考えたことである。次に、イギリスでは、社会的企業に関する政策と運動がサード・セクター組織の多元的状况において展開している（北島・藤井・清水 2005）のに対して、イタリアの社会的協同組合に関する政策と運動は、比較的限定的な中間支援団体や外郭団体のもとにおけるサード・セクター組織の重層的な関係のもとで展開している傾向にある点である。サード・セクター組織をめぐる重層的な関係を捉えるためには、地域調査のスタイルをとることが適当と考えた。さらに、社会的企業論を先導している EMES グループの主要メンバーであるボルザガ教授（トレント大学経済学部）に協力を依頼できたことも大きな要因としてある。

2. 調査地と対象団体の概略

トレント県はボルツァーノ県とともに、トレンティーノ・アルト・アディジェ州に属しているが、両県とも自治県であり、州や国に対して大きな自律性を保持している。また歴史的にドイツ文化圏の影響を大きく受けてきた。このような制度的・文化的な特徴をもつトレント市やトレント県を、イタリアの典型的な地方社会と位置づけることはできない。むしろ、国際比較分析のサンプルとしての地域社会ではなく、地域社会の比較分析の一環として捉えることしたい。

トレント県内では約 70 の社会的協同組合があり、社会的協同組合の県レベルの中間支援団体であるコンソリダ（Con.Solida）には約 50 団体が加盟している。周知のように、社会的協同組合は 1991 年の国法 381 号法によって、「社会福祉、保健、教育・文化サービスの運営を担う」A 型と「ハンディをもつ者の就労を目的として農業、製造業、商業およびサービス業等の多様な活動を担う」B 型等が規定されたが、トレント県では B 型の比率がやや小さい傾向にある。活動分野別では、障害児・者への支援の比率が大きい傾向にある。

調査対象団体の構成と概略は、下記の通りである。まず単協（単位団体）として、A 型社会的協同組合から障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉の各分野について 1 団体ずつ訪問した。グループ 78 は 1978 年に設立され、共同生活施設、ディセセンター、レスパイト・ケアなど精神障害者への支援を多面

的に実施している。スペズ (SPES) は 1975 年に設立され、県内で 5 か所の老人ホームを所有し、県からの委託により運営している。プロジェクト 92 は 1992 年に設立され、問題を抱える少年やその家族を対象に、共同生活施設、ディセンター、家庭訪問などを通じて支援を行っている。スペズは 1900 年代初めから存在している女性アソシエーションから、プロジェクト 92 はコムニタ・ムリアールドというカソリック系の団体から独立した。社会的協同組合の派生する基盤の例として、コムニタ・ムリアールドにも調査を実施した。

次に、B 型社会的協同組合の事例としてアルピ (ALPI) とレコステ (Le Coste) の 2 団体を対象とした。アルピ (1990 年設立) は、部品の製造などを通じて障害者らの就労訓練を行い一般企業に送りだしていく transit 型の事例である。アルピに関しては取引先企業、及び創設者に対しても聞き取り調査を実施した。レコステ (1990 年設立) は建物や庭園の清掃やシーツやリネン等のクリーニング (洗濯) を行っており、障害者らの就業先となる inclusion 型の事例である。

3. コンソーシアムによるサービスの創出

近年の組織形成のパターンとして、社会的協同組合やアソシエーションほかによるコンソーシアムの展開が注目される。また、その設立や展開には欧州社会基金 (European Social Fund) の導入が関与している。

プラブーボロ (la Prabubolo) は、就労支援や仕事づくりを行う B 型社会的協同組合の不足に対して、上述のグルッポ 78 と別の A 型社会的協同組合および B 型社会的協同組合の 3 団体の共同で、地元財団の所有する高地を借りて教育農園やチーズ製造などを行うプロジェクトとして開始された。途中で B 型社会的協同組合の代わりに上述のコンソリダが加わり「農業・社会的協同組合」として設立された。設立後の資本の強化と事業推進に欧州社会基金が活用されている。

もう一つは、高齢化の進展と主に東欧からの移民の増大に対処するために、高齢者の家に移民女性を家政婦として派遣する事業を始めたプロモケア (PromoCare) がある。これは、従来アソシエーションがインフォーマルに実施していた事業の制度化を目的とする。スタッフは 2 名だが、東欧にも支社をもつ民間の派遣会社や全国組織のイタリア労働者キリスト教アソシエーション (ACLI) 等と提携して実施している。契機となった欧州社会基金によるプロジェクトの構成団体は、欧州レベルで移民の支援を行っているアソシエーションの CARITAS、協同組合の中間支援団体である FTC、協同組合が拠出する相互扶助基金 (PromoCoop)、トレント市等である。

このような展開の背景として、県レベルにおいて協同組合の中間支援団体 (FTC)、社会的協同組合の中間支援団体 (コンソリダ)、相互扶助基金 (PromoCoop) 等が一元化され、そのもとに社会的協同組合が一元的に組織化されていること、県レベルの事業過程に対してナショナル・スタンダードにもとづく中央政府の介入 (監査機能) が弱いことなどが考えられる。そこで保持されている強固な社会的ネットワークにもとづく相互調整のもとにサービスの創出と実施が展開されているといえよう。

尚、本報告は 2004 年 11 月 2~5 日、2005 年 9 月 26~30 日に、宇田川妙子 (国立民族学博物館)、重頭ユカリ (農林中金総合研究所)、藤井敦史、清水洋行の共同による現地調査にもとづく。

参考文献

北島健一・藤井敦史・清水洋行 2005 『イギリスの社会的企業の多元的展開と組織特性』(平成 15 年~平成 17 年度科学研究費補助金による研究成果・中間報告書)。

協同総合研究所編集・発行 2004 『イタリア社会的協同組合調査報告書』(『協同の発見』別冊)。

佐藤紘毅・伊藤由里子編 2006 『イタリア社会的協同組合 B 型をたずねて』同時代社。

田中夏子 2004 『イタリア社会的経済の地域展開』日本経済評論社。

欧州社会的企業の組織戦略とその基盤

- 伊・トレントの社会的協同組合を事例として -

藤井 敦史 (立教大学コミュニティ福祉学部)

清水 洋行 (東京学芸大学教育学部)

1. 「社会性」と「企業性」の接合としての社会的企業

EMES ネットワークに代表される欧州の社会的企業論において、社会的企業は、ある種の「社会性」と「企業性」の接合した組織形態として議論されてきた。その際、後者の「企業性」は、財やサービスの継続的生産を行う、一定の経済的リスクも負った事業体という意味であるが、前者の「社会性」には、大まかに言って以下のような意味が込められている。すなわち、社会的目的（主として社会的排除問題に対する社会的包摂）を有していること、社会的所有（非営利性と同時にマルチ・ステークホルダーの参加を重視した所有構造）、地域社会における豊富なソーシャル・キャピタルを基盤としていると同時に、社会的企業自体がソーシャル・キャピタルを生み出していること、単なる政府のエージェントではなく、ソーシャル・ガバナンスの担い手であること等である。しかし、このように、社会的企業を把握した場合、果たして上記のような社会性と企業性は、簡単に結び付きうるのだろうか。なぜなら、企業性を追求していくことは、通常、成果主義に伴う官僚制化やプロフェッショナリズム、顧客と供給者の分離、規模の拡大等を含んでおり、ボランティアや利用者を含むマルチ・ステークホルダーの参加、地域コミュニティへの密着といったこととは乖離していく傾向があるからである。こうした問題意識を前提として、本稿では、イタリア・トレントの社会的協同組合の事例を通して、欧州社会的企業の「社会性」と「企業性」の接合を可能にしている組織戦略とその基盤条件を明らかにしていきたい。

なお、本報告は、2004年11月2-5日と2005年9月26-30日に、宇田川妙子(国立民族学博物館)、重頭ユカリ(農林中金総合研究所)、清水洋行(東京学芸大)、藤井敦史(立教大)が、イタリア・トレントを中心に共同で行ったヒアリング調査が元になっている。ヒアリング対象は、社会的協同組合11団体(コンソーシアムを含む)並びにその関連組織(アソシエーション、トレント県、トレント県労働公社、トレント市、取引先企業等)であり、その具体的な概要に関しては、清水洋行報告を参照されたい。

2. スピン・オフとコンソーシアム

本報告でヒアリング対象となっているトレントの社会的協同組合は、イタリアの協同組合運動においては政治的にキリスト教民主党と近いコンフ・コーポラティブという連合組織に属し、かつ、CGM(Consorzio Nazionale della Cooperazione sociale Gino Mattarelli)というナショナル・レベルのコンソーシアムの系列に位置するものである。こうしたCGM系の社会的協同組合では、活動内容が量的、或いは質的に広がり、個々の単協における組合員数が100人を越えるような状況になると、活動別、或いは地域別にスピン・オフ(イタリア語では株分かれしていくという意味で「いちご畑」という言葉が使われる)を行い、組織の規模を小さいまま維持する戦略が取られる。なぜ、組織の小規模性を維持するかと言えば、地域コミュニティに密着しながら、柔軟で個別性を重視した対人サービスを供給し、ボランティアや利用者、労働者を含む多様なステークホルダーによる参

加を確保していくためには、小規模組織であることが適切な条件となるからである。

しかし、小規模組織であることは、当然ながら、「規模の経済」という観点からはマイナスを意味する。そうしたデメリットを克服するため、社会的協同組合は、大抵の場合、地域レベル（県域以下）でコンソーシアムを形成しており、その具体的な機能としては、以下のようなものが挙げられる。個々の社会的協同組合に対するマーケティング支援やコンサルティング、人材育成（幹部教育を含む）、共同購入によるコスト削減、地方自治体からの事業委託契約の際のコーディネーション（general contract）、様々な企画・政策の立案、社会的協同組合の新規設立等。以上のようなコンソーシアムは、社会的協同組合が、「社会性」を維持しながら、事業経営を行っていく上で重要なインフラストラクチャーとなっていると言えるだろう。

3. 社会的協同組合の組織戦略を支える制度環境とソーシャル・キャピタル

上述のような組織戦略を可能にしている条件を探るため、本報告では、主として、B型社会的協同組合のALPI（単協）やトレント県レベルのコンソーシアム組織であるコン・ソリダの事例を軸として、社会的協同組合と協同組合セクターにおける諸アクター（協同組合の連合組織、農村銀行等）地方自治体（県や労働公社）、地域企業、アソシエーションの関係について検討し、社会的協同組合の発展を支えている基盤条件について検討する。とりわけ重要な論点として、社会的協同組合をめぐる制度環境と豊富なソーシャル・キャピタルを指摘することになるだろう。

制度環境としては、第一に、トレント県において社会的協同組合の基礎付けになっている県法（1983年の35号法、1991年の14号法）の存在を指摘できる。イタリアの社会的協同組合に関しては、1991年の国法381号法が有名だが、非常に強い自治権を有するトレント県では、既に1980年代から社会的協同組合やアソシエーションを事業委託契約相手として重視する県法が存在していた。この法律が存在したため、社会的協同組合は、営利企業との競争に晒されることもなく、安定的な経営基盤を構築しえたのである。但し、こうした県の法律は、EUの経済政策や準市場を重視する2000年の国法328号法によって変更を迫られており、トレント県では、事業委託に際して、一定の競争を重視しながらも、サービスの質や地域密着性を重視した制度設計が、議論されている。第二に、行政サイドで雇用政策の中心的なアクターになっている労働公社との連携も社会的協同組合にとって重要な意味を持つ。2005年の時点において、トレント県の労働公社は、障害者雇用に関して、過渡的雇用を重視するアクション9というプログラムを展開しており、このプログラムによって、社会的協同組合の人材育成がサポートされている。

また、社会的協同組合をめぐるソーシャル・キャピタルとしては、コンソーシアムのみならず、その他の協同組合やアソシエーション、地域企業から成る分厚いサポート・ネットワークの存在を指摘できる。例えば、資金調達に関しては、協同組合基金のプロモコープによる資本形成支援（出資組合員）やコーペルフィディによる信用保証、農村銀行からの融資等が、重要な基盤となっている。加えて、ALPIの事例では、地域企業との連携も、障害者の労働市場への挿入や、事業展開していく際の製品開発にとって重要な意味を持っていることが理解された。

以上のように、イタリア・トレントの社会的協同組合の基盤には、英国の社会的企業などとは異なり、ローカル・コーポラティズムと言ってもよさそうな地方自治体や地域集団との強固な関係性が見出せる。本報告では、このようなイタリア・トレントの社会的協同組合の事例を通して、英国社会的企業などとの国際比較も交えつつ、社会的企業が、その社会性と企業性を両立していくために必要な組織戦略と制度環境について考察を深めていきたい。

日本人の老年期の変容

フィンランドの高齢者に対する面接調査から

田中 里美（広島国際学院大学）

日本では、世紀の転換点に、人口高齢化が広汎な関心を集めた。とくに、家族が老人介護に対応できなくなっていることが問題とされ、高齢者福祉サービスの整備が緊急の課題とされた。こうして2000年4月、介護保険法が施行された。その後、現在に至るまで高齢者福祉サービスを利用する者の数は拡大を遂げている。

本報告では、この変化にあらためて注目し、高齢者福祉サービスが日本に先行して普及しているフィンランドを対象として国際比較調査を実施した結果を取り上げて、高齢者福祉サービスの利用が人々に与える影響について考える。

両国の都市部（日本、京都市、フィンランド、トゥルク市）に居住する65歳から74歳までの前期高齢者を対象として、老年期の展望、老いにつれて発生する老後問題を未然に防ぐ予防行動に関する質問を含む半構造的な質問による面接調査を実施した。以下、とくに、フィンランドにおける調査結果に焦点をあてて報告を行う。

面接調査の結果、フィンランドの高齢者においては、老年期の展望に関して、今後、身体的な自立度が低下していく過程が順をおって描かれていること、老年期が、虚弱になった時期を含んで発想されていることなどが明らかになった。この老年期はまた、子どもからの独立を保ったものとして発想されている。

高齢者が抱くこうした老年期の展望は、発生が予想される老後問題のうち、とくに身体的問題に対する対処行動のあり方と結びついている。そこでは、身体的な自立度の低下の度合いに応じた公的福祉サービスの利用が考えられており、また、ぎりぎりまで自宅で生活し、施設入所のタイミングを少しでも先延ばしにしようとする意志が明らかになった。

また、フィンランドの高齢者は、今後さらに一人（もしくは夫婦二人）暮らしを続けるために、ホームヘルパー等、在宅福祉サービスの利用を考えるのみならず、室内に段差が無く、エレベーターを備え、また、庭仕事などの必要の無い集合住宅への引越しや、さらには、サービス住宅への引越しを視野に入れている。

さらに、子どもからの独立を保った老年期は、親によって生きられたものとして、既視感覚とともに表明されている。

日本でも、介護保険制度が施行されて以降、高齢者福祉サービスの利用が急増してきた。これによって、従来、同居家族によって日々の生活の中で一体的に担われていた老人介護においては分節化されることのなかった、身体的依存状態にありながらも、子どもから自立したステージが、人々の老齢期が虚弱期を含んだものとして分節化されるようになることが予想される。これは、従来日本で広がっていた、元気な高齢期の後に突然訪れる死のイメージ（「ぼっくり信仰」）、つまり、虚弱期が分節化されない老齢期のイメージが転換する可能性を意味している。

この変化と併行して、現在、日本の高齢者の関心を集めている、健康状態の維持を目的とする食生活のコントロールや運動といった対処行動に、ホームヘルパーの利用や段差の無い住宅への引越しな

ど、虚弱な状態にあっても子どもからの自立を保つための対処行動が加わる可能性が指摘できるだろう。

そして、高齢者福祉サービスを利用する高齢者をそばで支えた子ども世代が、加齢にしたがって自らの老年期に移行するようになれば、上記の変化は、さらに普及、定着することが予想される。

なお、報告当日は、インタビューの内容、日本と比較したフィンランドの人口、産業構造等に関する基礎的なデータも提示する予定である。

中国瀋陽市のモデル社区にみるボランティア活動の実践

瀋陽市におけるボランティア活動の調査から

薛 迪（お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士課程）

1. 問題の背景と課題

2000年に行われた第5回人口センサスによれば、中国の人口は12億6500万人、そのうち65歳以上の高齢者人口は8811万人（7.0%）に達し、60歳以上の人口は1億3200万人（10.3%）である。先進諸国では、65歳以上人口が総人口の7%になった時点で、一人当たりGNPは1万米ドル相当以上となっていたのに対して、中国の一人当たりGNPは800米ドル相当に過ぎず（2000年）、中国はまさに経済発展の途上にありながら高齢化社会に突入している。

計画経済体制下の中国では、あらゆる職場組織（単位）を通して従業員とその家族が囲い込まれ、人々は「単位」に所属しているだけで住宅や福祉の保障が得られた。しかし、改革・開放政策以降、国有企業改革に伴い単位はその求心力を失い、地域住民の切実な生活欲求に応えるため社区福祉サービスが展開されるようになった。そこで民間活力への期待が高まり、ボランティア、NPOなどの活動を行う者は、地域福祉を推進する新たな役割を与えられ、大きな期待が寄せられるようになった。

本研究では、高齢化が深刻化しつつある中国都市部において、主要な福祉サービス提供主体として注目を浴びている社区ボランティア活動につき、その担い手たちの意識や評価の規定要因を考察することを目的とする。ボランティアはその語義の中に自発性や無償性という特性が含まれているが、中国の場合、ボランティア活動の活性化は、国家や党の強い要請により進められている。このため、ボランティア活動に対する評価は、それぞれの人の政治的立場、社会階層、ボランティア活動の経験の有無などにより異なるものと予測される。こうした属性別の分析を通して、社区ボランティア活動の現状と今後の可能性について考察したい。

2. 調査概要

中国の東北部にある瀋陽市の大東区文官街道のA社区と鉄西区恵工街道のB社区の一般住民及び社区と連携している2つの大学の学生と教師を調査対象者とし（ボランティア活動の経験者・未経験者両方を含む）、2005年7月4日～7月30日の間、自記式構造化質問紙を用いた調査を行った。500部の調査票を配布し、有効回収数378部、有効回収率75.6%であった。

3. 分析結果

ボランティア活動の経験と内容

ボランティア活動を、「現在やっている」人は14.3%、「かつてやっていた」人は37.3%、「まったくやっていない」人は45.5%であった。ボランティア活動の経験有無を社会階層別に見ると、階層が高いほど経験者が多く、日本でいう「Kパターン」は本調査では確認できなかった。

活動内容は、衛生・環境、高齢者・障害者福祉、教育、医療、娯楽など、多岐にわたった。高齢者向けのボランティア活動に限定すると、話し相手や娯楽活動及び家事援助などの身近な活動が中心と

なっている。社会階層別、政治的立場別のボランティア活動の内容の差異に注目すると、階層が高いほど多様なボランティア活動に従事しており、また共産党員が際立って多様な活動に従事していることが読み取れた。

ボランティア活動のきっかけ、参加動機

ボランティア活動のきっかけについては、学校の思想教育の一環が69.7%と圧倒的多く、それ以外に職場の組織動員による参加、共産党員の義務の一つとして参加などが多くみられた。ボランティア活動に参加する動機について、最も多かったのは「人に喜ばれたい」の26.8%で、以下、「自己価値の実現」24.7%、「余暇の有効利用」19.5%などが続いた。

ボランティア活動をしてよかった点、問題点

ボランティア活動をしてよかった点については、「他者や社会に貢献できた」の割合が68.0%で際立って高く、利他的要素が明らかに見られる。同時に、「自分が人間的に成長した」「余暇を有効利用できた」など、利己的要素も多く見られる。

ボランティア活動の問題点については、「活動の資金が足りない」が60.9%で最も多く、以下、「社会的認識、評価が不足している」「ボランティア育成教育が不足している」「管理が不十分である」なども4割から5割前後となっている。

ボランティア活動を経験して良かった点と問題点の合計スコアについての平均値は、「良かった点」が3.56、「問題点」が4.03と、全体として問題点のほうが強く意識されている。

無償性・自発性

ボランティアの無償性に対する意見は、「無報酬が原則」と思うものが58.5%で、29.9%が多少の報酬を支払うことを支持していた。ボランティア活動の自発性については、「自発的に行うべき」が63.7%と3分の2を占め、「必要ならば、指導や強制も賛成」は24.1%であった。

ボランティア活動の役割

社区の高齢者福祉サービスにおいて、ボランティア活動の果たす役割を尋ねたところ、「公的制度の不備を補う」が最も多く、他に「相互扶助の精神を普及し社会精神文明建設を守り育てる」「政府の福祉予算の負担を減らす」などが多く挙げられた。

4. 結論

ボランティア活動は新たな社会的力となり、しだいに重要な役割を果たすようになっている。多数の人々がこの種の活動に関心を持ち、強く期待しているものの、なお様々な問題点や課題があると捉えていた。

中国におけるボランティア活動は生徒や学生に対する思想教育の一環として位置づけられ、国家や党に対する奉仕という義務的色彩の濃いものである。しかし一方で、学生や市民の多数派は、少なくとも理念の上では自発性を重視していることが確認できた。

ボランティア活動に取り組む動機には、利他的要因と利己的要因の両面が見出せ、これら両要因は背反的なものではないことが確認できた。

ボランティア活動の経験率は階層が高いほど高く、また階層が高い人ほど多様な活動に取り組んでいた。高階層の場合は、自身の生活のゆとりや教養の高さに裏付けられた社会問題への理解が参加の動機づけになっているものと推測される。

自由報告・第4部会

日時： 6月25日(日)9:20～12:15

場所： 【1号館 125教室】

司会：天田城介(立命館大学)

1. ボランティア活動の量的貢献評価の試み

李義昭(追手門学院大学)

2. パーンアウト予測モデルの構築に関する実証的研究 高齢者福祉施設介護職の性差に着目して

澤田有希子(関西学院大学大学院)

3. 施設入所によって高齢者は何を手にするのか 利用者が語ったライフヒストリーから

吉岡なみ子(お茶の水女子大学大学院)

4. ケアマネジメントにおける信頼関係の形成に関する研究 質的研究による分析

山井理恵(明星大学)

5. 公的保証人制度の取り組みとその課題について

中村好孝(一橋大学大学院)

ボランティア活動の量的貢献評価の試み

李 義昭（追手門学院大学）

「2001年ボランティア国際年」は、ボランティア活動の必要性の高まりを説く一方で、その貢献について、職務が市場賃金の支払いを伴わず、しばしば非公式で組織化されていないため、多くが正当に評価されないとした。そして、ボランティア部門による国家の福祉と発展への貢献について、これを記述し定量化するため、各国で事前考察を行う際に検討する項目に次の3つを含めた。

ボランティアが社会に与えている質的な影響とはどのようなものを測定する。

ボランティアが社会に与えている量的な貢献とはどのようなものを分析する。

ボランティアを搾取（正規の職員の代わりにボランティアを充てるなど）する危険性について考察する。

ここでは、高齢者ボランティアの意識と実態の調査研究を通して、地域社会での活躍を記述し、その社会に対する質的影響の測定と量的貢献の分析を試みている。

調査研究の概要

（1）「高齢者ボランティアの意識と実態に関する調査研究」

ボランティア活動の実践を行っている委員の実践報告と議論を中心に、意義・効用、活動の問題点・課題、活動を促進するための方策を研究会方式で検討した。

（2）「高齢者ボランティアの実態と意識に関する研究調査」

アンケート調査

ボランティア活動に参加している65歳以上の男女1,057名（回収率37.3%）

訪問調査

アンケート回答者うち、活動歴が30年以上の高齢者2名。

質的影響

ボランティア活動には

新しい世界に触れ、その感動から活動を始める瞬間がある。

自らの専門知識や技能を生かし、感動を味わう場面が待っている。

他者との交流・理解が、世界を広げ生きる喜びと感動へとつながっている。

異なった考え・職業・経験を持つ人々との交流と理解があり、広がる世界が待っている。

命の存在・困難さを知り、人の優しさを知り、感動の瞬間がある。

作り上げていく喜び、出来上がる瞬間の感動・充実感・達成感がある。

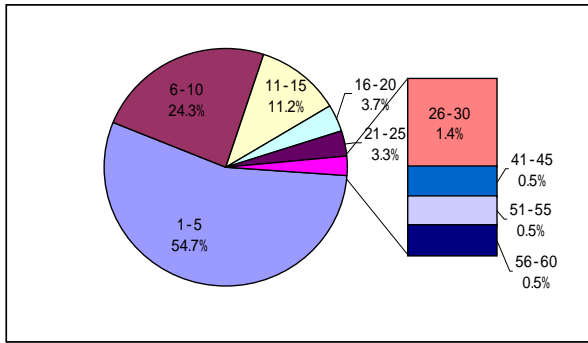
人の興味や学習の意欲を起こさせ、その知識や経験、能力や技能を生かす場がある。

人々に感謝される喜び、再開を期待され・願われ、生きがいを感じることもある。

相互の理解を通じて、人への信頼感が生まれ、他者への信頼と期待が生まれる。

量的貢献

活動時間



| 週当たり階層別活動時間 | 全国60歳以上ボランティア総数 | 週当たり活動時間 (%) | 人数 | 週当たり平均活動時間 | 週当たり活動時間総数 |
|-------------|-----------------|--------------|-----------|------------|------------|
| 1-5 | 3,580,624 | 54.7% | 1,957,631 | 3.1 | 6,068,656 |
| 6-10 | | 24.3% | 870,058 | 7.7 | 6,699,448 |
| 11-15 | | 11.2% | 401,565 | 12.9 | 5,180,192 |
| 16-20 | | 3.7% | 133,855 | 19.4 | 2,596,789 |
| 21-25 | | 3.3% | 117,123 | 23.9 | 2,799,245 |
| 26-30 | | 1.4% | 50,196 | 29.3 | 1,470,733 |
| 41-45 | | 0.5% | 16,732 | 45 | 752,935 |
| 51-55 | | 0.5% | 16,732 | 52 | 870,058 |
| 56-60 | | 0.5% | 16,732 | 59 | 987,181 |
| 合計 | | | | | |

全国の高齢者ボランティア（60歳以上）の総数は350万624人として、週当たり「1時間から5時間」の活動をしている高齢者は195万7631人、総活動時間は606万8656時間となる。週当たり活動時間が「6時間から10時間」の高齢者は87万58人、総活動時間は669万9448時間となる。全国60歳以上ボランティアの総活動時間は2742万5237時間と試算される。

経済的規模

「無償労働の貨幣評価の手法について」(経済企画庁経済研究所 97年5月)の評価方法(代替費用法)によって記述する。

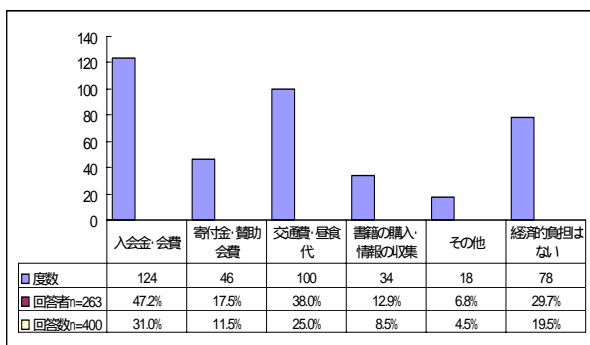
平成14年地方公務員給与実態調査(総務省)では地方公務員の全職種平均給与は45万5265円としており、週平均労働時間を40時間とすると、その労働時間は2742万5237時間である。これをもとに高齢者ボランティア活動の経済規模は

$$2742 \text{ 万 } 5237 \text{ 時間} \div 40 \text{ 時間} \div 52 \text{ 週} = 1 \text{ 万 } 3185 \text{ 年}$$

$$45 \text{ 万 } 5265 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 546 \text{ 万 } 3180 \text{ 円}$$

$$1 \text{ 万 } 3185 \text{ 年} \times 546 \text{ 万 } 3180 \text{ 円} = 720 \text{ 億 } 3202 \text{ 万 } 8300 \text{ 円} \quad \text{と試算される。}$$

経済的負担



| | 全国60歳以上ボランティア総数 | 経済的負担の割合 (%) | 人数 | 年間平均額 | 年間総額 |
|-------------|-----------------|--------------|-----------|--------|----------------|
| 入会金・会費 | 3,580,624 | 47.2% | 1,690,055 | 6,207 | 10,490,094,975 |
| 寄付金・賛助会費 | | 17.5% | 626,609 | 16,936 | 10,612,074,380 |
| 交通費・昼食代 | | 38.0% | 1,360,637 | 20,349 | 27,687,699,683 |
| 書籍の購入・情報の収集 | | 12.9% | 461,900 | 10,848 | 5,010,920,532 |
| その他 | | 6.8% | 243,482 | 18,206 | 4,432,902,028 |
| 経済的負担はない | | 29.7% | 1,063,445 | 0 | 0 |
| 合計 | | | | | 58,233,691,598 |

前述の全国高齢者ボランティア（60歳以上）の総数350万624人を用いると、「入会金・会費など」を負担している人は169万65人と算出される。同じように「寄付金・賛助会費など」62万6609人「交通費・昼食代など」136万637人となる。さらに年間の負担額は「入会金・会費など」の負担総額104億9009万4975円、同じように「寄付金・賛助会費など」が106億1207万4380円「交通費・昼食代など」が276億8769万9683円などとなる。結果、全国60歳以上高齢者ボランティアの経済的負担の規模は582億3369万1598円と試算される。

バーンアウト予測モデルの構築に関する実証的研究

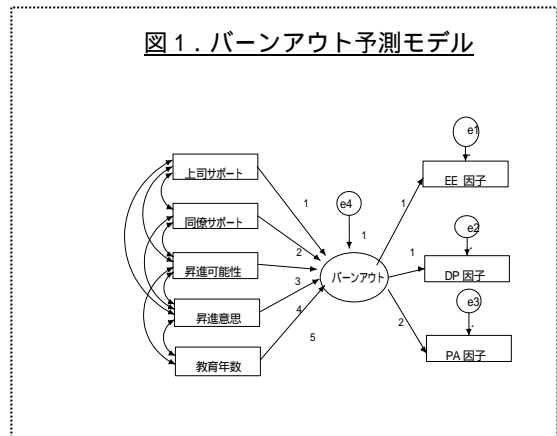
高齢者福祉施設介護職員の性差に着目して

澤田 有希子 (関西学院大学大学院)

1. 研究目的

現在、日本では高齢社会を支える人的資源として介護職員の果たす役割に多大な期待がかけられている。しかし一方で、ケア労働は過酷で賃金や社会的評価が低い労働と見なされおり、施設では介護職員のバーンアウトや離職が後を絶たないという現実がある。約 30 万人（内 2 割は男性）の介護職員が働く現場では、男女介護職員のバーンアウトを防ぐための適切な取り組みが緊要の課題とされている。介護職員の男性比率の低さを反映し、既存研究の対象は概ね女性に限定されてきた。そのため、これまで性差は十分に検証されてこなかった。しかし、バーンアウト構造に性差があれば、男女により異なる取り組みが必要になると考えられる。本研究では、構造の性差の検証を次の段階の目的として、性差に着目したバーンアウト予測モデルを理論的に構築することを目指した。

バーンアウト構造には、情緒的消耗感 (EE)、脱人格化 (DP)、個人的達成感 (PA) の下位尺度からなる Maslach & Jackson (1981) の 3 因子説を採用した。バーンアウト予測変数の選択では、男性介護職員を対象としたインタビュー調査研究 (澤田 2004) とバーンアウト規定要因に関する先行研究レビューを踏まえ、職場内サポート、キャリア意識、教育年数の 3 要因を選択した。結果、図 1 のバーンアウト予測モデルを構築し、同モデルを共分散構造分析によって検証した。



2. 研究方法

1) 分析対象：本研究は、2001 年 9 月に関西 A 県の高齢者福祉施設 46 施設の全職員 2350 人を対象に実施された質問紙調査で得られたデータの 2 次分析である。分析には、40 歳未満の常勤介護職員 353 名 (男性 89 名, 女性 264 名) を対象とした。平均年齢は、男性 26.29 歳 (S.D.=3.65), 女性 25.57 歳 (S.D.=5.04) であった。共分散構造分析の際に、欠損値処理を行い、標本数の男女間の均衡を保つため、女性標本数を無作為抽出法によって調整した。対象標本は男女各 81 名, 合計 162 名である。

2) 測定尺度：バーンアウト尺度として、翻訳改訂版 Maslach Burnout Inventory 17 項目 (Maslach&Jackson 1981; 田尾・久保 1996)、職場内サポート尺度として、上司サポート 5 項目、同僚サポート 7 項目 (Gleason-Wynn & Mindel 1999; 渡部 2001)、キャリア意識の測定には、昇進可能性と昇進意思を訊ねる 5 段階評価の単項目質問を用いた。教育年数は学歴を年数に換算した。

3) 分析方法：仮説に従って、バーンアウト予測モデルをたて、共分散構造分析によってモデル検証を行った。分析には、統計解析ソフト Amos5.0 を用いた。モデルの適合度の判定には、カイ二乗検定、GFI、AGFI、RMSEA の適合指標を用いた (豊田 1998)。仮説は、「介護職員のバーンアウトは、上司サポート、同僚サポート、昇進可能性、昇進意思、教育年数によって予測される。教育年数を除く 4 変数はバーンアウトを低減する効果を示す」であった。

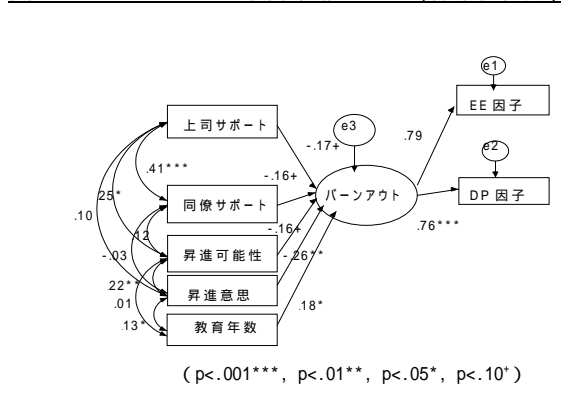
3. 結果

1) 尺度: 因子分析では, 最尤法による因子抽出を行い, 斜交回転後の因子負荷行列を得た. 結果, バーンアウト尺度 (EE 因子: $-.797$, DP 因子: $-.761$, PA 因子: $-.738$), 職場内サポート尺度 (上司サポート $-.915$, 同僚サポート $-.922$) は, いずれも想定された概念ごとに収束した.

2) 共分散構造分析: 仮説モデルは, $X^2(12 \text{ df})=25.841$, $p=.011$, $GFI=.966$, $AGFI=.899$, $RMSEA=.085$ と適合性が低く, モデルの妥当性を再検討した. バーンアウト尺度の因子相関行列 (r) は EE-DP: $r =.566$, EE-PA: $r =.209$, DP-PA: $r =.370$ と, 本来負の相関を示すべき EE-PA および DP-PA の因子相関行列が正の相関を示しており, バーンアウト尺度の 3 因子間における PA 因子の独立性について, 妥当性を再検証する必要性が認められた. また, 日本の福祉職のバーンアウトには, EE 因子と DP 因子の 2 因子構造が妥当とする実証研究の結果が確認された (原田ら 2000,2002; 高良 2004). そこで, PA 因子を除く 2 因子構造のモデルを改めて作成して, 仮説モデルを再検証した.

バーンアウト 2 因子の仮説モデルの検証結果は, $X^2(6 \text{ df})=2.838$, $p=.829$, $GFI=.995$, $AGFI=.976$, $RMSEA=.000$ となり, モデルは高い適合度を示した. 昇進意思 ($-.26^{**}$, $p=.003$) と教育年数 ($.18^*$, $p=.036$) に統計的有意差が見られ, 上司サポート ($-.17^+$, $p=.077$), 同僚サポート ($-.16^+$, $p=.080$), 昇進可能性 ($-.16^+$, $p=.065$) は傾向を示した (図 2). 2 因子仮説モデルは採択され, 仮説は部分的に支持される結果となった.

図 2. バーンアウト 2 因子仮説モデル(標準化係数)



4. 考察

介護職員は, 昇進意思を持ち, 昇進可能性に期待感が持てる人ほど燃え尽きにくいことが明らかになった. しかしその一方で, 教育年数の長い人, すなわち高い学歴をもつ介護職員は燃え尽きやすいことが示された. また, これまでの先行研究と同様に, 上司や同僚からのソーシャルサポートがバーンアウトを低減する効果が傾向として確認された. 上司サポートと同僚サポートの相関が統計的有意に高いことから, サポートを得ている人は上司と同僚の両方のサポートを得ており, 逆にサポートを得ていない人は両方とも得ていない可能性が示された. さらに, 上司サポートと昇進可能性, 昇進可能性と昇進意思の間に正の相関が見られたことから, 職場内で上司のサポートを得ている人ほど, 昇進可能性に期待感が持て, その期待感が昇進意思を強めることに繋がる可能性が示された. 逆に, 昇進意思の強い人は昇進可能性に期待感を持ちやすく, 昇進可能性に期待を寄せる人は積極的に上司とのコミュニケーションを図り, 上司や同僚からのサポートを受け取るという可能性も指摘できる.

福祉現場では, これまでの代表的な就労パターンは, 若年女性あるいは中高年女性の短期間就労やパート就労であった. そのため, 組織は長期雇用や成長発達を可能とする介護職の就労モデルを持たず, 介護職のキャリア・ディベロップメントを考える必要性に迫られてこなかった. しかし, 本研究結果が明らかにしたことは, 男女を問わず, 介護職員のバーンアウトには, 昇進意思が少なからぬ影響を与えていることであった. つまり, バーンアウトを防ぎ, 優秀な介護職員の育成と長期雇用を可能にするためには, 介護職員がキャリア志向を持てること, 将来のキャリアプランにある程度の見通しが立てられることが必要とされていると言える. 他方で, 女性の職場と言われる福祉現場においても, 他の市場同様に, 昇進昇給機会における男女間の不平等が指摘される現状からは, 性別役割分業が根付く労働市場の構造問題を根本的に問う必要があるだろう. 今後, 現場では, 男性だけでなく, 男女介護職員すべてに, 適切なキャリア発達を支援するための仕組みづくりを考えていく必要がある.

施設入所によって高齢者は何を手にするのか

-利用者が語ったライフヒストリーから

吉岡 なみ子（お茶の水女子大学大学院生）

1. はじめに

ゴフマンが、刑務所や軍隊、高齢者施設、修道院、学生寮といった入所施設（「全制的施設」）への入所は、さまざまなものを「制度的に剥奪し無力化する」（ゴフマン 1961:4）とってから約半世紀がすぎた。社会福祉基礎構造改革を経て、社会的介護における利用者の権利性は向上したと言われる。果たして本当にそうなのだろうか。本報告では、高齢者の生活介護施設に入所する利用者のライフヒストリーの聞き取りを通して、高齢者入所施設利用者である高齢者が、高齢者介護施設で生活するという経験を、主体的に自らの人生にどのように位置づけ、納得しているのか、あるいは納得しようとしているのかを考察するものである。

2. 分析枠組み

さまざまな経験を納得し、納得のゆく人生の物語を構築するとき、重要な役割を果たすのが「他人の作った物語」である。これを井上は、「文化要素としての物語：（神話、伝説、童話、小説、マスメディアを通じて流布される物語）」と、身近な他者が「私たちに向かって語る物語」である「相互作用要素としての物語」の2つに大別している¹。

この井上が整理した物語の枠組みの文化要素を、株本（2000）ⁱⁱは社会に浸透している価値観や道徳観、イデオロギーなどの概念の含むものとして拡張させ、老人ホーム利用者のライフヒストリーを分析している。その分析からは、納得のゆく物語の要素が抽出され（表.1）高齢者が経験を納得するために用いた「文化的要素としての物語」と「相互作用要素としての物語」が、効果的に取り込まれていることを明らかにしている。

表.1 株本による高齢者のライフヒストリーへの意味づけ / 解釈の類型（株本 2000 より報告者作成）

| | |
|----------|------------------------------------------------|
| 自己に関する概念 | 「自己主張」「自立」「幸福」「快さ（安全、安心、快適、楽しみなどを含む）」 「自律性」 |
| 他者に関する概念 | 「つながり」「依存」「貢献」「子どもの幸福」「他罰性」 |
| どちらでもない | 「あきらめ」 |

本報告では、井上、株本の分析枠組みを利用し、施設の職員や福祉制度が取り上げられた物語を中心に分析を行い、施設での生活がどのような物語として構成されるのか、それらは施設ケアサービスの受給者である高齢者にどのようなインパクトを与えているのかを考察する。

3. 調査の概要

聞き取り調査は、A県S郡に所在する介護老人保健施設（以下老健）「N」ⁱⁱⁱにおいて、2003年8月～2006年3月の間の計108日間おこなったフィールドワークの中でおこなった。質問内容は、要介護高齢利用者の属性、生活史、過去と現在の家族 / 知人のネットワーク、施設入所の動機、現在の生活

状況、今後の展望などである。調査場所は居室かホールにおいて、基本的に1対1で行い、はじめから終わりまで一度に聞き取ることとした。中断しなければならぬ状況が生じたときは、複数回に分けて聞き取りを行った。女性9名、男性5名、合計14名の利用者からライフヒストリーを聴取した。

4. 報告概要

【事例1】S.Tさん（75歳女性 要介護度2）

私、脳梗塞になってね。台所で倒れたらしいの。気がついたらいろんなものにつながれて、全然知らないところにいるんだもんねえ。手と足が動かなくなってるね。ほんとに意気地がなくなって。看護婦さんが4人がかりでトイレに座らせてくれたんだけど、だめでね。それでオムツ。はじめは（排尿）できなくてね。看護婦さんと呼ぶのは悪いから、我慢して、我慢して、我慢して、ほんとに我慢して、そうしたらね、でちゃったんだよ。（略）男もいるんだよ。その男が、オムツ見ようとしたときにはホントにびっくりしたよ。初めはだめでね。（略）それがね、ある時、男の看護婦さんが、「おむつにばかりしてたらダメだよ」って。「立てるようになるんだから、やってみろ。頑張り」って。やること早くってね。それ、行こうってトイレに連れてって来て。それから男の看護婦でも大丈夫になったの。

【事例2】T.Sさん（92歳男性 要介護度2）

おっかあが死んで7年、一人で暮らしてきた。昔、船乗りでな、海軍にいたんだ。（略）最近、身体が悪くなってね、息子の家に行くことになったんだけど、家も狭いし、なんていうのかなあ、居場所がね、居場所がみつからないっていうかね。孫にも嫁さんにも悪くてねえ、結局、自分でここを探して、でて来たんですよ。（略）今は何にも役に立たないし、せいぜい、できることをしようと思って、他の人の車イス押してやったら、看護婦さんにひどく怒られてす。とにかく今は、周りに迷惑かけないように、それだけです。思い起こしてみても、いいこともあったけど、こらえることも多いもんです。

入所者が施設での生活の納得を得る物語には、文化要素としての物語と「あきらめ」の概念が用いられることが多い。例えば、【事例1】でいえば病人役割（文化）、【事例2】では業績主義的な文化などが納得に作用を及ぼしているということができ、これらは一般社会に通底している文化であり、納得を得るために利用者とする手段は「あきらめ」しかないのである。ここでは、取り上げる事はできないが、相互作用要素の物語は、納得という点では高齢者への作用は少ないともいえるだろう。

【事例1】のS.Tさんは、「あきらめ」と同時に、異性介護も甘んじて受ける高齢女性障害者という病人役割（文化）の物語ではなく、リハビリ指導者と導かれるものとしての積極的な物語に差し替えを行っている。その差し替えは、導かれる女性と導く男性というジェンダー規範に適合的であったために、文化としての物語は自然なものとして受け入れられ、「あきらめ」ではない積極的な意味付けがなされ、新たな納得を得るに至っている。

なお、本調査はお茶の水女子大学ジェンダーCOEの助成による調査研究の成果の一部を用いている。

ⁱ 井上俊,1996,「物語としての人生」,『岩波講座現代社会学9 ライフコースの社会学』,岩波書店,24-5.

ⁱⁱ 株本千鶴,2000,「老人ホームのライフヒストリー」,『現代家族と家族政策』,ミネルヴァ書房,163-93.

ⁱⁱⁱ 保健医療福祉の複合施設にある社団法人運営の老人保健施設。定員50名。介護度平均は2.8。

ケアマネジメントにおける信頼関係の形成に関する研究

-質的研究による分析-

山井理恵(明星大学)

1. 問題の所在・研究の目的

介護保険制度においては、利用者のサービス利用を支援するために、ケアマネジメント(居宅介護支援)が導入された。ケアマネジャーは、実際のサービス利用に先駆けて、利用者に最初に出会う人材である。ケアマネジャーは利用者との協議のもとに、ケアプランの作成や調整を行うなどして、実際のサービス利用に携わる。そして、サービス開始後も、ケアマネジャーは、利用者と利用者を取り巻くケアシステムの間で、両者の介入を行い続ける。したがって、ケアマネジャーとの信頼関係が形成されなければ、利用者は、介護保険をはじめとするサービスの利用を拒絶する可能性が高い。

さらにいえば、信頼関係の形成は利用者の力(ストレングス)を引き出すために不可欠な要素の一つである。近年、社会学や社会心理学、政治学などの分野において、信頼に対する関心が改めて高まっている。しかしながら、高齢者のソーシャルワークやケアの分野においては、このような信頼研究を踏まえたうえでの分析は、NPOにかかわる研究などを除いては、十分に検討されてこなかった。

本報告においては、介護保険下において、利用者の力を引き出しながら、社会資源を利用するケアマネジメントのあり方を検討する一助として、ケアマネジャーが利用者との信頼関係の形成を行うための支援方法について、質的研究を用いて、明らかにすることとしたい。

信頼や信頼関係の定義は必ずしも定まったものではないが、本報告では、「複数の選択肢が存在し、かつその選択肢のプロセスや結果が不明瞭な状況において、特定の人物や団体が自分の期待に応えてくれるであろうという予測のもとに、その人物や団体を選び、あてにすること」とする。そして、信頼関係とは、当事者がかような期待を相手に対して抱き、相手をあてにしている関係とする。

2. 研究の方法

(1) 調査の対象：調査の対象は、東京都A市にある在宅介護支援センター4箇所所属するケアマネジャー14名である。

(2) 研究の方法：調査対象であるケアマネジャーにサービスを利用する際に、信頼関係形成において困難があった事例を1つ以上について選定を依頼した。事例の選定を依頼するに際しては、介護保険の該当者(状態から見て該当はすると判断されるが、認定未申請の場合も含む)で、ケアマネジャーがサービスを利用に際して集中的な支援を行った事例とした。なお、サービスの利用に結びついていないあるいは中断した事例についても含むように依頼した。その結果、抽出された37事例について、ケースの概要、ケアプランの概要、ケアマネジャーが利用者に対して行った支援プロセス、供給機関に対して行った介入プロセスについて、半構造面接を実施した。

データの分析にあたっては、質的研究方法のひとつである修正グラウンデッド・セオリー(M-GTA)を用いて分析を行った。

3. 結果と考察

分析を行った結果、コアカテゴリーとして、「利用者がケアマネジャーを自分の問題解決に役立つ社会資源として認め、活用していくような変容をとげていくこと」意味する「認識化」が示された。『拒否』にある利用者が、ケアマネジャーの支援を受けることによって、『批判』『傍観』へと変容し、ケアマネジャーを役に立つ社会資源として『認識』していくプロセスをたどる。

「認識化」をうながすために、ケアマネジャーは、利用者の力をひきだしながら、関係を形成し、ケアシステムに導いていく「前向きな関与」にかかわる支援方法を駆使する。「前向きな関与」は、自分たちが責任を持って、支援を行うことを利用者に言葉や行動で示すという『請け負う』、すでに利用者や家族が信頼している他の社会資源の供給機関からケアマネジャーと利用者のかかわりを促す『既存の資源からの方向付け』、ケアマネジャーが利用者にとっての問題の内容に耳を傾ける『「見地」へ接近する』、ケアマネジャーが利用者の肯定的な面を認め、接触時に利用者に言葉や態度で伝える『ささやかな励まし』といった概念から構成される。

もう一つの支援方法にかかわるカテゴリーである「わかりやすい形での問題解決」とは、情報の不確実性をカバーするために、利用者にとってわかりやすい形で、問題解決のプロセスと結果を示すものである。これは、ケアマネジャーとして、できる支援／できない支援を利用者に示す『支援範囲を定める』、利用者の抱える複数の問題の中では、最も緊急度の高い問題に焦点をあてて、その問題を優先的にかつ早急に解決することを試みる『緊急問題からの取組み』、ケアマネジャーが、供給機関に関する情報を収集し、利用者の問題を最大限解決しうる供給機関の候補を利用者に示し仲介する『妥当な供給機関の提示』、ケアマネジャーが手続きの具体的な方法を利用者に伝える『実際の知識の提供』、サービスを導入したことで、利用者の問題がどの程度解決したか、あるいはしなかったかを利用者に確認し、解決しなかった場合はそのあとの解決方法を利用者と明らかにしていく『すりあわせ』、ケアマネジャーが供給機関に対して行った連絡などの手続きと結果や見通しについて、利用者に伝達を行う『手続きの経過報告』といった概念から構成される。

「前向きな関与」と「わかりやすい形での問題解決」をつなぐ概念として、『「問題」の交差』が位置づけられた。利用者にとっての「問題」とケアマネジャーが解決すべきと判断した「問題」が一致しない場合に、利用者にとっての「問題」を尊重しつつ、専門職として行った判断を利用者に示し、両方の「問題」を接触させ、妥協点を見つける作業である

4. 結論

ケアサービスを利用することは情報の不確実性を伴う。利用者にとっては、ケアマネジャーの力量についても確実なものではない。それゆえ、ケアマネジメントプロセスは、ケアマネジャーの力量や意図が信頼に値するかを証明するプロセスでもある。

介護保険下におけるケアマネジメント関係においては、ケアマネジャーは他のサービスに先駆け利用者に出会い、ケアサービスを仲介し、かつケアシステムへの介入を行う「アクセス・ポイント」である。したがって、ケアマネジャーが利用者に仲介した供給機関が、利用者との信頼関係を形成していくための供給機関への介入についても検討する必要がある。今後は、ケアマネジャーが供給機関に対して行った介入についても検討を行うこととしたい。

本報告は、平成 16 年度ユニバーサル財団助成「ケアマネジメントにおける利用者の社会資源活用支援に関する研究」(助成番号 04 - 01 - 035) の研究成果の一部である。

公的保証人制度の取り組みとその課題について

中村 好孝（一橋大学大学院）

1. 問題の所在

アパートを借りるために不動産屋に行くと、聞かれることは、予算や希望する間取りや住みたい地域だけではない。たいていの場合、「ご職業は？」「保証人はご家族ですか？」とたずねられる。これに無難に答えることのできない人は、アパートを借りて一人暮らしを始める際にしばしば苦労する。この問題に対して、いくつかの自治体が「公的保証人制度」という取り組みを始めている。これは、保証人が見つからないという理由で賃貸物件を借りることができない人に対して、入居時支援と居住継続支援とを行なう制度である。本報告では、公的保証人制度の背景と概要を整理し、その意味について考察する。

2. 背景

公的保証人制度が必要とされるようになった背景はいくつかある。

第一に、高齢者の増加である。多くの公的保証人制度の主な対象は高齢者である。

第二に、とりわけ障害者に対して、地域社会での自立がより一層求められるようになってきていることである。例えば新障害者プラン（2002年）は、社会的入院の状態にあるとされる約72000人の精神障害者について、10年のうちに退院・社会復帰を目指すという目標を掲げている。しかし地域社会の受け入れ体制は未整備であり、保証人問題はその一つである。

第三に、居住福祉を求める社会運動の存在である。川崎市の場合、入居差別を禁じる住宅条例や公的保証人制度を提言したのは、川崎市外国人市民代表者会議であった。また、障害者やホームレスを支援するNPOなどが、これまで保証人問題に独自に取り組んできたという経緯がある。

第四に、これまでも、公営住宅の精神障害者単身入居を可能にすることが求められてきた。これは実現しつつあるが、質量ともに、民間賃貸アパートの活用は不可欠であろう。

「公的」ではない取り組みとして、すでに民間保証会社というものは存在しており、利用されてきた。これは、賃貸契約時に、借り主が民間保証会社に保証料（家賃の1ヶ月分より安いことが多い）を支払うことで、保証会社が連帯保証人を引き受けて家賃などの滞納保証を行なうものである。あるいはNPOなどが保証人を請け負うということも行なわれてきた。ここに自治体が加わったものが公的保証人制度である。

3. 制度の概要

保証人制度の役割は、大きく二つに分けることができる（入居支援と居住継続支援）。それとは別に、金銭的な責任と身元保証面での責任とに分けることもできる。公的保証人制度における行政の役割は、それらの役割や責任を分散させて、全体として制度をコーディネートすることである。

借り主は、おおむね、次のような条件を満たす人である。(1)家賃を支払える(生活保護含む)。(2)保証人が見つからないために賃貸物件を借りることができない。(3)自立した生活ができる。(4)在住条件(自治体の制度であるため、その自治体に住んでいるか、あるいは勤めていることを条件にしている場合が多い)。

もっとも包括的な利用者を想定しているのは横浜市である。高齢者、身体・知的・精神の障害者、外国人、特定疾患患者、母子家庭の母等、児童福祉施設等退所者、生活保護受給者、DV 被害者、ホームレス自立支援施設退所者。

行政は次のような役割を担う。(1)制度全体に、信頼性、安心感を与えること。「公的」制度であることの少なからぬメリットはこの点である。(2)制度についての情報の提供、知識の普及。(3)協力不動産店の開拓。利用者へのあっせん。(4)保証料の一部を助成。(生活保護の住宅扶助が、保証料を認めていないため)

賃貸人は、高齢者や障害者の環境に理解をもち、その改善に協力してもらおう。トラブルには、支援団体、保証会社、行政と協力して対応する。制度の協力不動産店のリストを作っている場合もある。

民間保証会社は、保証料を受けとる代わりに、連帯保証人の役割を担う。滞納家賃と原状回復費用を立て替え払いする。

関係支援団体は、主に入居してからの日常生活支援、つまり居住継続支援を担う。しかし、この仕組み自体が入居時に賃貸人の理解を得る助けにもなっており、入居支援としての機能もある。

4. 考察

公的保証人制度はどんな意味を持っているのだろうか。

第一に、そもそも保証人制度というものがなければよいのではないか、という考え方もあるかもしれない。つまり、賃貸物件を借りる際に保証人を必要としたり、その保証人が身内(親族など)であることを要求したりすること自体を批判する、という議論の仕方もできるかもしれない。

たしかに、貸し手が、身内の保証人を要求すること自体は問題なしとしない。しかし、これから自立生活を送る借り手が何らかのつながりを持っておくことは、悪いことではないし、必要なこともある。公的保証人制度が取り組んでいるような形で、自立した生活を望む人がネットワークを持てることは、全否定すべきではないと私は考えている。

第二に、この制度があることによって、はじめて、自立生活の現実的なイメージが持てるということはある。自立生活運動の意味は色々あろうが、身のまわりのことで自分でできないことがたくさんある障害者が、実際に自立生活ができるということを示したことも、その意味の一つである。それと同様に、自分には身寄りがない、高齢者だから保証人になってくれる人がいない、定職がない元ホームレスである、ドメスティック・バイオレンスから逃れても住むところがない、などの理由で、アパートを借りてのひとり暮らしを端からあきらめている人に、それが可能であることを示すことも、この制度の達成すべきことである。

第三に、この制度は連帯保証人が負ってきた責任を、各アクターに分散させる効果がある。制度対象者がひとり暮らしを始めようとするときの、「何かあったとき、誰が責任をとるんですか」という大家や地域の反応に対して、公的保証人制度は、家賃については保証会社、日常生活については支援団体、制度全体の窓口は行政、という形で答えている。この制度の対象は、社会的排除という問題とおおまかに重なっており、その試みは、排除されている人を社会的ネットワークへとつなげる工夫の一つとみなせるのではないか。